

濟定檢省部文

374.1
Og 1
資料室



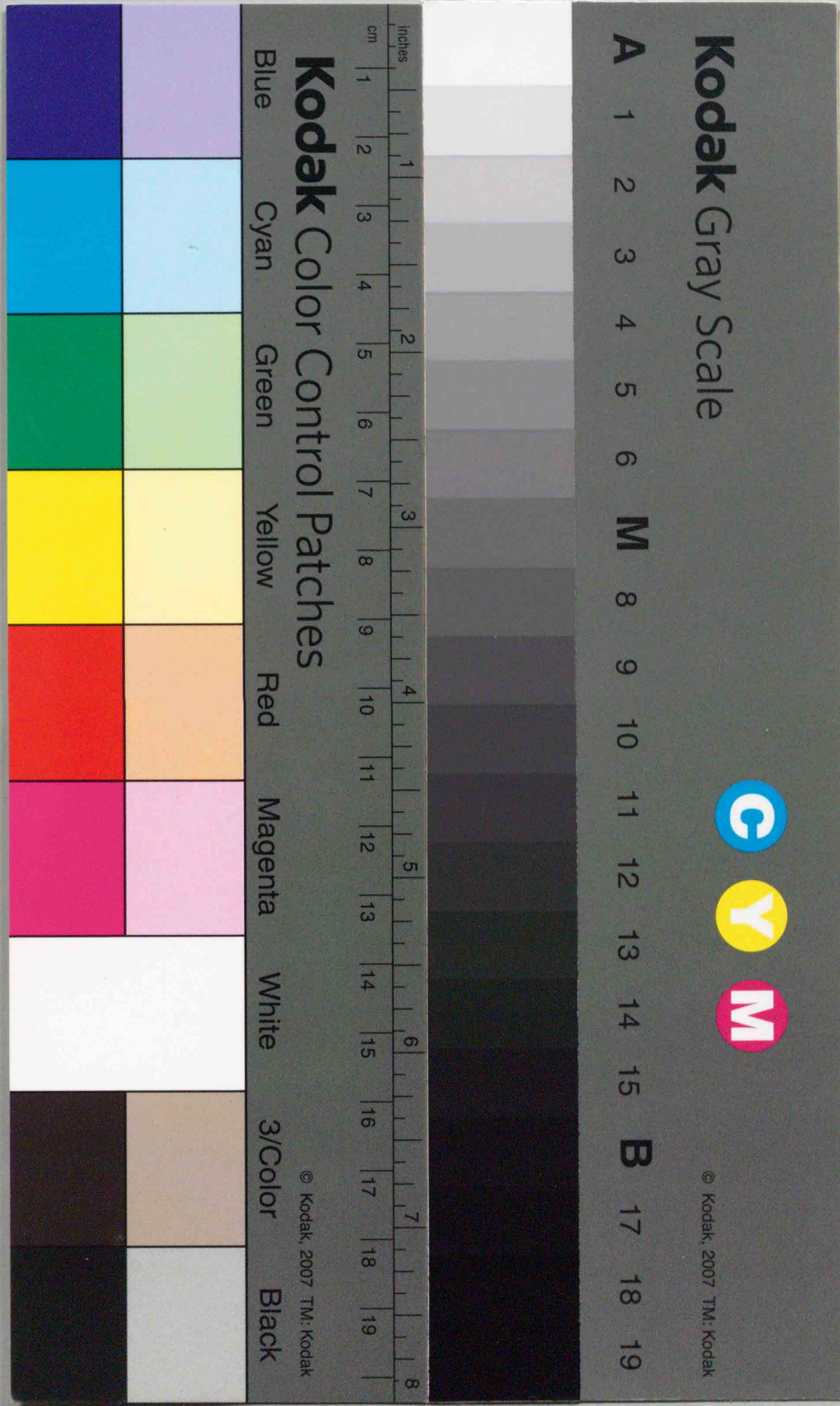
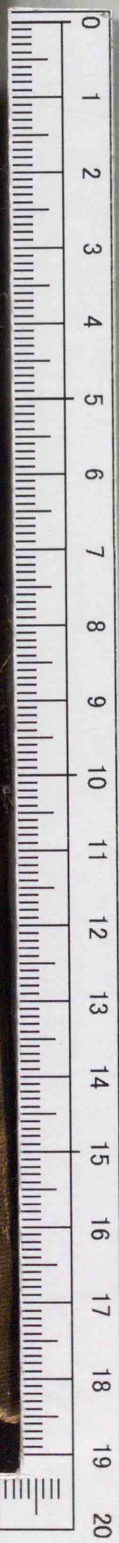
新撰 小學校管理法

小佐藤川正
原熊治郎
助市郎行

共著

改訂版

東京寶文館藏版



41205

教科書文庫

4
370
51-1916
20000 65009

T5
1916



資料室

日五十月一年五正大
濟定檢省部文

教科書文庫
4
370
51-1916
2000065009

小川正行
佐藤熊治
篠原助市
共著
新撰
小學校管理法

東京寶文館藏版

改訂版



374.1
081

分
時
時

凡例

一本書は、師範學校に於ける教育科の系統的教科書となさんが爲に、師範學校教育科教授要目に據り、最新の學說に基づき、著者の經驗に照らして編纂したるものなり。

一本書は、嘗て發行せる系統的教育學教科書を、其の後に於ける著書が實際教授の結果と、教育家諸氏の忠言とに徴して、改訂を加へたるものなり。

一本書の編纂に當りて、著者は、最も教育科各分科に屬する他の教科書との連絡に意を用ひ、互に相補益して、生徒の理會を容易ならしめんことを務めたり。

一小學校管理法の範圍に屬する事項は、甚だ尠雜にして、到底之を詳述すること能はず。故に本書に於ては、法令の規定上、稍重要なりと

凡例

著共市助原篠・行正川小・郎治熊藤佐

◀書科教科育教的統系▶

濟定檢省部文共書各

●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
通普	通普	通普	撰新	撰新	撰新	撰新	撰新	撰新	撰新
各	心	教	近	小	各	論	心	教	
科	理	育	世	學	科	理	理	育	
教	授	學	教	校	授	學	學	學	
法	學	史	法	法	法	學	學	學	
定價	定價	定價	定價	定價	定價	定價	定價	定價	定價
金五	金參	金五	金六	金六	金八	金參	金四	金五	金五
拾八	拾貳	拾一	拾參	拾五	拾一	拾一	拾七	拾四	拾一
錢冊	錢冊	錢冊	錢冊	錢冊	錢冊	錢冊	錢冊	錢冊	錢冊

館文寶 區橋本日京東 所行發 目丁三町石本

広島大学図書

2000065009



認むる事項のみを説明するに止めたり。然れば實地の施設運用に關しては、教育實習の際に臨みて、適宜生徒を指導し、更に詳細に知悉せしめんことを要す。

一本書の教授に際しては、生徒をして、常に小學教育に關する現行法規を参照せしめ、又各府縣に於ける教育法規の要領を附説して、充分現行法令の規定するところと、其の精神とに通曉せしむべく、更に又毎年文部省に於て刊行する日本帝國文部省年報及び最新の府縣教育統計を巧みに利用し、生徒をして深く本邦小學教育の現況を理會せしめ、修身科及び他の教科分科の教授と相待ち、自から進んで其の局に當らんとする信念を養成するを要す。

大正元年十月

著者識

改訂版緒言

一、本書は曩に修正發行せる新撰小學校管理法を、其の後に於ける教授の經驗と、本書を使用せる教育家諸氏の忠言とに基づきて、更に改訂を加へたるものなり。

一、學校管理法の教授に際しては、徒らに法令の規定のみを列舉して、生徒をして、其の煩多なるに飽かしむることなく、常に教育の原理と、法規の精神とを參酌して、適當なる解釋を試み、且内外の事例を舉げて對照し、優良小學校の施設等を補説し、理會せしむるを要す。

大正四年九月

著者識

新撰 小學校管理法目次

緒論……………一頁

第一章 小學校管理法の意義及び範圍……………一

本論……………四

第一篇 教育制度……………四

第一章 本邦教育制度の概要……………四

第一節 教育行政の性質……………四

第二節 教育行政機關……………七

第三節 小學校教育に關する法令……………一二

第二篇 學校管理法……………一五

第一章 小學校の本旨種類……………一五

第一節 小學校の本旨……………一五

第二章 小學校の種類	二一
第一節 小學校の設置	二三
第一節 市町村立尋常小學校の設置	二三
第二節 市町村立高等小學校及び私立小學校の設置	二八
第三章 小學校の教科	三一
第一節 修業年限	三一
第二節 教科目	三三
第三節 教科程度及び教授時數	三六
第四節 教科用圖書	四四
第五節 教授の期間及び休業日	四六
第六節 教授の豫件	五二
第七節 學業成績の考查及び修業卒業の認定	五九
第四章 小學校の編制	六四
第一節 學級編制	六四
第二節 教員の配置	七九

第三節 補習科	八三
第五章 就學	八八
第一節 強制教育	八八
第二節 學齡兒童	九〇
第三節 就學義務	九二
第四節 就學義務の執行に關する事務	九七
第六章 小學校の職員	一〇四
第一節 種類及び名稱	一〇四
第二節 服務及び職務	一〇六
第三節 權限	一一七
第四節 資格及び待遇	一一九
第五節 任用及び解職	一二三
第六節 懲戒	一二七
第七節 俸給及び諸給與	一二九
第七章 小學校の事務	一三七

第一節	校務の種類	一三七
第二節	校務の整理	一四二
第八章	小學校の費用負擔及び授業料	一四六
第一節	費用及び負擔	一四六
第二節	豫算及び支出	一五〇
第三節	學校基本財産及び授業料	一五一
第九章	小學校に類する各種學校	一五七
第十章	幼稚園	一六一
第十一章	小學校の管理及び監督	一六五
第十二章	小學校の設備	一七〇
第一節	校地及び水	一七一
第二節	校舎	一七六
第三節	校具	一八九
第四節	學校園	一九八

第五節	諸設備の保管	二〇〇
第三篇	學校衛生	二〇二
第一章	學校衛生の必要及び範圍	二〇二
第二章	學校設備に關する衛生	二〇三
第一節	學校清潔法	二〇五
第三章	學校生活に關する衛生	二〇九
第一節	兒童の姿勢	二〇九
第二節	教授の開始及び休憩	二一一
第三節	教授上の文字	二一八
第四章	學校兒童に關する衛生	二一八
第一節	學校病	二一九
第二節	學校傳染病の種類及び豫防消毒	二二二
第三節	救急療法	二二七
第四節	身體検査及び學校醫	二三三

に適當なる場所たらしめ併せて其の事業の効果を以て、充分良好ならしむべき方案を、主として實際的、法令的方面より講究するものなり。

蓋し小學校教育の事たる、單に科學として之を理論的方面より講究する必要あるのみならず、之が實施に當りては、更に其の國土に於ける特殊の事情に適應せしめざる可からざる必要あるを以て、必ずや、又其の實際的講究に俟たざる可からず。殊に現時の小學校の施設は、悉く其の基礎を國家の法令中に有するを以て教育の効果を以て充分良好ならしめんと欲せば、法令の規定せる範圍内に於て、之を運用するを要するのみならず、常に法令の精神を貫徹せんことを務めざる可からず。是れ理論的教育學と共に實際的教育學の講究を要する所以にして、従つて又小學校管理法の講

管理法の必要

究を要する所以なり。

小學校管理法に於て講究すべき範圍は頗る廣く、小學校の設置、教科編制を初めとし、職員、兒童に關する事項に至るまで、一切の實際的事項を包括すれども、本書に於ては、之を大別して、主として本邦に於ける現在の教育制度と、此の制度に基づきて、小學校の施設運用の完備を講究する狹義の學校管理法及び學校衛生との三部となせり。

管理法の區分

本論

第一編 教育制度

第一章 本邦教育制度の概要

第一節 教育行政の性質

教育行政は、内務行政中の一部份にして、國民の福利を増進せんが爲にする積極的施設なり。蓋し國民の精神及び身體の狀態如何は、直接に國民自身の利益慶福に關係すること大なるのみならず、延いて國家の進歩發達に影響すること少からず。是れ教育行政の事務が、勸業・土木・交通等に關する經濟行政、衛生に關する衛生行政の事務と相鼎立して、共に助長行政と總稱せらるゝ所以なり。而して此の助長行政は、

教育行政の性質

國家司法
行政
警察行政
内務行政
積極的助長行政

警察行政
勸業行政
土木行政
交通行政

助長行政
經濟行政
衛生行政

更に又保安警察の事務たる消極的行政と相待ち、内務行政事務の全部を構成す。

凡そ一般行政の事務は、國家自から其の機關を設けて、直接に之を處辨するを以て通則とす。然れば教育行政の事務に於ても、國利民福の消長に關すること最も重要なものは、國家の最高機關たる中央官廳、直接に之を處辨し、若しくは地方官廳をして、多少の斟酌を之に加ふるを得しむるに止むと雖も、稍重要ならざる事務に至りては、主として地方の情況に應ぜしむるの要あるを以て、國家は特に其の權力を割きて、之を地方自治團體の處辨に委任せり。前者を國の教育事務と云ひ、後者を市町村の教育事務と云ふ。

教育に關する事務中、小學校の目的・種類・修業年限・編制・教科目・教則、及び就學の義務・教員の資格・費用の負擔等の如き

助長行政
直接に國民の福利を増進せんが爲にする積極的施設なり。蓋し國民の精神及び身體の狀態如何は、直接に國民自身の利益慶福に關係すること大なるのみならず、延いて國家の進歩發達に影響すること少からず。是れ教育行政の事務が、勸業・土木・交通等に關する經濟行政、衛生に關する衛生行政の事務と相鼎立して、共に助長行政と總稱せらるゝ所以なり。而して此の助長行政は、

國家的
初等教育
普通教育

教育事務の二方面

次官は大臣を佐け全般の省務を整理し、省内各局部の事務を監督す。參政官は大臣を佐け帝國議會との交渉事項を掌理す。副參政官は大臣の命を承け帝國議會との交渉事項に參與す。局長は大臣の命を承け、主任の事務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督す。其の他參事官は便宜局課に兼務し、秘書官は主として機密の事務を掌り、書記官は大臣官房の事務を掌る。

文部省所管の事務は、専門學務局、普通學務局、宗教局の三局に分ちて之を掌理す。

専門學務局は、帝國大學、高等學校、專門學校、實業學校、天文臺、氣象臺、海外留學生、學士會院、學位等に關する事項及び學術技藝の獎勵調査等に關する事務を管掌す。

普通學務局は、師範教育及び中學校、小學校、幼稚園、高等女

學校、盲啞學校等の教育、其の他圖書の編纂發行、檢定、教育會、通俗教育、兒童の就學及び圖書館、博物館等に關する事務を管掌す。

宗教局は、神佛各派寺院、宗教の用に供する堂宇、其の他宗教に關する事項並びに古寺社の保存、僧侶及び教師に關する事務を管掌す。

二、府縣知事 地方行政官廳の上級官は、各府縣知事(道廳長)に於ける一般行政を掌る。教育學藝に關しては、文部大臣の指揮監督を受けて、法律命令を執行し、部内の事務を管理する職權を有し、國の教育事務を行ふと共に、又地方團體たる府縣の教育事務を執行す。知事の教育事務を執行するに方り、補助機關たるものを内務部長、理事官(兼視學官)、府縣視學及及び府縣屬等とす。

府縣知事

即ち學校の他の必要校
以上を電し其他甲乙を校
事務ある校高校、
専ら其の情状を
幼雅園を同じ、

依命り府縣知事... 本論第一章 本邦教育制度の概要

三、設備及び費用に關するもの。

- (2) 教科目の選定、加除に關すること。
- (3) 補習科の設置、廢止に關すること。
- (1) 設備に關すること。
- (2) 經費豫算の調査に關すること。
- (3) 授業料に關すること。
- (4) 學校基本財産に關すること。

參照（市制）第八十三條（町村制）第六十九條（令）第六十條第六十一條第六十二條第六十三條（則）第八十二條第八十三條第八十四條第八十五條

第三節 小學校教育に關する法令

小學校教育に關する法令

本邦の學校教育は、専門教育、普通教育、實業教育の三大系統に分たれ、高等専門の學術、技藝を授くるものには大學及び各種の専門學校あり。日常必須の學術技能を授け、健全な

現今にはわが國は、實業教育の準備と見做さるるに非ざらん

業

小學校令

る國民を養成するものには、小學校、中學校及び高等女學校、實科高等女學校あり。實業に必要な教育を施すものには、諸種の實業學校あり。別に又教員たらんとする者の爲に教育を施す師範學校あり。組織略、整然として遺漏少きに庶幾し。就中小學校の教育は、社會の凡ての階級に亘り、あらゆる學校教育の基礎をなすものにして最も重要なり。小學校教育に關する法令に種々あり。

一、小學校令 小學校教育に關する基本的法令を小學校令とす。明治五年學制を頒布し、小學制度を創定せられしに始まり、爾來數回の改正を經、明治十九年に至り、始めて小學校令と稱せられたり。現行のものは、明治三十三年八月勅令を以て發布せられ、其の後に至り、國勢の發展に伴なひ、數回の部分的改正を加へられたるものなり。

本論 第一章 本邦教育制度の概要

小學校令 一三

小學校令施行規則

二、小學校令施行規則 小學校令に據り、實際教育の運用方法に關する細則を定めたるものを小學校令施行規則とす。從來に於ては個々獨立せる規程なりしが、小學校令の改正と共に、之を統一して小學校令施行規則と改稱し、明治三十三年八月、文部省令を以て發布せられたるものなり。其の後數回の改正を一部に加へられたれども、大體に於ては變更することなく、小學校令と相待ち、共に本邦小學教育に關する法規の根幹をなせり。

右の外、市制、町村制（明治二十二年發布、全四十四年改正）地方學事通則（明治二十三年發布、大正四年改正）、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法（明治二十三年發布、全三十二年改正）、市町村立小學校教育費國庫補助法（明治三十三年發布、其の如き諸法律、及び市町村立小學校教員俸給に關する規

本邦小學教育の特色

定（明治三十年勅令、同四十年改正）、市町村立小學校教員加俸令（明治三十三年勅令、同四十四年改正）を始め、小學教育に關する勅令、其の他の法規少からず。

以上の諸法規に依り、整然として、殆ど全國劃一に制定せられたるは、本邦小學校教育の一大特色にして、次ぎに、其の教育が、凡ての宗教の外に特立し、課程外と雖も、宗教教育を施し、又は宗教的儀式を行ふことを許されず、全然宗教と分離するは、又本邦小學校教育の一大特色なりとす。

（參照）（教育史第三篇） 明治三十二年八月文部省訓令第十二號

第二編 學校管理法

第一章 小學校の本旨及び種類

第一節 小學校の本旨

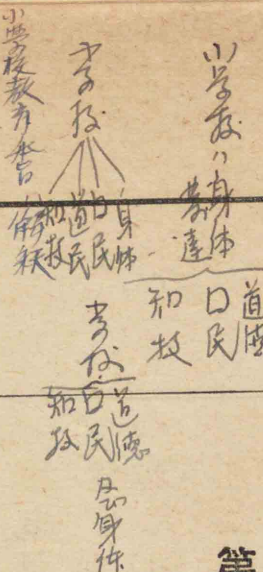
小學校の目的は、小學校令第一條に明かなり。同條の規定に曰く、

小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。

と。今以上の旨趣を案ずるに、小學校教育に於ては道德教育及國民教育及び知識技能の教育を以て三大目的と定め、而して此の目的を達せんが爲には、之が基礎たる一大要件とし

小學校教育の本旨

道徳教育



道徳教育

て、兒童身體の發達に留意せざる可からざることとを宣明したるものなり。尙左に以上の要項を略説せん。

一、道徳教育の基礎を作ること 兒童は、他日社會の一員として世に立つものなるを以て、幼時より其の良心を啓培し徳性を涵養して、人道實踐の人となるべき基礎的習慣を養ひ、依りて以て他日圓滿完全なる人格を發展大成すべき素養を與へざる可からず。實に道德的生活は、人生の到達すべき理想境なり。人類をして此の理想境に近づかしめんが爲には、夙に小學校時代に於て、其の道德教育を爲さざるべからざることとを俟たざるなり。

二、國民教育の基礎を作ること 兒童は、又他日、日本國民として我が國家を組織するに至るべきものなるが故に、幼時より我が國固有の國民的教化を與へ、我が國體の尊嚴

國民教育

なる所以を知らしめ、我が國語に通ぜしめ、我が國民として必要なる道德風習に薰染せしめざる可からず。元來完全なる道德的生活は、完全なる國民生活を包括するものなれば、特に之を區別するの必要なきが如しと雖も、今や世界の列國は、皆其の國民の教育に熱中し、各國本を培養して、互に實力の競争を事とせんとす。然れば小學校に於て、兒童の精神を陶冶し、國民的志操を育成して、眞に我が國家の進歩發達を企圖する忠良なる國民を養成するは、最も重要な事件にして、殆ど小學教育の中心的任務なりと云ふも不可なきが如し。是れ特に國民教育と道德教育とを區別する所以なり。然れども此の兩者は、短少なる歲月の間に於て、之を完成せんことを望むべきに非ざるを以て、小學校に於ては、兒童が他日成長して自ら此の兩

知識技能の教育

者を發展大成するに至るべき基礎を與ふるを以て満足せざるべからず。

三、生活に必須なる普通の知識技能を與ふること 次ぎに、

兒童は又成長の後、相當の業務に従ひ、各活社會に立ち獨立の生活を爲さざる可からず。故に小學校に於ては、日常生活に必須なる實用的知識技能を附與することを要す。然るに人生の職業は頗る多種多様なるを以て、兒童將來の希望に應じ、特殊の職業の爲に準備を與へんとするが如きは、到底望むべからざるを以て、小學校に於て授くる知識技能は、兒童家庭の地位・職業の如何に關せず、又兒童が將來に於て受くべき教育の如何に拘らず、必ず必要なる普遍的基礎的なるものならざる可からず、是れ小學校教育の任務の重大なる所以なり。

身體上の注意

而して兒童身體の發達に留意し、強壯にして有爲なる國民を育成すべきことは、又以上の三大目的の基本となり、小學校事業の全般を貫通する一大要件なりとす。蓋し心身の關係は、極めて親密なるものなれば、身體の健康及び其の發育の狀態如何は、兒童精神の發達に影響すること頗る大なるのみならず、之を個人的に考察すれば、身體の發育期に際して、不良なる影響を受くること甚だしきときは、兒童が他日獨立の曉に及びても、身體の健康を毀ひ、永く幸福を全くすること能はざるべく、之を國家的に考察すれば、國民の體力尪弱なるときは、國家の兵力及び國民の經濟的生産力に於て、常に他國に劣らざるを得ざるの不幸に陥るべしなり。是れ小學校教育に於て、以上の三大目的と共に、身體の養護を以て特に一大要件なりとなせる所以なり。

參照 (教育學目的論及び小學校論)

第二節 小學校の種類

小學校は、其の標準に従ひて、之を左の三種に分つ。

一 教科の程度に依る種別

尋常小學校は、國民生活上必須なる教育を施す場所にして、日本國民たるものは、其の子弟をして必ず先づ此に入學せしめて、教育を受けしめざる可からず。高等小學校は、尋常小學校よりも稍、高尚なる程度に於て、普通教育を施す所にして、兒童を此に入學せしむると否とは、法令の規定上國民の任意とするところなれども、國民の子弟が、此の程度の教育を受くるに至れば、尋常小學校に於て受けたる教育の効果を益、完全にし、從ひて益、國家の進歩發展を助長することを得るに至るべし。

尋常小學校
高等小學校

才高 才二條
尋常高等小學
校
五條
本邦を令一
の号

尋常高等小學校は、以上二校の教科を一校に併置したるものにして、其の各部には尋常小學校又は高等小學校の規定を準用すべきものとす。

(参照) (令) 第二條、第三條

二、學級の編制に依る種別

多級小學校は、全校兒童を二學級以上に編制せる學校なり。單級小學校は、全校兒童を一學級に編制せる學校なり。

參照 (則) 第三十九條

三、經費負擔に依る種別

市町村立小學校は、市町村又は市町村學校組合、若しくは其の區の負擔を以て設置せる學校なり。

私立小學校は、私人の費用を以て設置せる學校なり。

以上の外、高等師範學校附屬小學校は、國費を以て設置せ

私立小學校
市町村立小學
校

多級小學校
單級小學校

官立小學校

公立小學校

尋常小學校の
設置

らるゝ小學校にして、即ち官立小學校なり。又府縣立師範學校附屬小學校は、府縣費を以て設置せらるゝ小學校にして、即ち府縣立小學校なり。又府縣若しくは市町村の如き公共團體の費用を以て設立したる小學校を公立小學校と稱す。我が國に於ては、本則として市町村立小學校を以て、義務教育の場所となすが故に、其の數最も多く、私立小學校の數は甚だ少し。

第二章 小學校の設置

第一節 市町村立尋常小學校の設置

才高 才二條
設置の義務 市町村は必ず其の區域内の學齡兒童を、悉く就學せしむるに足るべき尋常小學校を設置すべき義務を有す。蓋し我が國家は、一方に於て學齡兒童の保護者に

郡の補助

府縣の補助

上級自治團體の補助 尙以上の孰れの方法に依るも、町村の資力乏しくして費用の負擔に堪へず、又は學校組合を設置すること能はざる時は、郡は府縣知事の指揮を受けて、此等の町村に相當の補助を與ふ可く、若し郡が此の補助の支出に堪へざるか、又は市の資力乏しき時は、府縣は此等の郡市に相當の補助を與ふ可し。是れ獨り下級地方團體が、國民教育の義務を負ふのみに止らず、郡及び府縣に於ても亦其の義務を免かるゝを得ざることを規定せるものなり。之を要するに、國家は諸種の方案を設けて出來得べきだけ、國民教育の旨趣を貫徹せんことを期し、萬一の遺漏なからんことを圖れるなり。

參照（地方學事通則） 第五條、第七條、第一條、第四條（令） 第六條、第七條、第八條、第十條、第五十三條、第五十四條

兒童教育事務免除

尋常小學校の校數位置

二、設置義務の免除 然れども土地の狀況に依り、なほ以上述べたる町村學校組合又は兒童教育事務の委託の二方法中、其の孰れをも取る能はざる場合に際して、郡又は府縣よりも補助を與ふること能はざるが如き例外の場合に於ては、府縣知事は其の町村の一部に對して、尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免除することを得べし。是れ實に情狀止むを得ざる場合なり。之を稱して兒童教育事務の免除と云ふ。

參照（令）第十二條

三、校數及び位置 尋常小學校を設置せんとするとき、市の場合に於ては、其の校數及び位置は、府縣知事之を決定し、町村の場合に於ては、郡長之を決定して、府縣知事の認可を受くべきものとす。而して此の際、知事又は郡長は市又は町

第三編 九十五頁 冬 四

百一頁
七十一頁

男女

村の意見を聞くを要するは、即ち之が設置の義務を有する
 地方團體の意見を尊重するの意に出でたるものとす。然れ
 ども、元來尋常小學校の校數及び位置たる、兒童の就學、及び
 學習等に影響を及ぼすこと頗る大なるを以て、全然之を地
 方團體の意志に放任することなく、國家は監督官廳に最後
 の決定權を附與し、公平無私なる裁決を爲さしめ、依つて以
 て兒童の教育に支障なからしめんことを圖れり。
然水のりも概して、市町村は、地方團體に依りて、自治行政に及ぶるべき上、且、取
 照(金)第九條第十一條、有利の方策を、とす。

第二節 市町村立高等小學校及び私立

小學校の設置

一、市町村立高等小學校の設置、市町村は、單獨若しくは
 町村學校組合を設け、其の負擔を以て高等小學校を設置す
 ることを得べし。此の際學校の設置及び廢止に就きては、府

高等小學校の
設置廢止

第九條 市町村

縣知事の認可を受け、町村學校組合の設立及び解除に就き
 ては、郡長の認可を受くべき外、何等の規定するところなし。
 蓋し高等小學校は、既に義務教育の課程を修了したる兒童
 を教育する場所なるを以て、國家は敢へて之が設置を市町
 村に強制することなく、其の自由に任じたるなり。然れども
 尋常小學校の課程を終るも、更に進みて中等教育の門戸に
 入らざる多數の兒童を收容して、一層精深にして適切なる
 普通教育を施し、以て義務教育の効果を完くするは、極めて
 必要なるのみならず、他日再び義務教育年限の延長せらる
 るの日あるべきを以て、地方團體が今日より之が準備とし
 て高等小學校を設置せんことは、國家の大に希望するところ
 とす。然れど、若し市町村にして高等小學校の設置經營に
 のみ腐心し、尋常小學校の設備及び經營を閑却するが如き

外國の義務教育

隨意に任じたるを以て、修業年限も亦地方の事情に應じて之を斟酌するの餘地を與へられたり。

之を現時に於ける歐米諸國の狀勢に徴するに、獨逸の各聯邦は、多くは八箇年の國民學校を以て義務教育となし、更に之に加ふるに、二箇年又は三箇年の補習科を強制するものあり。佛蘭西、奧太利、瑞典、那威、丁抹の諸國は、八箇年乃至七箇年を以て義務教育となし、其の他の諸國も、多くは之を六箇年以上に規定せり。然れば現在に於ける我が國六箇年の義務教育年限は、必ずや他日再び之を延長するの日あるを期せざる可からざるなり。

參照 (教育史歐米現時の學制) (令) 第十八條

明治四十年三月文部省訓令第一號

第二節 教科目

教科目

教科目の選定は、國民教育上極めて重要なる事件なるを以て、國家は教育學上の學理と自家の必要とに顧みて、是等教科目を選択し、大體上全國劃一に之を制定せり。今之を表すすれば次ぎの如し。

一、尋常小學校

1、必設教科目

修身 國語 算術 日本歴史 地理
理科 圖畫 唱歌 體操 裁縫 (女兒)

2、選擇加設教科目

手工

(但唱歌は府縣知事の認可を受け、當分の内之を缺くことを得)

尋常小學校に在りては、手工は土地の情況に依りて之を加ふることを得、即ち選擇加設教科目なり。然れども、本科は其の性質上、構想的發表的教科にして、兒童の趣味に適し、教育上の効果顯著なるのみならず、將來に於ける我が國勢の

my ran
Yund
Laptul
Landon

有竟... 児童本竟... 發展は、主として工業技術の進歩に俟たざる可からざるが如き事情あるを以て、なるべく一般に之を加設するを可なりとす。明治四十年三月文部省訓令に於ても、此の趣意を以て、本科を奨励し、將來本科の必設教科目となるの日あるべきを言明せられたり。

二、高等小學校

1、必設教科目 尋常小學校の必設教科目に同じ。

2、選擇加設教科目 手工、農業、商業、(英語)

(以上の教科目は、當分の内府縣知事の認可を受け、之を缺くことを得)

選擇加設教科目

又高等小學校に在りては、土地の情況に依り、手工、農業、商業の三科目中、必ず其の内、一科目若しくは數科目を選択加設せざる可からず、即ち選擇加設教科目なり。但同

其支う理由
土地の情況
一、家庭の職業、児童の意向に依り

文部省指令
三科目より選べし
三科目より選べし

英語
施行規則
一四条

教科目の加除

一 兒童には、其の内一科目のみを課すべきものとす。何となれば、此等の教科目は、其の性質上、兒童の家庭の事情と職業とに應じて、學習せしむるを可とするものなるを以て、是等の事情を顧みず、濫りに多數の教科目を課し、兒童の負擔を大にするは、教育上の不利却つて大なればなり。
英語は、商業科を設けたる場合に限り、土地の情況に依り、之を課することを得るものとす。内外の交通頻繁なる港市、又は商工業盛大なる都會に於ては、なるべく之を加設するを可とす。而して、一旦加設したる上は、兒童をして必ず學習せしむべきこと、前三教科目と異らず。

教科目の加除 必設教科目の外、他の教科目を加除し、又は手工、農業、商業の三科目中、其の孰れかを採定せんとするときは、管理者又は設立者に於て、監督官廳たる府縣知事の

認可を受くるを要す。但尋常小學校の唱歌及び高等小學校の手工・農業・商業は、未だ適當なる教員乏しき地方あるを以て、當分の内に限り、府縣知事の認可を受くる時は、之を缺くことを得べし。

其の他兒童の必修すべき教科目と雖も、兒童身體の情況に依り、之が學習に困難なる場合に於ては、該兒童には全然之を課することなくして、小學校の課程を履修せしむることを得。蓋し兒童身體の情況に依り、一二教科目の學習困難なるの故を以て、全く義務教育を受けしめざるか、又は、當該教科目の成績不良なりとし、其の修業・卒業を認定せざるが如きは、密に該兒童の不幸のみに止まらざればなり。

參照教育學教材選擇論（令第十九條、第廿條、第廿二條、第廿三條）

第三節 教科の程度及び教授時數

教科程度及教授時數
十七

小學校の修業年限及び教科目の選定に次ぎ、是等の教科目を各學年に配當して、其の程度を定め、並びに其の每週教授時數を定むることは、教育の理論上及び國民教育上甚だ緊要なることに屬す。今之を理論上より講究すれば左の數要件を必要とすべし。

- 一、國民生活上、基本的價值を有する教科（修身・國語・算術・歴史・地理）に重きを置くべし。
 - 二、將來他の學習に對して、基礎的價值を有する教科（國語・算術）に重きを置くべし。
 - 三、學習困難なる教科（算術・國語等）に比較的重きを置くべし。
 - 四、兒童心意の發達に應じて教科を配當すべし。
- 更に又之を實地生活上より考察すれば、

課程表

五、兒童の卒業前には、なるべく社會生活上有用なる知識を配當すべし。

教科課程表 現今我國に於ては、以上の諸要件に顧み、國民教育の統一上、小學校令施行規則を以て全國劃一に之を制定せり。通常之を教科課程表と云ふ。教授學上の教科案と稱するもの即ち是れなり。

(1) 尋常小學校

第四號表

學年	時數	教授	修身		國語
			二	一	
第一學年	二	二	二	二	一〇
第二學年	二	二	二	二	一〇
第三學年	二	二	二	二	一〇
第四學年	二	二	二	二	一〇
第五學年	二	二	二	二	一〇
第六學年	二	二	二	二	一〇

二部教授

學年	時數	教授	算術		日本歴史	地理	理科	圖畫	唱歌	體操	裁縫	手工	計
			二	一									
第一學年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
第二學年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
第三學年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
第四學年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
第五學年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
第六學年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

本論 第三章 小學校の教科

手工第一學年第二學年第三學年ニ於テハ每週一時、第四學年第五學年第六學年ニ於テハ每週二時之ヲ課スルコトヲ得

(2) 高等小學校 (修業年限二箇年)

第五號表

教科目	學年	授時數		第一學年	第二學年
		授時數	授時數		
修身	二	八	八	道徳ノ要旨、日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、	道徳ノ要旨、日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、
國語	八	四	四	分數、比例、珠算、加減乘除)	比例、(日用簿記) (珠算、加減乘除)
算術	四	二	二	日本歴史ノ大要、	前學年ノ續キ、
日本歴史	二	二	二	外國地理ノ大要、	地理ノ補習、
地理	二	二	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要、家事ノ大要、	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要、家事ノ大要、
理科	二	三	三	諸般ノ形體、(簡易ナル複音唱歌)	諸般ノ形體、(簡易ナル複音唱歌)
圖畫	一	一	一	單音唱歌、(簡易ナル複音唱歌)	單音唱歌、(簡易ナル複音唱歌)
唱歌	一	一	一	體操、遊戲、	體操、遊戲、
體操	三	三	三	裁縫、衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方、	裁縫、衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方、
裁縫	五	五	五		

計	手工業		農業		商業	
	女	男	女	男	女	男
計	三〇	三〇	二六	二六	二六	二六

實習ニ關シテハ適宜本表ノ時數外ニ涉リテ尙之ヲ課スルコトヲ得、男兒ノ手工農業商業ハ土地ノ情況ニ依リ本表ノ時數ヨリ二時以內ヲ減ジテ適宜他ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

(3) 高等小學校 (修業年限三箇年)

第六號表

教科目	學年	授時數		第一學年	第二學年	第三學年
		授時數	授時數			
修身	二	八	八	道徳ノ要旨、日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、	道徳ノ要旨、日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、	道徳ノ要旨、日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方、
國語	八	四	四	分數、比例、珠算、加減乘除)	比例、(珠算、加減乘除)	求積、(日用簿記) (珠算、加減乘除)
算術	四	二	二	日本歴史ノ大要、	前學年ノ續キ、	維新以來ノ事歴、
日本歴史	二	二	二	外國地理ノ大要、	地理ノ補習、	地理ノ補習、
地理	二	二	二	植物、動物、礦物及自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要、家事ノ大要、	自然ノ現象、通常ノ物理化學上ノ現象、元素及化合物、簡易ナル器械ノ構造、作用、人身生理衛生ノ大要、家事ノ大要、	理科ノ補習、家事ノ大要、
理科	二	三	三	諸般ノ形體、(簡易ナル複音唱歌)	諸般ノ形體、(簡易ナル複音唱歌)	
圖畫	一	一	一	單音唱歌、(簡易ナル複音唱歌)	單音唱歌、(簡易ナル複音唱歌)	
唱歌	一	一	一	體操、遊戲、	體操、遊戲、	
體操	三	三	三	裁縫、衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方、	裁縫、衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方、	
裁縫	五	五	五			

手、農、商、理、地、中、三、夏、使、る

教科目加除の場合

教科目加除の場合 前表の教授時數中、尋常小學校に於て手工・圖畫を加設する場合には、學校長に於て、他の教科目の教授時數を減じ、唱歌を缺く場合には、學校長に於て、之を他の教科目の教授時數に充て、高等小學校に於て、手工・農業を缺く場合にも、學校長に於て、男兒には毎週四時以内を他の教科目の教授時數に配當すべきものとす。

計	男		女		男	女		男	女	
	三〇	三〇	二六	二六		三〇	二六		二六	三〇
圖畫	一		一		一		一		一	
唱歌	一		一		一		一		一	
體操	三		三		三		三		三	
縫製	五		五		五		五		七	
手工	二六		二六		二六		二六		二六	
農業	二六		二六		二六		二六		二六	
商業	二六		二六		二六		二六		二六	

實習ニ關シテハ適宜本表ノ時數外ニ涉リ尙之ヲ課スルコトヲ得
男兒ノ手工農業工業ハ土地ノ情況ニ依リ本表ノ時數ヨリ二時以内ヲ減ジテ適宜ノ教科目ニ配當スルコトヲ得

減教授時數の増

教授時數の増減 教授時數の規定は、略、前述の如くなり、と雖も、土地の情況を顧みずして徒らに之を強制するの要なきを以て、なほ此の規定に依りがたき場合には、管理者又は設立者^{私立者}於て府縣知事の認可を受け、尋常小學校に於ては、三十時以下十八時以上、高等小學校に於ては、三十二時以下二十四時以上の制限内にて、毎週教授時數を増減することを得べし。

又以上の規定に拘らず、夏季冬季の休業前後、各、二十日以内にて、學校長は毎日の教授時數を減ずることを得べし。蓋し酷暑嚴冬の時期に際し、規定の教授を課する時は通學並に學習上兒童の軟弱なる心身を損傷せんことを慮りてなり。然れど以上の規定あるに依り、地方の如何を問はず、又實際寒暑の嚴酷ならざる場合に於ても、教授時數を減縮せ

んとするが如きは、固より法令の精神に違背するものと云はざる可からず。

參照(教育學教材排列論(則) 第十七條第十八條第十九條第二十條)

第四節 教科用圖書

小學校に於ける教授の效果は、教員の學力・人物・技能の如何に依ること最も多きは言を俟たずと雖も、教科用圖書も亦頗る重要な關係を有す。之に加ふるに、其の價格の如何は、又國民經濟の上にも影響すること少からざるを以て、明治三十六年以降は、小學校教科用圖書採定の法を改め、主として文部省に於て著作権を有するものを使用せしむることとせり。所謂國定教科書制度是れなり。但し、某教科目に限り、若し數種の著作あるときは、其の中に就き、府縣知事の適當と認むるものを定めて、之を管内に使用せしむ。今現行制

教科用圖書

國定教科書制度

度に依り小學校教科書を分てば、次ぎの如し。

一、文部省に於て著作権を有するものに非ざれば採定することを得ざるもの。

修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫

以上の諸教科目中、修身科の教科用書は、我が國民道徳を涵養する上に於て、最も重要な教科なるを以て、他の教科目に先んじ、帝國議會の建議に依り、夙に國定制度を取られたるものにして、國語、日本歴史、地理の如きも、國民教育上、又重要なが故なり。

二、文部省の著作又は文部大臣の檢定を経たる圖書につき、府縣知事の採定すべきもの。

農業、商業、(英語)體操、裁縫、手工、唱歌、(尋常小學校第五學年以上のもの)

三、兒童用の教科書を全然採定することを得ざるもの。

體操、裁縫、手工、唱歌（尋常小學校第四學年以上のもの）

四、學校長に於て兒童に使用せしめざることを得るもの。

國語書き方手本、兒童用算術書、兒童用理科書、同

家事教科書、圖畫手本、小學地理附圖

五、國定教師用書の刊行せられたるもの左の如し。

修身 日本歴史 算術 理科 同家事 圖畫

小學校教科用圖書の採定に就きては、我が國の如き國定制度を採用するものは、文明諸國中、獨り奥太利あるのみにして、其の他は、多く檢定制度を採用せり。

參照（令）第二十四條（則）第五十三條第五十四條第五十五條

第五十六條

第五節 教授の期間及び休業日

一、學年學期 小學校に於ける學年は、四月一日に始まり

學年學期

二重學年

翌年三月三十一日に終はるを以て本則とす。即ち會計年度と一致せしめたるものなるが、更に土地の情況に依り、九月一日に始まり、翌年八月三十一日に終る秋季始業の學年を置くことを得べし。所謂二重學年の制是れなり。

學期、府縣知事の定むるものにして、地方の情況を斟酌するの要ありと雖も、校務の整理、兒童成績の考査上、夏季冬季及び學年末休業の期を以て限界とし、一學年を三學期に分つを通常とす。かくて一學年間に施行せんとする教育事業を各學期に配當し、更に、又之を各月又は各週に配當するときは、其の進行に錯誤を生ずることを免れ、遺憾なく其の施設を實行することを得べし。

二、授業終始の時刻 毎日に於ける授業終始の時刻は、土地及び季節に依りて一様ならざるを以て、これが制定を學

授業終始の時刻

校長の職權に委任せり。概して授業の開始餘りに早きに過ぐれば、兒童昇校の便宜を失ふのみならず、兒童心意の未だ充分覺醒活動を始むるに及ばずして、授業を開始するの不利を來たし、之に反して、餘りに遲きに過ぐるときは、兒童の心身漸く倦怠を生じたる時に於て、授業を開始するの損失を生ずるのみならず、隔遠せる部落より通學する兒童の歸宅に不利を來すを以て、兒童心身の關係並に土地の情況・氣候の關係等を考察して之を定むべく、概して夏季には冬季よりも早く、又都會にては稍、早きも可なれども、通學區域廣き村落にては餘り早かる可からず。

參照 (則) 第二十五條第二十六條

休業

三、休業日 小學校の休業日は次ぎの如し。

- (一) 祝日・大祭日、
- (二) 日曜日、

十月廿九日
新長祭

休業日數の制限

(三) 夏季休業日、 (四) 冬季休業日、
 (五) 學年末休業日、 (六) 其の他府縣知事の定めたる休業日、
 以上の内、祝日・大祭日・日曜日は、全國劃一なれども、夏季休業以下の休業日は、地方の情況を參酌して、府縣知事之を定むることを得、即ち耕作・植付・養蠶期等、地方産業の最も繁忙なる期節を休業日と定め、兒童をして家業の補助をなさしむるを得べし。而して、其の際、學年に依り休業日を異にし、又は休業日數を同じからざらしむるも可なり、其の他府縣知事は、又學校創立記念日、地方鎮守祭等を休業日に指定し、兒童に精神的感化を與ふるを得べし。然れども一學年間の休業日數は、日曜日を除き、一箇年總計九十日を超ゆるを許さず。若し休業日數多きに過ぐるときは、學業の進歩を阻害し、教育の効果を減殺するを以て、此の規定以外に休業日數

其の他、皇室に於ける臨時の大典、國家に關する大事、地方に於ける事件に關し、特に儀式を舉行する必要がある場合あり。又學校に於ける入學式、卒業證書授與式等に於ても、適當なる順序を以て、鄭重に之を舉行し、以て兒童の訓練に資すべきものとす。

第六節 教授の豫件

教授の豫件

一、**教授細目** 小學校に於ける教科課程、教科用書、及び教授の期間等は、概劃一に制定せられたるものなるを以て、實際の教授に方りては、常に土地の情況、兒童の發達、學級の編制等諸種の事情を顧慮し、適切に其の學校の境遇に適應するやうに教材を選択排列し、以て其の効果を大にし、進行を適當ならしめざる可からず。此の校定の標準豫定案を名づけて教授細目と云ふ。實に教授細目は、實際の教授に對して

教授細目

教授細目編制の原則

教員の指針となるものにして、國家は之が制定を小學校長の職權に委任したり。蓋し小學校長は、一校教育の中心にして、兼ねて地方教化の首腦なればなり。教授細目編制に關する主要なる原則を擧ぐれば、次ぎの如し。

- 一、各教科目の教材を各單元に就きて研究し、土地の狀況、學級の狀態、兒童の事情等に適應するやうに教授するに要する時間を調査し、而して後、之を一學年間の週數又は小期數に配當排列すべし。此の如き細目は、即ち**教材本位の細目**なり。之に反して、單に一學年間の週數を案じ、器械的に教材を均分排列したるものは、**週期本位の細目**にして、實際教授の指針となすに足らず。
- 二、各教材の取扱上、必ず教授するを要する補充教材又は訂正資料、參考資料等は適當に之を記入し置くべし。

- 三、各教材の排列は、季節に適應せしむべし。
- 四、一教科内に於ける縦の聯絡統合と、他の教科との横の聯絡統一を保つことに注意すべし。
- 五、兒童の發達に應じて、偶發事項を應用し、又は反覆練習をなすべき適宜なる時間の餘裕を設くべし。
- 六、粗密繁簡宜しきに適ふべし。
- 七、時々修正を施し、時勢の進歩と學校の事情とに適合せしむべし。

參照（教育學教材論）（則）第二十二條

教授豫定及週錄

二、教授豫定及び週錄 教授細目は、教授の理想的進行を示す校定の標準なるを以て、實際の教授に於ては、兒童及び教員の狀況と、毎週に於ける偶發事項等の發生とに依り、往此の理想的標準と齟齬を生ずることあるを免れず、是を

以て、各學校に於ては、毎週末に、此の細目に照らして、次週の教授を豫定し、更に其の週末に至れば、之が實施の結果を記録し、又次週に於ける教授の豫定をなさざる可からず、之を教授豫定及び週錄と云ふ。此の如く常に標準たる細目に照らして實際教授の進行を調節するは、極めて必要なることにして、殊に學級數の多きに從ひ、學校長は時日を定めて之を檢閲し、以て全校教授の統一を圖るの必要あり。

日課表

三、日課表 教科課程表に定められたる毎週教授時數に應じ、各教科目の教授を、適當の日時に配當したるものを日課表又は教授授間割と云ふ。日課表の調製は、教授の進行、校務の整理、兒童學習の上より考案して、最も重要なる事業の一に屬す。近時實驗教育學及び心理學、衛生學の進歩に伴ひ、兒童の心力經濟と、身體の養護とに基づき日課表制定の

日課表調製の要件

原理盛に論究せられつゝあり。日課表を制定するには

(イ) 一日中に於ける児童心力活動の旺盛なる時 (ロ) 一週中に於ける児童心力活動の旺盛なる時 (ハ) 各教科難易の度 の三標準に基づき、精確なる研究を経ざる可からず

一、一日中に於ける児童心力の活動は、一般に午前を以て午後よりも旺盛なりとす。然れども午前の第一時に在りては、児童注意の緊張未だ不充分なりと稱せらる。また午後の時間に於ても、心力の活動午前に比して劣らざる時間ありとの研究もありて未だ明確なるに至らず。

二、一週中、心力活動の旺盛なる日に就きても、諸種の研究あれども、概して月曜・火曜の如き週初に於ては旺盛にして、週の終りに近づくに従ひ、疲労漸く加はるもの、

※近時體操科は午前又は午後午前の終りの時間と置くべしとの説多し

如し。

三、各教科の難易に就きては諸家の研究未だ歸一するに至らざれども、概して數學の如きは心力を疲労せしむること大にして、體操※の如きも、亦案外心力を疲労せしむること小ならざるが如し。

日課表制定の原則 日課表制定の主要なる原則を擧ぐれば左の如し。

- 一、各教科目の毎週教授時數を考へ、其の多少に依り、適當なる間隔を定めて之を週日中に排列すべし。
- 二、各教科目の性質・學習の難易を調査し、思考的教科は之を第二時に配當し、情操的教科は之を第一時又は第二時に、技能的教科は之を午後に配當すべし。
- 三、児童心力疲労の轉換に注意し、各教材の性質に依りて

一、各教科の難易に就きては諸家の研究未だ歸一するに至らざれども、概して數學の如きは心力を疲労せしむること大にして、體操の如きも、亦案外心力を疲労せしむること小ならざるが如し。

疲勞多きものと少きものとを交互に排列すべし、
 四、毎週教授の時數と回數とは、概して一致するを原則とすれども、教科目の性質と、兒童の發達とに應じて、適宜之を異にし、一時限内に二教科を配當し、各三十分授業となすことあるべし、初學年に於ける場合の如し。

其の他、授業終始の時刻・休憩時間の如きも、日課表調製に關係すること多く、更に特別教室及び體操場使用上の關係・教員の關係等をも參考するの必要あるを以て、學級數の多きと、教室設備の不充分なるとに従ひ、之が調製は益・困難に陥るを免れずと雖も、なるべく、以上に擧げたる教授上・衛生上・管理上の諸點に注意して之を定め、且一旦之を定めたる後は、容易に之を變更せざるを以て可なりとす。

參照（本書第二篇第三章第二節教授の開始及び休憩）

教授草案

四、教授草案 各教材の單元を適當の時間に配當して、之が教授の順序方法を考案し、記述せるものを教授草案と云ふ。通常略して之を教案と稱す。常に確實なる教授の効果を擧げんと欲せば、必ず教材の研究と教授方法の工夫とを積み、豫め之を調製するを要す故に各學校に於ては、教授上の主義綱領を定め、教員をして之に據りて日々教授草案を作成せしめ、時々學校長の檢閲を受けしむるを可とす。

參照（教育學教授論 教式論）

第七節 學業成績の考查及び修業卒業の認定

一、學業成績の考查 小學校に於て、兒童の學業其の他の成績を考查する旨趣は左の三項に在り。

(1) 教員が、兒童學業習熟の程度如何を案じて、更に自己の

成績の考查

成績考查の旨趣

教授上の参考に資し、

(2) 児童をして己の學業の進歩を自覺し、益發奮努力せしめ、

(3) 児童の修業卒業を認定する必要上、教員は學校長に對して其の認定の資料を提供せざる可からず、

然るに、從來學業成績の考査は主として試験に依りしが、明治三十三年、小學校令施行規則に於て、試験を全廢し、平素の成績を考査して、修業又は卒業を認定すべしと定めらるゝに至れり。蓋し從來の如く、學年末又は學期末に於てのみ特に嚴格なる試験を施すは、児童の過勞を來し、却つて平素の學業を輕んぜしむる弊風を馴致するを以てなり。然れども、是れ唯以上の如き特別なる試験を施し、専ら之に依りて成績を考査したる方法を廢せられたるものにして、普通に

成績考査法

行はるる課題的成績考査法即ち廣義の試験を悉く禁止せられたるものに非ざるなり。若し時々課題的考査法を用ひ、教授の効果を檢して教授上の参考に供し、併せて児童をして發奮努力せしむることなく、單に教授の方法にのみ腐心するときは、其の結果、教授漸く巧みにして、児童の學力却つて低下することなきに非ざるべし。

平素の成績考査法 平素に於ける學業の成績を考査するには、

- (1) 教授の際に於ける理解及び應答の状態、
 - (2) 課題の解答及び記憶推考の實力、
 - (3) 雜記帳に記述したる成績、
 - (4) 技能科成績品等の良否及び進歩の度、
- かくて、毎月の成績を定め、更に之に依りて學期末の成績

に依りて學年末の成績を定むべし。但此の際注意すべきは、尋常の進境に在る兒童に在りては、毎月又は毎學期の成績を均一に評價し等分して定むることなく、期末最後の成績には稍重きを置くべきこと是れなり。

學業成績の記述法には、評語法及び點數法最も多く行はる。前者は不精密に失し、後者は精細に傾くの缺點あり。然れども又、兩者各、長所を有するを以て、通常考査には點數法を用ひ、之が發表には評語法を採用するもの多きが如し。

學業の外、尚操行も平素の狀況に依り之を考査し、身體の狀況と共に、學年毎に學籍簿に記入すべきものとす。

修業卒業の認定

二、修業卒業の認定 修業年限の終に於て、小學校の全教科を修了せりと認めたる者に對しては、學校長は卒業證書を授與すべし。是れ即ち尋常小學校に在りては、國家の規定

せる義務教育を完了したるものにして、兒童は之に依りて、將來一個の日本國民たるべき資格を作り、保護者は又、國家に對する自家の義務を完うせるものなり。學年末に於て、各學年の課程を修了せりと認めたる兒童には、學校長は又、修業證書若くは學習證書を授與することを得べし。通常前者は、單式編制の學級に於て、完全に各學年の課程を修了せるものに授與し、後者は、數學年の兒童を一學級に編制して教育せる場合に於て、一學年間學習したる者に授與するものにして、共に卒業に至る段階とす。

參照（則）第二十三條第二十四條

第四章 小學校の編制

第一節 學級の編制

學級の意義

一、學級の意義 抑、學級は、今日の學校を組織する基本にして、合同教育の事業は、主として學級に於て行はるゝものなり。然れば學級は、實に現今に於ける學校教育上の單位と稱すべく、學級成績の擧がると擧がらざるとは、直接に學校教育の効果に關係するものなるが、明治二十三年以前に於ては、其の意義漠然として、級又は年級と稱し、單に兒童學年の程度に依る等級を云ふに止りしが如し。

現今の所謂學級とは、一人の本科正教員が、一教室内に於て同時に教授すべき兒童の一團を云ふものにて、學年又は等級の意義とは、何等の關係なく、或は一學級にして單に一個學年より成り、或は二個乃至六個學年の如く、教科履修の程度の甚だしく相違せる兒童を包括せることあり。

單級小學校
多級小學校

二、學級編制の種類 小學校兒童の學級編制法に二種の

多級編制法の
種別

別あり。即ち全校兒童を一學級に編制するものは單級小學校にして、之を二學級以上に編制せるものは多級小學校なることは既に述べたるところなり。而して多級編制法に又三種の別あり。單式學級制、複式學級制及び二部教授制是れなり。

單式學級制とは、同一學年の兒童のみを以て一學級を組織する編制法にして、複式學級制とは、二個學年以上、程度の相異なる兒童を合せて一學級を組織するを云ひ、二部教授制とは、一學校の全部又は一部の兒童を、前後二部に分ちて教授する如く編制したるものを云ふ。

參照（則）第三十九條、第二十一條

學級編制上の
要件

三、多級小學校學級編制上の要件 小學校内に於ける學級編制法の如何は、教育行政上重要なることなるを以て、新

に學級を編制し、又は之を變更したるときは、遲滞なく管理
者又は設立者より之を府縣知事に届け出でざる可からざ
る規定なるが、更に教育上より之を考察するも、學級の編制
は、又極めて緊要なることに屬するが故に、今左に多級の場
合に於ける學級編制上注意すべき二三の重要なる條件を
擧げて之を説明せんとす。

市町村財政の
關係

甲、市町村財政上の關係 抑、學級の多少は、教室及び其の
他の設備、教員の配置等に影響を及ぼし、直ちに學校經費
の上に關係するところ大なるを以て、新に學級を編制す
るに方りては、學校長は能く管理者と熟議をなし、先づ其
の經費の支出如何に就き、市町村の同意を得て、然る後に
之を實行せざる可からず。然れども、單に編制の方法を變
更するのみにて、學級數の増加を生ぜざる場合に於ては、

教育上の問題たるに止まるを以て、固より學校長の職權
内に屬するものとす。

法令上の制限

乙、法令上の制限

(1) 一學校の學級數 次ぎに、一小學校内に於ける學級數
多きときは、教育上の効果を減殺し、學校長の感化、校内
に及ぶ能はずして、全校の統一困難に陥るべきを以て、
現行制度に於ては、十八學級を最多限となし、特別の事
情ありて此の制限を越ゆるときは、府縣知事の認可を
受くべき規定なり。但分教場を置くときは、更に三學級
で増置することを得べし。法令の定むるところ以上の
如くなり、雖も、現今に於ては、二十乃至八十學級を有
する小學校なきに非らず。是れ經濟上並に従來慣行上
の關係ありて、容易に之が縮少を許さず、已むを得ざる

一校の學級數

一學級の児童
數

ものあるが爲なり。

參照（則）第二十九條

(2) **一學級の児童數** 一學級内に於ける児童も、亦其の數少きときは、教師の勢力能く児童各個に徹底すべきを以て、教育の效果大なるに至るを得べし。近時個性教育主義の唱道せらるゝに従ひ、一學級内の児童數を減少せんとする傾向益盛にして、歐米に於ては、児童の定員を二十四、五人乃至三十人となす可しと説くものすらあり。本邦の現状に於ては、經濟上、到底此くの如き編制をなすを許さざるを以て、已むを得ず、尋常小學校にては七十人、高等小學校にては六十人を以て一學級の收容最大限度とせり。但特別の事情あるときは、各十人を増すことを得るの定めなり。然れども小學校に於ては、

児童の性別
分離教育
混同教育

教員の勢力、直接に児童各個の上に及ばざる可からざるが故に、一學級の児童數八十人に達するが如きは、決して適當なるものに非ざるを以て、漸次之を五十人前後に制限するを可とす。特に單級尋常小學校に在りて、児童數六十人を超ゆるときは、其の教授漸く困難となるを免れざるが如し。

參照（則）第三十條

(3) **児童の性別** 男女の性別に従ひ、児童は之を分離して教育すべきや、若しくは、又之を共同に教育すべきやに就ては、**分離主義**、**共學主義**の主張するところ各異にして、諸外國に於ても、獨逸は多く分離教育に依り、英佛亦之に類するもの多しと雖も、米國に於ては、大學に至るまで殆ど共學教育に依るが如く、各國の制度同一なら

ず。然れども本來男女は、心身上自然の相違を有し、其の發育の状態又同一に非ざるのみならず、將來に於ける生活、職業に至るまで、悉く之を異にするを以て、年齢稍長ずるに至れば、各其の學級を區別して教育し、其の特色を發揮せしむるを以て最も適當なりとす。本邦に於ては、明治三十年文部省訓令第十二號を以て左の如く指示せられたり。

方今小學校教育ノ普及ヲ計圖スルノ際小學校ニ於テ男兒ト女兒トハ務メテ學級ヲ別チ教室ヲ異ニシ尙便宜學校ヲ別チ各其性質慣習ト生活ノ必要トニ應ジ最適切ナル方法ヲ以テ之ヲ教育センコトヲ要ス此ノ如キハ管ニ男女教育ノ實相ヲ益發揮スルニ必要ナルノミナラズ又女兒ノ教育ヲ益適切ナラシムルニ依リ自カラ女兒就學ノ數ヲ増スコトヲ得ン

現行の規定に依れば、尋常小學校に於ける第三學年以上に在りては、同一學年の女兒の數、一學級を編制するに足るときは、男女に依り學級を分つべしとせり。然れども、心身性別上の相違未だ甚だしからざる低學年兒童に在りては、強ひて之を分離するの要を見ざるは、現行法令も亦之を認むるものゝ如し。然れば、女兒のみの數、一學校を構成するに足るべき場合、又は一町村内に二個以上の小學校を設立すべき場合に於ては、なるべく之を男女の學校に分つが如きは、最も現行法令の精神に合し、又實際教育上男女兒をして各其の特性を發揮せしむるに適せるものと云ふべし。然れども、特別の事情ある場合に於ては、別に除外例を設け、尋常小學校に在りては、同一學年の女兒の數、一學級を編制するに

足る場合、高等小學校に於て、全校女兒の數、一學級を編制するに足る場合に於ても、男女に依り、學級を別たざること許容せり。

參照（則）第三十一條

教育上の關係

(4) 教育上の關係 學級編制に關しては、以上の外、尙教育の、効果上より考察すべきことあり。

い、同一學年の兒童を數學級に編制する場合、此の場合には、兒童學業進歩の程度に依り、優劣數種の數學級を作るものと、優劣混合の數學級を作るものとの二法あり、兩者共に得失を有すれども、一校の兒童數甚だ多く、其の學業優劣の差、特に甚だしきときは前者の編制法に依るを適當とす。近時紹介せられたる、所謂マンハイム式學級編制とは、即ち此の方法の稍、複雑なるもの

マンハイム式編制

優劣を別つた性質の異なるものを得ん

なり。人口十萬以上の大市に在りては、所謂低能兒學級を編制する必要を生ずることあるべし。

る、數個學年の兒童を一學級に編制する場合、複式學級編制の場合に於ては、なるべく兒童の學力・年齢の相接近したる兒童を合せて編制するを以て本體とす。例へば第一、第二學年又は第五、第六學年を以て、各一學級を編制するが如し。然れども、教室の設備、兒童數の多寡等に依り、此の如く編制すること能はざるときは、高學年と最低學年とを合併するが如きも、亦一策たるべし。例へば第六學年と第一學年とを合併するが如し。

二部教授制

四、二部教授制 二部教授は、土地の情況に依り施行し得べきものにして、其の編制を爲し得べき範圍は極めて廣し。例へば、地方經濟の情況良好ならざるが爲に、充分の設備を

制 二部教授の編

二部教授の編
 一、後部を組織するを要す。即ち一人の本科正教員の擔任すべ
 きものなり、之を正則の二部教授制となす。而して之が組合
 はせ法には、學年別・成績別・地方別・男女別等の諸方法あれど
 も、通常の場合に於ては、學年別編制法を採用し、第一學年と
 第二學年の如き相接近したる學級を以て、前後部を組織す
 るを以て最も可なりとす。

なし難くして、兒童を同時に同一校舎内に收容し得ざる場
 合、又は學級數に應ずる多數の正教員を備聘すること困難
 なる場合に於ては、何時にても之を施行することを得べく、
 又經濟の情況良好なるも、正教員の供給不足にして、適當な
 る人物を得難き場合、若しくは地方産業上の關係、又は地理
 的事情より通學に困難を生ずる等、兒童の就學上特に必要
 と認めたる場合等に於ても、亦之を實施することを得べき
 が如し。殊に尋常小學校の幼年兒童に在りては、之を二部教
 授制となすも、其の成績甚だしく劣ることなきを以て、地方
 經濟の豊かならざる今日に在りては、土地の情況に依り、良
 教員を聘して其の待遇を厚くし、此の編制法を採用せば却
 つて利益尠からざるべし。

二部教授の編制をなすには、先づ二學級を組合はせて前

教授時數

變則二部教授

二部教授の編
 一、後部を組織するを要す。即ち一人の本科正教員の擔任すべ
 きものなり、之を正則の二部教授制となす。而して之が組合
 はせ法には、學年別・成績別・地方別・男女別等の諸方法あれど
 も、通常の場合に於ては、學年別編制法を採用し、第一學年と
 第二學年の如き相接近したる學級を以て、前後部を組織す
 るを以て最も可なりとす。

後部を組織するを要す。即ち一人の本科正教員の擔任すべ
 きものなり、之を正則の二部教授制となす。而して之が組合
 はせ法には、學年別・成績別・地方別・男女別等の諸方法あれど
 も、通常の場合に於ては、學年別編制法を採用し、第一學年と
 第二學年の如き相接近したる學級を以て、前後部を組織す
 るを以て最も可なりとす。

二部教授に於ては、一人の教員を以て前後二部の教授を

擔任するものなるを以て、毎週教授の時數を十八時以上に定め、特に尋常小學校年少部に限りて、毎週十二時を最少限と規定せられたり。然れど、前後部交代の中間に於て、兩部交錯の日課表を作り、兩部に合同教授を施し、且事情の許す限り、兒童に自修を課するときは、通常の教授に比して、甚だしく教授の効果を減殺することなきの利あり。其の他、二部教授に於ては、前後部交代の期間に關し、毎日交代制、毎週交代制等あり。更に一日中の交代時間に關しても、前後部を合して合同教授を施すことあるもの、及び前部降校後、直ちに後部の教授を開始するもの、前部の降校と後部の昇校との中間に、教師の休憩時間を設くるもの等の種別あり。

三學級二教員制

五、三學級二教員制 又三學級二教員制を採らんと欲せば、高學年又は中學年兒童の學級に、通常の如く正教員一人

を配し、第一學年又は第二學年の如き低學年兒童の學級を組合せて二部教授制とし、他の一人の正教員之を擔當する組織となすべし。

參照（則）第十九條、第三十四條、第三十五條

單級小學校の組分け

六、單級小學校 單級小學校は學力、年齢の相違甚だ多き全校兒童を、一學級に編制するものにして、教授上の損失多きが如しと雖も、經濟上訓練上の利益多く、且教授上に於ても、復習練習の機會多きが故に、少量なれども比較的確實なる知識を收得せしむるの利あり。單級編制に於ては、教授上の利便を謀るがため、兒童の學力に依り、教授中兒童の組み分けをなすを要す。此の組分けは、教科目に依りて一様ならずと雖も、尋常小學校に在りては、第一學年、第二學年、第三、第四學年、第五、第六學年の四組又は五組に分つを普通とし、高

等小學校に於ては、全く組み分けをなさざるか、又は第一學年を乙とし、第二學年（第三學年）を甲とするが如く、二組となすを以て足れりとす。

單級小學校と
二部教授制

單級小學校と、二部教授との長短に就きては、獨逸諸國の教育社會に議論甚だ多く、或は單級教育の効果少きを唱へて之を排斥するものあり、或は二部教授を排して單級教育を贊するあり、是等諸國の政府に於ても、或は其の一方を許して他を禁ずるものあり、未だ諸説の一致を見るに至らず、本邦に於ては、二部教授の實施以來、日尙淺きを以て、殊に其の研究不充分なるを免れず、概して、兩者とも資力不充分なる山村僻邑に限りて採用すべきものとす。

學級の合同

七、學級の合同 學級學年の異同に拘らず、修身、體操、唱歌の如き教科目に在りては、數學級を合同して之を教授する

ことを得べし。蓋し此の方法は、學校訓育の統一、又は兒童の成績を進むる上に於て、良好なることあるのみならず、教員の關係上又は男女兒童の教授上大に利益ある場合なきにあらざればなり、其の他裁縫、手工、農業、商業の如きも、兒童數七十人の制限を超えざる場合に於ては、又此の方法を採用することを得べし。

參照（則）第三十三條

第二節 教員の配置

教員の配置

一、教員の配置 現行規定に依れば、小學校に於ては、二部編制の場合の外、一學級毎に本科正教員一人を配置するを以て本則とし、土地の情況に依り、若し之に依り難きときは、二學級毎に本科正教員一人、准教員一人又は三學級毎に本科正教員二人を置くことを認許せり、勿論准教員は獨立し

て一學級の教育を擔任する資格なきものなるを以て、此の場合に於ては學校長は、自から之を指揮するか、若しくは他の正教員をして之を指揮せしめ、其の監督の下に教授をなさしむべし。之に反して、若し准教員をして恰かも正教員の如く、獨立して兒童教育の任に當らしむることあらば、學校長の統理宜しきを得ざるものと云はざる可からず。

參照（則）第三十五條

學校長

二、**學校長** 市町村立小學校に於ては、凡て校務を統理せんが爲に、**學校長**を置くを要す。而して、學校長は其の學校の本科正教員をして之を兼ねしむる規定なるを以て、又一學級を擔任せざる可からず。然れども學級數多きに從ひ、全校の統一・教員の指導に力を盡さざる可からざるを以て、内外諸般の校務多端にして、學級教育に専らなる能はざるが故

補助教員

に六學級以上の小學校に於ては、制規の外に、尙正教員又は准教員一人を置き、以て學校長の擔任する教授を補助せしむることを得。但し専科正教員を置くときは本科正教員の配置以外に之を置くべきものとす。

參照（則）第三十六條、第三十七條

教員の擔任

三、**教員の擔任** 教員の擔任法には、學級擔任法及び教科擔任法の二法あり。

學級擔任法と教科擔任法

學級擔任法は、一人の教員が學級全般の教科を擔任するものにして、教授上、各教科相互の連絡を得しむるの利益あるのみならず、訓練上に於ても、教員と兒童との關係親密となり、且教員は兒童各個の個性を知悉し得る等の利益あり。**教科擔任法**は、一人の教員が數個の學級に亘り、一科又は數科の教科目を擔任するものなり。此の方法に依れば、教員

をして各自所長の教科を受持たしむることを得るを以て、従つて其の教員の研究に利便を與ふるのみならず、該教科の縦の連絡を適當ならしめ、兒童の成績の上進を助くる等の利益あり。然れども、元來小學校の教育は、教授の成績と、訓練の効果と兩者相待ちて、善良有爲なる人物を養成するにあるを以て、學級擔任法を採用するを以て最も適當なりとす。然れど、一校内に某教科目に關して、特殊の知識技能を有する教員ある場合に於ては、其の科目を擔任せしむるときは、却つて兒童の成績を良好ならしむることを得るを以て、高學年に限り、**教科擔任法を加味するを可とす。**例へば手工・農業・商業の外、諸種の技能科に於て、特に專科正教員を置く場合又は優良教員ある場合の如し。

又學級擔任法に就きては、教員が毎年某學年のみを受持

固定受持法と
持上がり法

つ**固定的受持法**と、其の學年兒童の進級に伴ひて進む**持上がり法**との二法あり。前者は教員をして某學年の教授訓練に精通せしむるの利ありと雖も、動もすれば他の學年の教育を忽かせにし、研究心を鈍くする虞あり。後者は其の受持兒童の觀念界と個性とに通ぜしめ、教授訓練の効果を大ならしむるの利ありと雖も、若し教員其の人を得ざれば、兒童の不利となること少からず。概して教員の性格學力に特殊の缺陷なき場合には、低學年に於ては、持上がり法を採用し、**二、三年間、兒童の進級に伴ひて進ましむるを以て最も適當なる擔任法とす。**

參照 (則) 第三十七條

補習科

補習科の旨趣

第三節 補習科

旨趣 兒童既に尋常小學校又は高等小學校を卒業した

りとも、爾後何等の教育を受くることなく、自然に放任するときは、或は從來學習したる知識技能を忘却して、國家及び保護者が、教育のために盡力したる所以の本旨を没却し、或は社會の惡風に感染して、漸次諸種の罪惡を犯すに至るもの尠からず。故に其の卒業後に於ても、なるべく之を學校勢力の範圍に近づけ、以て具案的に其の徳性及び知能の補充増進を圖り、併せて實際生活に入るの準備をなすは、社會教育上極めて必要なりとす。補習教育制度は、即ち之が爲に起りたるものにして、歐米諸國中、獨逸聯邦の如きは、最も力を此の教育に盡し、既に普く其の機關を設けて、就學を強制するものあり。ザクセン及びバイデン王國の如きは、其の適例なり。我が國に於ては、未だ其の域に至る能はざるを以て、單に市町村又は設立者に於て、府縣知事の認可を受け、小學校

に補習科を附設することを得る規定なり。

種類 補習科に二種あり。尋常小學校の補習科は、尋常小學校を卒業したるもの、又は之と同等以上の學力を有するものに、尋常小學校の教科を補習せしむるを目的とし、高等小學校の補習科は、高等小學校を卒業したるもの、又は之と同等以上の學力を有するものに、高等小學校の教科を補習せしむるを目的とす。

修業年限及び教科 補習科の修業年限は二箇年以下とし、其の年限及び教科目、教授等は、管理者又は設立者に於て、なるべく兒童の便宜を考へ、土地の情況に適すべく之を定め、府縣知事の認可を受け、又教科用圖書は、學校長之を定め、府縣知事の認可を受くべく、其の他教室は、校舍以外の便宜の屋舎内に移すことを得る如く、一般に法令の制限極めて

教授季節及び日時

教科目

寛大自由なり。是れ、なるべく地方に便宜を與へて、之が設置を普ねからしめんが爲なり。特に補習科の規定が、小學校の正教科と、著しく相違する所は、其の教授を一定の季節、即ち農閑又は長夜の時期等を利用して爲し得る様に、地方の自由任ぜられたること、其の教授日時を隨意に休業日等に選定し、又便宜夜間教授等となし、毎週教授時數も亦便宜之を定めて、夫々府縣知事の認可を受くる如く制定せられたること等なりとす。但し補習科は、小學校に於ける教授の補習をなすと共に、**實際生活に入る準備**をなすを以て主眼となすものなれば、徒らに小學校以外の學科を加へ、又は其の教授を濫りに高尚にし、恰かも中學校下級の教授の如くならしむるは、補習教育の精神に違背すること甚だ大なるものなり。然れば、小學校の正教科目を加ふる外、農村に在りて

編制

教員

は適宜農業事項、海濱に在りては、水産事項を加へ、女兒に在りては、裁縫または養蠶等を加へ、特に重んじて之を授くるを以て最も適當なりとす。

高等小學校補習科の兒童は、年齢やうやく長ずるを以て、其の教授時間を正教科の教授時間内に定めたる場合の外は、男女を區別し、各、其の生活に適切なる教育を施すべき規定なり。

補習科の教授は、小學校の正教科を教授する教員又は代用教員に於て擔任すべきものなり。然るときは、小學校正教科時代の教育と前後の統一を期することを得るを以て利便甚だ多し。然れども、補習科の教授時間を、正教科の時間内に定めたるときは、別に補習科を擔任すべき教員を定めざるべからず。

參照 (令) 第二十三條 (則) 第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條、第四十八條、第四十九條、第五十條、第五十一條、第五十二條

第五章 就 學

第一節 強制教育

強制教育

國民教育の事業が、國家の進歩發展に關係すること甚大なるは、既に述べたるところなれども、國家が其の教育に干與する程度に至りては、必ずしも同一に非ず。或は單に之を獎勵するに過ぎざるものあり。或は之に干涉し、國民をして必ず其の兒童に、國家の要求する程度の教育を受けしむるものあり。後者を稱して強制教育 (Compulsory education)と稱す。始めて強制教育を實施したるは普魯亞にして、同國にては、

強制教育の旨趣

千七百十七年及び同六十三年の勅令、千七百九十四年の普通國法に依りてこの主義を確立し、千八百五十年始めて之を憲法に明記するに至れり。其の他、他の獨逸聯邦、佛蘭西、伊太利、奧太利及び瑞典、那威、瑞西、英吉利等の如き、現今に於ける文明國の多く採用する所にして、近年に至り、和蘭、白耳義、露西亞の如きも、漸く之を採用せり。強制教育主義に反對する者は曰く、「國家は國民の知能及び道德の程度如何に依りて影響を受くること固より切なり」と雖も、兒童の教育の如きは、素とこれ一家の私事なるが故に、愛情の連鎖を有する兩親の自然的に干與すべきものにして、國家の之に干涉するは不當なり」と。然れども、國家と個人とは有機的關係を保ち、個人の行動は國家の利害に關すること頗る大なるを以て、今日に於ては、國家は國民の諸種の行動に干涉せざるを

得ざるに至れり。特に、教育の如きは積極的事業にして、兒童の知能及び道德を啓培して、將來に於ける個人的、國家的福利の根原を養ふものなれば、國家が之に干涉するも決して不當に非ざるなり。況んや自然的愛情の連鎖を有する兩親は、必ずしも其の子弟を教育するに足るべき知識德行を備ふるものに非ず、縦令之を有するも、之を教育すべき餘暇を有するもの甚だ稀なるに於てをや。是れ現時文明諸強國が、多く強制教育制度を採る所以にして、本邦に於ては、明治五年學制頒布以來、此の主義を採用し、漸次之を嚴格に規定して、遂に今日の制度を見るに及べり。

參照（教育史 第二編第十章及び第三編）

第二節 學齡兒童

學齡

學齡とは、兒童が始めて小學校の教育を受くるに堪ふる

學齡兒童

程度に達したりと認むる時期より、小學校の教育を終るべき時期に至るまでの期間を云ふものにて、之を論究せんには、民族生理學、解剖學及び民族心理學を基礎とし、尙教育學其の他の諸科學の補助を要し、更に義務教育終了の遲速は、國民經濟の上にも影響するところ少からざる問題なるを以て、學理的に之が解決をなすは、決して容易の事に非ざるなり。然れば、現今に於ても、文明諸國の制定せる制度は、多く習慣と經驗とに依りて之を定めたるもの、如く、概して六歳又は七歳を以て、始めて小學校に入るべき時期、即ち就學の始めとなせり。唯其の年限は、國民文化の程度と經濟狀態とに依りて之を定むべきものなるを以て、各國同一なること能はず。本邦に於ては、兒童滿六歳に達したる翌日より、滿十四歳に至る八箇年を以て學齡と定め、此の間を學齡兒童

と稱す。歐米諸國に在りては、普魯亞・ザクセン・パーテン・バイエルン等の獨逸諸聯邦、及び奧太利・佛蘭西・伊太利等は皆我が國と同じく、滿六歳を以て就學期となせども、瑞典・那威・丁抹等の諸國は、滿七歳を以て就學期となし、英吉利は滿五歳を以て就學期と定むるが如く、各國の定むるところ必ずしも一致せず。

參照 (令) 第三十二條

第三節 就學義務

就學の始期終期

一、就學の始終 現行規定に依れば、兒童は滿六歳となり、既に學齡に達するも、直ちに就學すべきものに非ずして、學齡に達したる日以後の、最初の學年の初を以て就學の始期となし、尋常小學校の課程を修了したるときを以て、就學の終期と定め、兒童の保護者は、即ち此の始期より終期に至る

就學義務

就學期

兒童雇傭者

家庭及私立小の教學校育

までの間其の兒童をして市町村立若しくは官立府縣立尋常小學校に入學せしめ、其の教育を受けしむべき義務を有するなり。之を稱して就學義務と云ふ。是れ即ち學齡兒童保護者が、國家に對して負へる公法上の義務にして、敢へて納税・兵役等の義務と異なることなし。然れば三月三十一日までに、滿六歳に達したる兒童は、其の年の四月一日の新學年より、又九月學年を開始したる地方に在りては、四月以後八月三十一日まで、滿六歳に達したる兒童は、九月一日の新學年より入學するを要するなり。而して學齡兒童を雇傭するときは、其の雇傭主に於て相當の方法に依り、兒童をして此の程度の教育を修了せしめざる可からず。

然れども、兒童保護者は、市町村長の認可を受くるときは、家庭若しくは私立尋常小學校等に子弟を入學せしめて、其

義務教育の年限

の教育を受けしむることを得べし。蓋し國家が兒童の教育に干渉するは、其の自衛の必要に出でたるものにして、個人の意志を抑制するの旨趣に非ざるを以て、兒童をして尋常小學校の教育を受けしむることを要求すれども、必ずしも之が爲に、學校の種類を一定するものに非ざればなり。然れども此の場合に於ては、市町村長は、國の教育事務の執行者として、監督者たる職權を有するを以て、何時にても其の兒童に就き試験を行ふを得べく、而して結果不良なりと認めるときは、其の認可を取消すことを得べきものとす。

二、義務教育年限 義務教育の年限は、我が國に於ては學齡期間と一致せずして、六箇年なり。諸外國に於ては、國情に依りて同一ならず、歐洲中、獨逸聯邦の主要なる諸國は、多くは八箇年にして、更に之に加ふるに三箇年以内の補習教育

學齡兒童の保護者

を強制するものあり。其の他、那威及び奧太利は八箇年、佛蘭西、瑞典、丁抹は七箇年にして、獨り伊太利は、三箇年の正科と一箇年の夜學校入學を強制するのみ。

三、學齡兒童保護者 學齡兒童をして就學せしむべき義務を有するものは保護者なり。保護者とは學齡兒童に對し、親權を行ふ者、即ち其の子の家に在りて、監護、懲戒及び財産の管理等の權利義務を有する父、又は母か、若しくは又父母なきときは、其の後見人、即ち最後の親權者の遺言に依りて（又は遺言なきときは戸主就職し、戸主なきときは親族會より選任）選任せられたる親權補充者を云ふなり。

四、就學義務の猶豫免除 就學義務に關する規定は甚だ嚴なりと雖も、次ぎの場合に於ては、已むことを得ず、市町村長は監督官廳の認可を受けて、其の年四月に於て就學の始

就學義務の猶豫及免除

期に達すべき児童に在りては一箇年、（九月學年の場合には）既に始期に達したる児童に在りては一箇年以下、（九月學年の場合には五箇月以下又は七箇月以下又は七箇月以下）其の義務を猶豫し又は免除することを得べし。

一、猶豫の場合

(1) 學齡児童、病弱又は發育不完全のため、就學すべき時期に於て就學すること能はずと認めたるとき。

(2) 児童保護者、貧窮のため、其の児童を就學せしむること能はずと認めたるとき。

二、免除の場合

(1) 學齡児童、瘋癲、白痴又は不具、癱疾の爲めに就學すること能はずと認めたるとき。

(2) 市町村長に於て児童保護者、貧窮の爲、其の児童を就學せしむること能はずと認めたるとき。

白三子類

(3) 當該區域が尋常小學校の設置又は児童教育事務の委託に關する義務を免ぜられたるとき。

參照（令）第三十二條、第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十六條
（則）第八十六條、第八十七條、第八十四條、第八十五條

第四節 就學義務の執行に關する事務

就學事務の執行は、教育行政事務中、最も緊要なるものにして、其の職に在るものは、孰れも皆嚴正に其の責を盡すに非ざれば、強制教育の制度も、徒らに美名を有するに止らん。今左に、順次其の事務を略説せん。

一、市町村長の事務

(1) 毎年十二月末日までに、（九月學年の場合には六月末日までに）市町村内の學齡児童を調査して學齡簿を編制し、學年の間始以前に異動を生じたるものは、遲滞なく之が加

就學事務

市町村長の事務

學齡簿

の氏名を關係市町村長に報告すること。

(4) 在學兒童にして、正當の事由なく、引續き七日間缺席したるときは、其の保護者に對し出席を督促し、尙引續き七日以上出席せざるときは、關係市町村長に報告すること。

(5) 毎學年の終りに、卒業兒童の氏名を關係市町村長に報告すること。

(6) 當然入學すべき學校區域以外より來れる兒童にして卒業したるとき、又は半途に於て退學廢學したるときは、關係市町村長に其の旨を報告すべきこと。

而して官立府縣立の學校に、尋常小學校の課程を置きたるときは、其の學校長は、就學事務に關しては、當然市町村立小學校長の事務を取扱ふ可きものとす。

廢學廢學は學務に保護者の事務にあり。

參照（則） 第八十九條第九十條第九十一條第九十二條第九十五條

第九十六條

保護者の義務

四、學齡兒童保護者の義務

(1) 學齡兒童保護者は、其の兒童の入學すべき期日及び學校を指定せられたるときは、當然兒童を入學せしむべきこと。

(2) 區域内に尋常小學校二校以上ある場合に於て、兒童を或一校に入學せしめんとするときは、之を選定して市町村長に申立つること。

(3) 當然入學すべき學校以外の市町村立尋常小學校、又は官立、府縣立學校に於て、尋常小學校の教科を修めしめんとするときは、其の學校の管理者、又は學校長の承認書を添付して關係市町村長に届け出づべきこと。

(4) 家庭又は其の他の私立小學校等に於て、尋常小學校の教科を修めしめんとするときは、之を市町村長に届け出て其の認可を受くべきこと。

(5) 児童を就學せしむること能はざる事由あるときは、其の義務の猶豫又は免除を市町村長に申立つべきこと。
参照(令) 第三十六條(則) 第八十二條、第八十四條、第八十八條、第九十六條

第六章 小學校の教員

第一節 職員の種類及び名稱

小學校の職員

小學校長

小學校の職員は、小學校長、教員及び代用教員の三種とす。
一、小學校長 其の學校の本科正教員の兼務すべきものにして、全校の校務を統理し、小學校教育の首腦なり。

小學校教員

二、小學校教員 小學校教員免許狀を有するものにして、其の資格上より之を正教員及び准教員の二種に分つ。

(1) 正教員 児童の教育を擔任し、單獨に小學校の全教科を教授し得るものを本科正教員と云ひ、圖書、唱歌、體操、裁縫、農業、商業、英語、手工の一科目、若しくは數科目に限りて教授し得るものを專科正教員と云ふ。本科正教員の中、更に又尋常小學校の全教科に限りて教授することを得る尋常小學校本科正教員と、尋常小學校及び高等小學校の全教科を教授し得る小學校本科正教員とあり。職務上よりは共に訓導と稱すべきものとす。蓋し教導訓練の方面に重きを置きたるものにして、教諭又は教授の名稱よりも、其の任務一層重きことを示せり。

(2) 准教員 本科正教員を補助する資格を有するものに

代用教員

して、尋常小學校准教員及び小學校准教員の二種あり。職務上よりは共に准訓導と稱す。

三、代用教員 小學校教員免許狀を有せざれども、教員缺乏の際特に准教員に代用せらるゝものなり。

參照（令）第四十三條、第三十九條、第四十二條

明治二十四年勅令第二百十八號

服務及職務

第二節 服務及び職務

小學校を組織するものは、校舍、兒童及び教員の三者なれども、就中最も重要な要素を教員とす。若し夫れ、教員にして常に自己の品性及び學術を磨勵し、誠實に其の職務を遂行するに至れば、學校教育は必ず良果を得るを期すべきものにして、教員たるもの、責任實に重大なりと云ふべし。今學校長及び教員か、其の職務上の關係より必ず遵奉せざる

小學校教員の服務

可からざる義務、即ち服務規律と、職務上必ず爲すべき事務、即ち職務とに就きて左に説明せん。

一、服務 學校長及び教員は、一般官吏の服務規律の精神を遵奉すべきは勿論なれども、別に其の服務は小學校令施行規則中に定められたり。今之を分てば住居に關するもの及び營利に關するもの、二つとなす。

住居 學校長及び教員は、誠實に其の職務を執行せざる可からざるが故に、監督官廳の許可を受けたる場合の外は、常に當該學校所在の市町村内に居住するの義務を有し、又相當の手續を経ずして、擅に其の職務を離れ、勤務を缺き、若しくは居住地を離れて他に旅行するが如きことあるを得ざるものとす。

營業 學校長及び教員は、府縣知事の許可を受くるに非

ざれば、營利を目的とする業務を営み、又は營利を目的とする會社の業務執行社員、取締役、監査役となり、或は給料を受けて、他の事務を行ふことを得ざるものとす。蓋し是等の營利的業務に従事するに至れば、自から斯の道の爲に誠實に力を盡すこと能はざる可ければなり。

參照 (則) 第三百三十七條、第三百三十八條

二、職務

學校長の職務

校長は、左の三項に依るべき。
一、一定の見識、即ち見識力
二、一定の知識、即ち知識力
三、他の意見、即ち意見力

(1) 學校長の職務 學校長は、正教員として兒童の教育を擔任し、其の事務を掌る外に、一校の統理者として、校務を整理し、所屬職員を統督すべきものにして、其の任務最も大なり。學校長の執るべき主要なる校務を擧ぐれば左の如し。

甲、校務の整理

(一) 法令規定の事項

- (イ) 就學事務 學籍簿、出籍簿の整理、缺席兒童の督促及び報告、不就學及び卒業兒童の報告等にして、就學の章に明かなり。
 - (ロ) 教科に關する事務 教授細目の編制、修業、卒業證書の授與、法令規定の範圍内に於ける教授時數の増減及び或教科目に關する教科書を兒童に使用せしむるか否かの決定等にして、教科の章に明かなり。
- (二) 當然の職務事項 特に法令に規定せられざれども、校務の整理・職員の統督上の當然爲すべき事項左の如し
- (イ) 教科に關する事項
 - イ、教授の方針を定むること。
 - ロ、日課表及び學年曆の制定。
 - ハ、教授週録其他の校簿を定め、職員をして之に依らしむること。
 - (ロ) 職員及び兒童に關する事項
 - イ、各教員の受持學級又は受持教科を定むること。

学校長は校長職務を併し
事務主任を兼ねる可からず

教員の職務

(は)庶務に關する事項

- イ、校務處理のため、執務内規を定め、職員に分擔を定むること、
 - ロ、職員會、研究會等の會長となり、校務の統一整理を圖ること、
 - ハ、校地、校舎、校具及び諸表簿の保管整理をなすこと、
- 參照 (則) 第三百三十四條

乙、職員の統督 學校長は又部下職員を統率指導して其の任務を盡し、指揮監督して、法規命令に違背することなからしめ、互に一致協力して校務を處理せざる可からず。

(2) 教員の職務 正教員は學校長の指揮を承け、兒童の教育を擔任し、且之に屬する事務を掌る。准教員は獨立して

以上の職務を執行する資格なきを以て、本科正教員の指導を受け、其の職務を助くるを以て任となし、代用教員の職務も亦之に準ず。今主として正教員の職務事項を擧ぐれば次ぎの如し。

- (イ) 學級を擔任して、兒童の教授、訓練の任に當り、且學級に屬する事務を整理すること、
- (ロ) 學校の内外に於ける兒童の監督取締をなすこと、
- (ハ) 分擔事務を整理すること、
- (ニ) 其の他特に學校長の命ずる兒童の教授をなし、又は事務を處理すること、
- (ホ) 當直宿直の勤務をなすこと、

以上法令の規定に依るもの、外、學校長及び教員は、又青年團の指導、婦人會、處女會等の擁護等地方教化の任に當ら

小學校教員心得

ざるべからざるを以て、其の直接間接の職務事項は重大なると共に煩雜なるもの少からず。然かも、能く之を執行して遺憾なからんと欲せば、教員たるものは、常に精神志操の修養を怠る可からず。小學校令施行規則の規定に曰く、
 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ趣旨ヲ奉體シ又法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ。
 明治十四年文部省布達にかゝる小學校教員心得は、更に條目を揚げて、詳細に小學校教員の服膺すべき事項を示せり。所説懇篤にして痛切、永く教育者の典則として遵奉し、實踐すべきものなれば左に之を示さん。

小學校教員心得（明治十四年六月文部省布達）

小學校教員の良否は、普通教育の弛張に關し、普通教育の弛張は、國家の隆替に係る。其任たる重且大なりと謂ふべし。今夫小學校教員其人を得て普通教

教育の本旨

智心教育

育の目的を達し、人々をして身を修め、業に就かしむるにあらずんば、何に由てか尊王愛國の志氣を振起し、風俗をして淳美ならしめ、民生をして富厚ならしめ、以て國家の安寧福祉を増進するを得んや。小學校教員たる者宜く深く此意を體すべきなり。因て其恪守實踐すべき要款を左に掲示す。苟も小學校教員の職に在る者、夙夜匪懈、服膺して忽忘すること勿れ。

明治十四年六月

文部卿 福岡 孝 悌

一、人を導きて善良ならしむるは、多識ならしむるに比すれば、更に緊要なりとす。故に教員たる者は、殊に道德の教育に力を用ひ、生徒をして皇室に忠にして國家を愛し、父母に孝にして長上を敬し、朋友に信にして、卑幼を慈み及自己を重んずる等、凡て人倫の大道に通曉せしめ、且常に己が身を以て之が模範となり、生徒をして徳性に薰染し、善行に感化せしめんことを務むべし。

一、智心教育の目的は、専ら人々をして智識を廣め、材能を長じ、以て其本分を盡すに適當ならしむるに在り。豈徒に聲名を博取し、奇功を貪求せしめんが爲めならんや。故に教員たる者は、宜く此旨を體認し、以て生徒智

身體教育

一、身體教育は獨り體操のみに依著すべからず、宜く常に校舎を清潔にし、光線溫度の適宜及大氣の流通に留意し、又生徒の健康を害すべき癖習に汚染する等を豫防し、以て之に従事すべし。

心志の高潔

一、鄙吝の心志、陋劣の思想の懷くべからざるは、人々皆然りと雖も、特に教員たる者は、自己の心上に於て、最も謹で之を除去せざるべからず。蓋し幼童の智徳を養成し、身體を發育するの責任に膺り、以て世の福祉を増進するの實効を奏するは、固より鄙吝陋劣にして、儉安貪利を事とする徒の、敢て能くすべき所にあらざればなり。

快活

一、學校管理上に缺くべからざる快活の氣象は、心神萎靡せる人の能く具有すべき所にあらず。又生徒教授上に缺くべからざる許多の勞力は、身體孱弱なる者の能く寧耐すべき所にあらず。是故に教員たる者は、宜く特に起居飲食等の常度を守り、散鬱及運動等の良規に循て、其身心の健康を保全し、以て其職務を盡すの地を做さんことを務むべし。

規律

一、教員たるものは、唯小學校教則中に掲ぐる所の學科に通ずるのみを以

學識

て足れりとせず、博く教則外の學科に涉らんことを要す。苟も此の如くならざれば、倏ち教授上に破綻を生じて、生徒の信憑を失ひ、遂に其身を學校の上に置く能はざるに至るや必せり。

一、教員たる者は、常に整然たる秩序に由り、學識を廣め、以て其心志を練磨せんことを務むべし。否らざれば、決して教授の實効を奏する根柢を立つる能はず。蓋し我が練磨せざるの心志を以て、能く他人の心志を練磨し得るものは、未だ曾て之あらざるなり。

一、師範學校等に於て、嘗て學習せし所の教育法は、概ね其一様子たるに過ぎざるものなり。故に教育者たる者は、徒に之を踏襲するを以て足れりとせず、宜く常に自ら其得失利病を考究取捨し、以て之を活用せんことを務むべし。

一、人の心神及身體の組織作用に至ては、教員たる者最も深く意を留め、講究と經驗とに由て、其原理實際に精通せんことを要すべし。否らざれば、假令致々汲々として教育に従事するも、遂に臆度妄作の弊を免るゝこと能はざるなり。

教育の方法

校則

一、學校管理の事は、之を教授の事業に比すれば更に困難なりとす。故に教員たるものは、常に人情世態を審にし、通義公道を辨じ、且事を處するの方法務を理するの順序等を諳練せざるべからず。

一、校則は校内の秩序を整肅ならしむるに止らず、兼て生徒の徳誼を勸誘するの要具たり。故に教員たる者は、能く此旨趣を體認し以て之を執行せざるべからず。

教員の徳

一、熟練懇切、黽勉の三者は、亦教育上に缺くべからざるの美事たり。故に教員たる者能く此三者を具備して、其事に従ふときは、獨り教授の實効を奏するを得べきのみならず、又生徒をして不知不識此等の美事に感化し、習慣自然の如くならしむるに至るべし。

一、學校を統率するは、殊に剛毅、忍耐、威重、懇誠、勉勵等の諸徳に由るべし。蓋し、剛毅にあらざれば難に勝る能はず、忍耐にあらざれば、久を持する能はず、威重にあらざれば人を服する能はず、懇誠にあらざれば、衆を懷る能はず、勉勵にあらざれば事を成す能はず。

一、生徒若し黨派を生じ、爭論を發する等の事あらば、之れを處置する、極め

中正

性行

て穩當詳密にして偏頗の弊なく、苛刻の失なからんを要す。故に教員たる者は常に寛厚の量を養ひ、中正の見を持し、就中政治及宗教上に涉り、執拗矯激の言論をなす等のことあるべからず。

一、人として善良の性行を有すべきは、言を俟たずと雖も教員たる者に至ては、最も善良の性行を有せざるべからず。否らざるときは、獨り幼童の徳性を涵養し、善行を誘掖すること能はざるのみならず、却て其天賦を戕賊するに至るべし。蓋し幼童の中心たる至虛至冲にして、外物の爲めに感染せらるゝこと、極めて鋭敏なればなり。

一、教員たる者の、品行を尙くし、學識を廣め、經驗を積むべきは、亦其職業に對して盡すべきの務と謂ふべし。蓋し品行を尙くするは、其職業の品位を貴くする所以にして、學識を廣め、經驗を積むは、其職業の光澤を増す所以なり。

第三節 權限

凡て官職を有するものが、其の職務を執行するに就き、與

1 或國承子...
2 後任子...
3 後任子...
4 後任子...

小學校長の權限

小學校長及教員の權限

へられたる權利の範圍を稱して權限と云ふ。小學校教員の國家より委任せられたる重要な權限次ぎの如し。

一、出席の停止 小學校長は、國の教育事務を執行し、兒童の出席を督勵すと雖も、多數の兒童中には、身體上又は精神上の状態不良にして、爲に其の惡影響を他に與ふるものなきに非ざるを以て、傳染病に罹り、若しくは其の虞あるとき、又は性行不良にして教育の效果なく、他の兒童の教育に妨げありと認めたるときは、其の兒童の出席を停止するの權を有す。

二、兒童の懲戒 小學校長及び教員は、教育を實施する際、性行不良なる兒童には懲戒を行ふことを得るの權を有す。蓋し罰は教育上最後の手段にして、固より希望すべきものに非ずと雖も、兒童の性行を改善せんが爲には、已むを得ず

体罰の自白
方術の身し
生理的
苦痛ヲ云
フニ
テ
マ
ス

之を用ふるを必要とすることあればなり。然れども體罰は往々不測の變を生じ、父兄の感情を害し、兒童の反情を誘起するの虞なきに非ざるを以て、歐洲文明國中には、今尙之を使用するところなきに非ざれども、我が小學校令は全く之を禁止せり。

三、^三懲戒の除^三課^三目を^三置^三きた^三る^三こと^三は^三及^三夏^三多^三を^三小^三學^三校^三令^三に^三依^三り^三て^三行^三は^三る^三の^三増^三減^三を^三定^三む^三こと^三を^三參^三照^三（令）第三十八條第四十七條

第四節 資格及び待遇

教員たるべき資格

教員檢定の種類

一、資格 小學校教員とならんとするには、先づ法定上の資格を具へざる可からず。即ち法定上の資格とは、禁錮以上の刑に處せられ、又は破産若しくは家資分散の宣告を受けたること等の所行なき者が、更に檢定を受けて免許狀を得するに在り。

各府縣には、小學校教員檢定委員會を設け、會長、常任委員

無試験檢定

臨時委員を以て之を組織し、小學校教員及び幼稚園保母の檢定を行ふ。小學校教員の檢定には無試験檢定、試験檢定の二種あり。共に學力・性行及び身體につきて之を行ふものとす。無試験檢定は、中等學校教員免許狀を有する者、又は中學校を卒業して二箇年以上教員に従事したる者、高等女學校を卒業して修業年限一箇年以上の補習科に入り、教員たるに適する教育を受けたる者等に就き、其の學科目及び程度に照らし、試験を要せずと認めたる者に之を行ひ、試験檢定は、法定の學科及び程度に依り、毎年一回以上、期を定めて之を行ふものとす。

試験檢定

免許狀

小學校教員たることを得べき免許狀は、府縣知事これを授與し、全國に通じて有効とす。而して此の免許狀を受くるには、師範學校若しくは文部大臣の指定したる學校を卒業

任官ノ定数

官制ノ定数
官廢ノ権限
又コレヲ組織スル

小學校教員の待遇

するか、又は小學校教員の試験檢定若しくは無試験檢定に合格するを要す。

二、待遇 小學校教員の法律上に於ける地位に關しては、法理上二個の反對せる意見あり。其の一に曰く、小學校教員は、任官と稱する公法上の手續に依りて選任せられ、國家の事務を執行するものなれども、其の職務は官制上に規定せられず、而して特殊の服務規律に従ひ、地方自治團體より其の俸給を支給せらるゝを以て、純然たる官吏に非ず。然れども、又地方團體の選任にも依らず、間接に元首に隸屬するを以て見れば、之を公吏とも云ふべからず。故に小學校教員は、官吏にもあらず、公吏にもあらず、官吏と同一の待遇を受くる待遇官吏（准官吏）と云ふべしと。然るに第二説に依れば、小學校教員は公法上の手續、即ち任官に依りて任命せられ、國家の

公務に従事するものなるが故に、純然たる官吏なり、其の職務の官制に依りて頒たるゝと否と、俸給の地方自治團體より支給せらるゝと否と、特別なる服務規律を有すると否との如きは官吏たる地位の成立に何等の關係なき末節の問題たるに過ぎざるなりと。以上兩説の決定は、尙學者の論究に待つべきものありと雖も、實質上に於ては、小學校教員も國家の官吏なりと解せらる。現行の規定に依れば、小學校長及び正教員は、特別の規程ある事項を除くの外は、凡て判任文官と同一の待遇を受くるものにして、其の職務及び俸給に應じ、判任四等より一等に至るまでの取扱を受くるものとす。但小學校長にして現に本務月俸五十圓以上を受け、二十年以上小學正教員の職に居り、功勞著しきものは、道府縣各三人を限り、特に奏任文官と同一の待遇を受くることを

判任待遇

奏任待遇

得べし。

參照 (令) 第四十條、第四十一條、第四十九條 (則) 第九十八條乃至第一百十五條

第五節 教員の任用及び解職

市町村立小學校長及び教員の任用は、郡市長の申請に依り、府縣知事之を行ふものとす。蓋し地方の情況に應じ、適當なる人物を任用するの必要あればなり。而して解職に當りては、其の必要なきを以て、郡市長の申請を待たずして府縣知事直ちに之を行ふ。然れども小學校教員の地位は、一般官吏と異なるところ多きを以て、特に法規の保障を與へられ、規定の條項に該當せざるものに解職を命ぜんとする場合には、文部大臣の指揮を受くるに非ざれば、其の處分を行ふことを得ざるものとす。

解職
—
休職
—
解職
—
退職

教員の任用及
解職

解職の種類

休職

参照 (令) 第四十四條 (則) 第二百二十七條

小學校教員の解職には、休職及び退職の二種あり。

一、休職

甲、休職を命ぜらるゝ場合 市町村立小學校正教員が、左の各項の一に該當するときは、府縣知事は之に休職を命ずることを得。

(1) 傷痕を受け、若しくは疾病に罹りたるに因り、職務を行ふに妨げあるとき。 休職如同一年

(2) 學校編制の變更又は訴願の裁決に因り、過員を生じたるとき。 一年

(3) 教員養成を目的とする官立、府縣立學校に入學するるとき。 事故の如同一年、三月ヲ増ス

(4) 名譽職たる町村長及び助役に當選したるとき。 一年

(5) 私立小學校の教員又は外國に於て本邦人を教育するために設置したる學校の教員となるとき。 一年

(6) 刑事事件に關し、告訴又は告發せられたるとき。 一年
乙、當然休職となる場合 市町村立小學校正教員にして、陸海軍現役(六週間現役を除く)に服し、又は戰時事變に際し召集せられたるものは當然休職者とす。

休職者は現に職務に従事せざれども、全然教員たる關係を離れたるものに非ざるを以て、休職中は、市町村・市町村學校組合又は區に於て、特別の事情ある場合等に非ざれば、俸給の三分の一を給せらるゝを本則とす。

参照 (則) 第二百二十二條、第二百二十三條、第二百五條、第一百五十三條

二、退職 退職は全然教員關係を離るゝものにして、一般官吏の免官に同じきものとす。

退職

減俸

免職

免許狀褫奪

業務停止

減ずるものにして、一箇月以上、一箇年以下、其の處分を受けたる當時の俸給月額額の三分の一以下を減給するものとす。免職とは教員の職を免ずるものにして、此の處分を受けたるものは、二箇年を経過するに非ざれば、再び教員の職に就くことを得ざるものとす。

其の他、現在職務に従事するものと否らざるものとを問はず、小學校教員免許狀を有する者、不正の所爲をなし、又は教員たるべき體面を汚辱するの所爲ありて、其の情狀重しと認めたるときは、文部大臣、又は府縣知事に於て免許狀褫奪の處分をなすことあり。

又私立小學校長及び教員にして、職務上の義務に違犯し、又は體面を汚辱するが如き所爲ありたるときは、府縣知事は、一箇月以上二箇年以下、業務停止の懲戒を行ふものとす。

然れども、若し府縣知事の行ひたる免職、業務停止又は免許狀褫奪の處分に對し不服あるものは、文部大臣に訴願することを得べく、又免職若しくは業務停止の處分を受けたる者にして、改悛の實顯著なるときは、府縣知事は文部大臣の認可を受け、其の處分を解くことを得べし。

參照（令）第四十八條第四十九條（則）第三百三十九條乃至第四百四十七條

第七節 俸給及び諸給與

一、俸給

(1) 本俸 市町村立小學校教員の俸給は、市町村の費用を以て支辨せらるれども、其の標準額は、文部大臣の定むるところに基つき、府縣知事に於て、之を定むべきものにして、又一旦俸給を給したるときは、本人の意志に反

小學校教員の俸給

して之を減ざるを得ざるものなり。俸給標準額左表の如し。尙本科正教員にして、一級上俸を受け、特に功勞あるものは、漸次百三十圓まで増給することを得べし。

職名	本科正教員		専科正教員		准教員	
	一級	二級	三級	四級	五級	六級
上	九十五圓	七十圓	六十圓	五十圓	四十圓	三十圓
下	八十圓	六十五圓	五十五圓	四十五圓	三十五圓	二十七圓
上	五十圓	四十圓	三十圓	二十四圓	二十圓	十六圓
下	四十五圓	三十五圓	二十七圓	二十二圓	十八圓	十四圓
上	二十五圓	二十圓	十六圓	十三圓	十一圓	九圓
下	二十二圓	十八圓	十四圓	十二圓	十圓	八圓

尙明治三十年發布市町村立小學校教員俸給に關する規定(明治四十一年改正)に依り、市町村立小學校の本科正教員月俸の平均額は、人口十萬以上の市に在りては二十四圓、其の他の市及び市に準ずべき町村に在りては二十圓、其の他の町村に在りては十六圓を下るを得ずとし、尙

正准教員の俸給最低額を定められたり。

參照 (則) 第四百四十八條、第四百四十九條、第五百十二條

加俸 (2) 加俸 市町村立小學校教員は、市町村立小學校教員加俸令に依り、本俸以外、別に年功加俸及び特別加俸を受くることを得べし。

年功加俸 五箇年以上、同一府縣内に勤續し、成績佳良なりと認めたるときは、府縣知事は、本科正教員には年額二十四圓乃至六十圓、専科正教員及び准教員には年額十二圓乃至二十四圓の加俸を給すべく、而して爾後、勤續五箇年を加ふる毎に、本科正教員には、年額十八圓乃至三十六圓、専科正教員及び准教員には、年額十二圓乃至十八圓を加給するを得るものとす。
特別加俸 本科正教員にして市町村立單級尋常小學

6/33

複式擔任加俸
單級加俸

僻陬地在勤加
俸

校に勤務する者には、年額六十圓以下、多級學校の一學年乃至四學年、五學年又は六學年を以て編制したる學級を擔任する者には年額四十八圓以下の特別加俸を給せらるべく、又市町村立尋常小學校の本科正教員にして、僻陬地に勤務する者には、本科正教員には年額三十六圓以下、專科正教員及び准教員には年額十八圓以下の特別加俸を給せらるゝことあるものとす。但し前項の單級小學校に奉職し、又は複式學級擔任の爲に、特別加俸を受くる者は、この僻陬地勤務加俸を受くることを得ず。

而して又別に、同一府縣内に於て、僻陬地の市町村立尋常小學校に五年以上勤續する者には、本科正教員には、年額三十六圓以下、專科正教員及び准教員には、年額十八圓以下を

諸給與

加給せらるべし。是れ皆小學校教員をして、忠實勤勉、永く其の職務に盡瘁せしめんとする旨趣に出でたるものとす。

二、諸給與 其の他教員にして毎週三十二時以上の教授を擔任する者は、手當金、宿直をなす者は、賄料、職務のため傷疾を受け、若しくは疾病に罹りたる者、又は教員にして兒童の衛生上特に考慮すべき疾病に罹り、休職退職を命ぜられたる者は、勤續年數其の他の事情に依り、療治料を給せらるべく、特に勤勞ある者には慰勞金を給し、又土地の情況に依りては住宅を貸與し、又は住宅料を給せらるべし。又教員は公務を以て旅行するときは、正教員に在りては判任文官の例に準じ、准教員に在りては府縣知事の定めたる規程に依りて、共に旅費を給せらるべきものとす。

參照（則） 第一百五十九條、第一百六十條、第一百六十一條、第一百六十二條

退隱料

第三百六十三條 第五百五十八條

三、退隱料 市町村立小學校教員は、他の官吏と同じく、服務規律に依りて、他の營利的事業を營むことを禁ぜられ、一意國家の教育事務の爲に力を盡さしめらるゝを以て、國家は又、教員をして老後の憂を懷くことなく、安んじて其の職に従事せしめんが爲に、法律を以て市町村立小學校教員退隱料及び遺族扶助料法(明治二十三年十月法律)を制定して之を待遇せり。所謂恩給と稱するもの是なり。

普通退隱料

(1) 普通退隱料 在職滿十五年以上の者にして、左の各項の一に該當するものには、終身退隱料を給せらる。
イ、年齢六十歳を超え退職を命ぜられたるとき。
ロ、傷痍を受け、若しくは疾病に罹り、其の職務に堪へざるため退職を命ぜられたるとき。

退隱料額

ハ、廢職・廢校に依り退職し、又は學校編制の變更に依り退職を命ぜられたるとき。
普通退隱料の金額は、最初は俸給年額約二百四十分の六十に近けれども、在職年數の増加と共に累加率を高め、滿四十年に至れば、俸給の約三分の二を支給せらるるものなり。左表の如し。

市町村立小學校教員退隱料表

十五年	三三五	一九五	一八	一六五	一五〇	一三〇	一〇八	六	八四	七三	六〇	四八
十六年	三三三	一九〇	一六	一六一	一四〇	一二	一一	九	八七	七五	六三	五一
十七年	三三〇	一八八	一五	一六二	一三九	一一	一〇	八	八五	七三	六一	四九
十八年	三二八	一八六	一四	一六三	一三六	一〇	九	七	八三	七一	五九	四七
十九年	三二五	一八四	一三	一六四	一三三	九	八	六	八〇	六八	五六	四四
二十年	三二三	一八二	一二	一六五	一二〇	八	七	五	七七	六五	五三	四一
二十一年	三二〇	一八〇	一一	一六六	一二〇	七	六	四	七四	六二	五〇	三八
二十二年	三一八	一七八	一〇	一六七	一一九	六	五	三	七一	五九	四七	三五
二十三年	三一六	一七五	九	一六八	一一八	五	四	二	六八	五六	四四	三二
二十四年	三一四	一七三	八	一六九	一一七	四	三	一	六五	五三	四一	二九
二十五年	三一三	一七一	七	一七〇	一一六	三	二	〇	六二	五〇	三九	二七
二十六年	三一〇	一七〇	六	一七一	一一五	二	一	〇	五九	四八	三六	二五
二十七年	三〇八	一六八	五	一七二	一一四	一	〇	〇	五六	四六	三四	二三
二十八年	三〇六	一六六	四	一七三	一一三	〇	〇	〇	五三	四四	三二	二一
二十九年	三〇四	一六四	三	一七四	一一二	〇	〇	〇	五〇	四二	三〇	一九
三十年	三〇二	一六二	二	一七五	一一一	〇	〇	〇	四七	四〇	二八	一七
三十一	三〇〇	一六〇	一	一七六	一一〇	〇	〇	〇	四四	三八	二六	一五
三十二	二九八	一五八	〇	一七七	一〇九	〇	〇	〇	四一	三六	二四	一三
三十三	二九六	一五六	〇	一七八	一〇八	〇	〇	〇	三八	三四	二二	一一
三十四	二九四	一五四	〇	一七九	一〇七	〇	〇	〇	三五	三二	二〇	九九
三十五	二九二	一五二	〇	一八〇	一〇六	〇	〇	〇	三二	三〇	一八	九七
三十六	二九〇	一五〇	〇	一八一	一〇五	〇	〇	〇	二九	二八	一六	九五
三十七	二八八	一四八	〇	一八二	一〇四	〇	〇	〇	二六	二六	一四	九三
三十八	二八六	一四六	〇	一八三	一〇三	〇	〇	〇	二三	二四	一二	九一
三十九	二八四	一四四	〇	一八四	一〇二	〇	〇	〇	二〇	二二	一〇	八九
四十	二八二	一四二	〇	一八五	一〇一	〇	〇	〇	一七	二〇	〇八	八七
四十一	二八〇	一四〇	〇	一八六	一〇〇	〇	〇	〇	一四	一八	〇六	八五
四十二	二七八	一三八	〇	一八七	九九	〇	〇	〇	一一	一六	〇四	八三
四十三	二七六	一三六	〇	一八八	九八	〇	〇	〇	〇八	一四	〇二	八一
四十四	二七四	一三四	〇	一八九	九七	〇	〇	〇	〇五	一二	〇〇	七九
四十五	二七二	一三二	〇	一九〇	九六	〇	〇	〇	〇二	一〇	九八	七七
四十六	二七〇	一三〇	〇	一九一	九五	〇	〇	〇	〇	〇八	九六	七五
四十七	二六八	一二八	〇	一九二	九四	〇	〇	〇	〇	〇六	九四	七三
四十八	二六六	一二六	〇	一九三	九三	〇	〇	〇	〇	〇四	九二	七一
四十九	二六四	一二四	〇	一九四	九二	〇	〇	〇	〇	〇二	九〇	六九
五十	二六二	一二二	〇	一九五	九一	〇	〇	〇	〇	〇〇	八八	六七
五十一	二六〇	一二〇	〇	一九六	九〇	〇	〇	〇	〇	九八	八六	六五
五十二	二五八	一一八	〇	一九七	八九	〇	〇	〇	〇	九六	八四	六三
五十三	二五六	一一六	〇	一九八	八八	〇	〇	〇	〇	九四	八二	六一
五十四	二五四	一一四	〇	一九九	八七	〇	〇	〇	〇	九二	八〇	五九
五十五	二五二	一一二	〇	二〇〇	八六	〇	〇	〇	〇	九〇	七八	五七
五十六	二五〇	一一〇	〇	二〇一	八五	〇	〇	〇	〇	八八	七六	五五
五十七	二四八	一〇八	〇	二〇二	八四	〇	〇	〇	〇	八六	七四	五三
五十八	二四六	一〇六	〇	二〇三	八三	〇	〇	〇	〇	八四	七二	五一
五十九	二四四	一〇四	〇	二〇四	八二	〇	〇	〇	〇	八二	七〇	四九
六十	二四二	一〇二	〇	二〇五	八一	〇	〇	〇	〇	八〇	六八	四七
六十一	二四〇	一〇〇	〇	二〇六	八〇	〇	〇	〇	〇	七八	六六	四五
六十二	二三八	九八	〇	二〇七	七九	〇	〇	〇	〇	七六	六四	四三
六十三	二三六	九六	〇	二〇八	七八	〇	〇	〇	〇	七四	六二	四一
六十四	二三四	九四	〇	二〇九	七七	〇	〇	〇	〇	七二	六〇	三九
六十五	二三二	九二	〇	二一〇	七六	〇	〇	〇	〇	七〇	五八	三七
六十六	二三〇	九〇	〇	二一一	七五	〇	〇	〇	〇	六八	五六	三五
六十七	二二八	八八	〇	二一二	七四	〇	〇	〇	〇	六六	五四	三三
六十八	二二六	八六	〇	二一三	七三	〇	〇	〇	〇	六四	五二	三一
六十九	二二四	八四	〇	二一四	七二	〇	〇	〇	〇	六二	五〇	二九
七十	二二二	八二	〇	二一五	七一	〇	〇	〇	〇	六〇	四八	二七
七十一	二二〇	八〇	〇	二一六	七〇	〇	〇	〇	〇	五八	四六	二五
七十二	二一八	七八	〇	二一七	六九	〇	〇	〇	〇	五六	四四	二三
七十三	二一六	七六	〇	二一八	六八	〇	〇	〇	〇	五四	四二	二一
七十四	二一四	七四	〇	二一九	六七	〇	〇	〇	〇	五二	四〇	一九
七十五	二一二	七二	〇	二二〇	六六	〇	〇	〇	〇	五〇	三八	一七
七十六	二一〇	七〇	〇	二二一	六五	〇	〇	〇	〇	四八	三六	一五
七十七	二〇八	六八	〇	二二二	六四	〇	〇	〇	〇	四六	三四	一三
七十八	二〇六	六六	〇	二二三	六三	〇	〇	〇	〇	四四	三二	一一
七十九	二〇四	六四	〇	二二四	六二	〇	〇	〇	〇	四二	三〇	九九
八十	二〇二	六二	〇	二二五	六一	〇	〇	〇	〇	四〇	二八	九七
八十一	二〇〇	六〇	〇	二二六	六〇	〇	〇	〇	〇	三八	二六	九五
八十二	一九八	五八	〇	二二七	五九	〇	〇	〇	〇	三六	二四	九三
八十三	一九六	五六	〇	二二八	五八	〇	〇	〇	〇	三四	二二	九一
八十四	一九四	五四	〇	二二九	五七	〇	〇	〇	〇	三二	二〇	八九
八十五	一九二	五二	〇	二三〇	五六	〇	〇	〇	〇	三〇	一八	八七
八十六	一九〇	五〇	〇	二三一	五五	〇	〇	〇	〇	二八	一六	八五
八十七	一八八	四八	〇	二三二	五四	〇	〇	〇	〇	二六	一四	八三
八十八	一八六	四六	〇	二三三	五三	〇	〇	〇	〇	二四	一二	八一
八十九	一八四	四四	〇	二三四	五二	〇	〇	〇	〇	二二	一〇	七九
九十	一八二	四二	〇	二三五	五一	〇	〇	〇	〇	二〇	〇八	七七
九十一	一八〇	四〇	〇	二三六	五〇	〇	〇	〇	〇	一八	〇六	七五
九十二	一七八	三八	〇	二三七	四九	〇	〇	〇	〇	一六	〇四	七三
九十三	一七六	三六	〇	二三八	四八	〇	〇	〇	〇	一四	〇二	七一
九十四	一七四	三四	〇	二三九	四七	〇	〇	〇	〇	一二	〇〇	六九
九十五	一七二	三二	〇	二四〇	四六	〇	〇	〇	〇	一〇	九八	六七
九十六	一七〇	三〇	〇	二四一	四五	〇	〇	〇	〇	〇八	九六	六五
九十七	一六八	二八	〇	二四二	四四	〇	〇	〇	〇	〇六	九四	六三
九十八	一六六	二六	〇	二四三	四三	〇	〇	〇	〇	〇四	九二	六一
九十九	一六四	二四	〇	二四四	四二	〇	〇	〇	〇	〇二	九〇	五九
一百	一六二	二二	〇	二四五	四一	〇	〇	〇	〇	〇〇	八八	五七

二十一年	二七四	二三八	二九	二〇一	一八三	一六五	一四六	一三四	一二六	一〇三	八八	七三	五九
二十二年	二六五	二四七	二三八	二〇九	一九〇	一七一	一五三	一三二	一一一	一〇七	九三	七六	六二
二十三年	二九七	二五七	二二八	一九八	一七八	一五八	一四四	一二六	一一一	九九	七九	六四	五〇
二十四年	三〇八	二六七	二四六	二〇五	一八五	一六四	一四九	一二三	一一五	九九	八三	六六	五二
二十五年	三一九	二七七	二五五	二三四	二二三	一九三	一七〇	一五六	一三六	一二九	一〇三	八八	七四
二十六年	三三〇	二九〇	二六七	二四三	二二三	二〇一	一七八	一六五	一四三	一二四	一〇七	九二	七八
二十七年	三四九	三〇一	二七九	二五二	二三三	二〇一	一八六	一七〇	一四八	一二九	一〇七	九三	七八
二十八年	三六四	三二六	二九一	二六七	二四三	二一九	一八四	一七七	一五四	一三四	一一七	九七	八二
二十九年	三七九	三三九	三〇三	二七八	二五三	二二八	二〇一	一八四	一六〇	一四〇	一二三	一〇一	八二
三十年	三九四	三五三	三二五	二八九	二六三	二三七	二〇一	一九三	一六六	一四五	一二六	一〇五	八四
三十一年	四一三	三五八	三三〇	三〇三	二七五	二四八	二二〇	二〇一	一七四	一五三	一三三	一一〇	八八
三十二年	四三二	三七四	三四五	三二七	二八八	二五九	二三〇	二一一	一八三	一五六	一三八	一一五	九三
三十三年	四五〇	三九〇	三六〇	三三〇	三〇〇	二七〇	二四〇	二二〇	一九〇	一六六	一四四	一二〇	九六
三十四年	四六九	四〇七	三七五	三四四	三三三	二八二	二五〇	二三〇	一九八	一七三	一五〇	一二五	一〇〇
三十五年	四八八	四二三	三七五	三四四	三三三	二八二	二五〇	二三〇	一九八	一七三	一五〇	一二五	一〇〇
三十六年	五一	四二三	三九〇	三五八	三二五	二九三	二六〇	二三七	二〇六	一八〇	一五六	一三〇	一〇四
三十七年	五三三	四四三	三七四	三五〇	三三〇	二七四	二四八	二二五	一九八	一八四	一六四	一三六	一〇九
三十八年	五五五	四六一	四〇六	三七九	三五五	三〇〇	二八四	二五九	二三四	一九六	一七二	一四三	一一四
三十九年	五七八	四八一	四四四	四〇七	三七〇	三三三	二九六	二七〇	二三三	二〇四	一七八	一四八	一一九
四十年	六〇〇	五〇二	四六二	四二四	三八五	三五七	三〇八	二八二	二四三	二二三	一八九	一五四	一二四

特別退隠料

(2) 特別退隠料

在職滿十五年に達せざるも、職務のため傷痕を受け、一肢以上の用を失ひ、又は健康に有害なる感動を受くるを顧みずして勤務に従事し、爲に疾病に罹り、一肢以上の用を失ひたる等にて退職を命ぜられたる者は、普通退隠料を受くるのみならず、尙終身其の最下金額十分の七までの増加退隠料を給せらるゝものとす。

退職給與金

(3) 退職給與金

退隠料を受くる資格なきも、在職滿一年以上にて退職したるものは、退職當時の俸給半箇月分を以て在職年數の一箇年に當て、其の年數に應ずる金額を一時給與せらるゝものとす。但自己の便宜のために退職し、又は免職に處せられ、若しくは失職に該當す

遺族扶助料

るものは之を受くるの権利を有せず。

四、遺族扶助料 市町村立小學校正教員、左の各項の一に

該当するときは、其の遺族に扶助料を給す。

イ、在職満十五年以上の者在職中死亡したるとき。

ロ、在職満十五年未滿にして職務のため死亡したるとき。

ハ、退隠料を受くるもの、死亡したるとき。

扶助料の金額は退隠料の三分の一とす。

其の他教員死亡したるときは、在職中と休職中とに拘は

らず、在職最終の俸給三箇月分を其の遺族に給與すべく、死

亡賜金又在職十五年に滿たざるも、在職中職務の故にあら

ずして死亡したるときは一時扶助金を給す。其の金額は退

職給與金に同じ。

小學校教員の待遇は、未だ充分ならずと雖も、以上の如く、

國家はなるべく之を優遇せんことを期し、尙明治三十八年
文部省令を以て、小學校教育効績狀規程を設け、特に小學教
育上効績の顯著なるものを表彰する等、漸次優遇の途を開
きつゝあり。

参照（則） 第一百五十七條 小學校教育効績狀規程

小學校の事務

第七章 小學校の事務

第一節 校務の種類及び分類

小學校の教育事務は複雑多端なれども、之を適當に整理
するは、學校の統一を全くし、教育全般の事業を進歩せしむ
る所以にして、學校經營上最も必要とするところなり。而し
て之が全責任を有するものを學校長とす。然れども、多級小
學校に於ては、校務頗る多端なるを以て、學校長一人にては

校則

校務の分類

到底之を處理するを得ず。故に通常校則を定め、更に内規又は細則を制定し、各職員をして此等の規程に據りて校務を分擔處理せしめ、以て各部の整理を圖り、學校長は更に之を監督して、全般の進歩統一を圖るべきものとす。

校務は之を大別して**學級事務**・**教科事務**・**一般校務**の三類となす。

學級事務

一、學級事務 擔任學級兒童の教育に附隨する事務にして、學級擔任たる本科正教員の當然分擔すべきものとす。其の種類左の如し。

- (1) 該學級に關する教授豫定週録等を整理すること、
- (2) 該學級兒童の成績、操行考査及び身體檢査に關すること、
- (3) 該學級兒童の出缺席調査に關すること、
- (4) 該學級教室の整理・清潔に關すること、

教科事務

(5) 其の他該學級に關する一切のこと、
二、教科事務 小學校に於て教授する各教科目を分類して、文科的・理科的・技能の教科等の部門に分ち、各教員をして、其の嗜好長所に依り、各其の一部門に屬せしめ、學級教授以外に、某教科に關する調査研究をなさしむべし。其の事務左の如し。

- (1) 該教科の教授細目の調査修正立案に關すること、
- (2) 該教科の教授法の研究に關すること、
- (3) 該教科の教材の調査研究・器械・標本・圖書等の調査整理に關すること、
- (4) 該教科の學習に要する兒童の用具に關すること、

一般校務

三、一般校務 其の種類頗る多きを以て**教務**・**庶務**及び會計等の數類に分ち、校務分掌規程を設けて、各職員に分擔せ

教科事務
一般校務

しむべく、又多數の職員を有する學校に在りては、便宜之を細分して分擔せしめ、各係に係長を置くを可とす。而して更に處理細則を定めて、各係の校務整理方法を制定し、他に關係ある事務は、他係に交渉し、其の稍重大なるものは、係員の協議又は係長の承認を経て之を施行する等の方法を定むべし。各係に於て取扱ふべき主要なる事務左の如し。

(1) 教務係

- イ、教授週録・日課表・兒童成績等凡て教科教授に係すること、
- ロ、兒童の入退學・出席・修卒業證書、其の他調査處分等凡て兒童に係を有すること、
- ハ、以上に關係する諸表簿の整理・保管、

(2) 庶務係

- イ、諸儀式會合の施行及び教員の當直宿直に係すること、

- ロ、文書の往復に係すること、
- ハ、諸統計記録に係すること、
- ニ、學校の清潔・兒童の衛生に係すること、
- ホ、地の係に屬せざる學校全般のこと、
- ヘ、以上に關係する諸表簿の整理・保管、

(3) 會計係

- イ、校地・校舍の保管・修繕に係すること、
- ロ、備品消耗品の調達・修繕受渡に係すること、
- ハ、授業料に係すること、
- ニ、以上に關係する諸表簿の整理・保管、

以上諸校務の取扱は、なるべく煩瑣ならずして、單簡明確に之を處理し得るを要す。然らざれば、却つて其の取扱及び整理を濫滯せしむるのみならず、兒童の教育に要する重要な精力と時間とを徒費するに至る可し。又學校長たる者

mu my cant
Them
Theme
Theme

Hir
Hirashi
Hirashi
Hirashi

は適當なる分掌をなさしめ、徒らに過重なる負擔を職員に課することある可からず。其の他、尙學校事業としては、保護者會、運動會、學藝會等あり。學校に於て中心となりてなすべき社會的事業には、貧困兒童保護會、通俗講演會、青年會等あり。學校職員は能く協同一致して適當なる施設をなし、以て地方教化の任を完うせざるべからず。

第二節 校務の整理

校務整理の法

校務の整理統一を謀らんには、學校長たる者自ら率先して校内の諸規程を實行し、職員の執務を督すべきは言を俟たずと雖も、職員たる者も、亦自己の分掌に屬する事務を怠慢に附することなく、能く其の責任を重んじて、整頓に任ずるのみならず、戮力協心、互に便益を謀るを念とし、常に學校全般の事務の進歩を致さんことを期せざる可からず。校務

會議

の整理統一に必要なる方案を擧ぐれば左の如し。
一、會議 學校長は、自己の職權を以て部下の職員を統督し、命令傳達に依りて校務の統一を圖るを得べしと雖も、なるべく之を職員全體に諮り、其の意見を徵するを可とす。然るときは、職員も亦各自己の所思を發表して、討議研究を盡し、其の旨趣を了得するを以て、之を實行するに臨みて遺憾を感ずること少く、其の進行上利益を得ること大なり。會議は毎週又は毎月定日に開會すべし。

職員の會議に數種あり。其の目的に依りて、之を分てば次ぎの如し。

職員會議

(1) 職員會議 教授上、訓育上、管理上の改良進歩を圖り、又臨機の處分問題を決定し、全校の統一を保たんがため必要な會議にして最も重大なるものとす。

研究會

實地授業研究會

學校行事

(2) 研究會 各教科の擔任に屬する職員をして、問題を選びて研究調査せしめ、一定の期日に於て、其の研究の結果を報告せしめ、之を討究審議する教材研究會及び職員の授業を參觀し、交互に批評を交換して、教授管理の方法を研究し、其の進歩發達を圖る實地授業研究會あり。實に此の教材研究會と實地授業研究會とは、互に相待ちて其の學校に於ける教授の主義方針を確定せしむるに至るものとす。又同一學年に屬する多數の學級を有する學校に於ては、此等の學級の擔任教員を以て同學年打合會を組織し、互に教授上、訓育上の打合を爲すが如きも必要なることとす。

二、學校行事の調製 諸般の校務は、臨時に起るもの、外は、概ね一定の期日に發生するものなれば、豫め其の取扱の

諸表簿檢閲

重要なる諸表簿

整理期日を定め、毎週、毎月、每學期、每學年に於ける學校行事を調製し、職員室に掲示し置きて、其の進歩を謀り之が處理に便すべし。

三、諸表簿の檢閲 諸校務は、重大なるもの、外、日常各係をして處理せしめ、其の記録及び帳簿は、臨時又は定期に、其の事務の輕重に従ひ、學校長又は首席教員の手許に差出し之が檢閲を受けしむべし。

小學校に於て重要なる諸表簿左の如し。

(1) 教務係に屬する諸表簿中、學籍簿、出席簿、學業成績簿、操行調査簿、身體檢査統計表、教授細目、日課表、卒業證書臺帳等は、或は就學事務に關し、或は教育の効果に關し、孰れも重要なる記録なり。

(2) 庶務係に屬する諸表簿中にては、日誌、學校一覽表、職員

出勤簿、文書往復簿、諸法令通達綴、諸統計綴、學校沿革史等は、最も重要なるものに屬す。

(3) 會計係に屬する諸表簿中にては、備品原簿、全借用簿、豫算一覽表、消耗品受拂簿等は最も重要なるものとす。以上の帳簿中、其の最も重要なるものは、永久に之を保管すべく、或は又五年乃至十年を経れば不用に歸するものあるを以て、其の輕重に従ひ、適當なる保存期限を定め、鄭重に之を整理保管すべし。

第八章 小學校の費用負擔及び授業料

第一節 費用及び負擔

市町村は、尋常小學校を設置せざる可からざる義務並びに其の事情に應じて高等小學校を設置する必要を有する

市町村立小學校の費用

ことは、既に述べたるところなり。小學校の設置に關する費用の概目を擧ぐれば、次ぎの如し。

- 一、設備及び其の維持の費用、
- 二、職員の俸給、旅費、其の他の諸給與、
- 三、校費、

而して是等の費用は、當該市町村に於て負擔するを本則とすれども、尙學校設置の事情に依り、市町村學校組合、又は市町村の區に於て之を負擔すべく、兒童教育事務を他に委託したる場合に在りては、之を委託したる町村に於て、當然其の費用を負擔すべきものとす。其の他、市町村内に區を設け、區長及び其の代理者並に學務委員を選任して國の教育事務を執行せしむるときは、其の費用も亦同じく自治團體の負擔すべきものとす。然れども、小學校教育の事業は、國家

市町村の負擔

の爲に、最も重要なものなるを以て、國家は又、國庫若しくは上級自治團體より、之に對して幾分の補助を與ふべきことを規定せり。

參照（令）第五十一條第五十五條

郡及び府縣補助

一、郡及び府縣の補助 郡及び府縣は、市町村の資力乏しく、尋常小學校設置の負擔に堪へざるときは、郡より町村に府縣より郡市に對して相當の補助を與ふべきものなることは既に述べたるところなり。其の他、市町村立小學校教育費地方費補助令（明治四十年勅令第二百十七號）に依り、府縣は國庫より小學校教育費補助のため、各府縣に對して配賦する金額と、同額の金額を支出し、以て市町村立小學校教員の加俸に充て、又は其の住宅費を補助すべきことと定められたり。

國庫の補助

二、國庫の補助 國家は、又市町村立小學校教育費國庫補

助法（明治三十三年法律第六十三號）に依り、毎年國庫より補助金を下附して、

各府縣に配賦し、小學校教員の年功加俸及び特別加俸に充つることは既に述べたるところなるが、尙教育基金令（明治二十二年勅令第四百三十五號）に依り、國庫に保管する教育基金の利子を以て各府縣に配當し、市町村立小學校教員の獎勵其の他の普通教育に關する費用に充て、又は市町村立尋常小學校の校地、校舎等の設備の費用に充つる爲にも、市町村に貸付すべきことを定むる等、公立小學校に對しては、出來得べきだけ補助を與へ、以て國民教育の進歩發達を期せり。

參照（市町村立小學校教育費國庫補助法）（同教育費補助ノタメ府縣費支出令）（同教員住宅補助規程）（教育基金令及同上施行規程）

第二節 豫算及び支出

小學校教育に關する費用は、前節既に説きたるが如く、市

豫算及支出

豫算案調製

町村に於て、之を負擔するを以て通則とするが故に、毎年其の費額を定めて市町村の經費の内より之を支出せざるべからず。而して市町村の經費豫算は、毎年市町村長に於て、翌會計年度間に於ける收支豫算案を調製し、市會若しくは町村會の議決を経て成立するものなれば、市町村立小學校の經費豫算の調製は、當然市長又は町村長の職權に屬するものなり。然れども學校經營上、學校長をして之が詳細なる調査をなさしめ、若しくは學校長と協議して後に立案する必要あるを以て、學校長たるものは、豫め來學年度に於ける學級の編制、教員の配置、其他必要なる計畫を立て、地方の事情に顧みて適切なる調査案を提供し、以て當局の參考に供すべきものとす。

豫算の執行

豫算の執行も亦市町村長の職權に屬すと雖も、學校長は、

常に豫算の大局を明かにし、其の範圍内に於て、學校經營上最も必要なるものより、漸次之が供給購入を請求すべきものとす。然れども校費中、普通の備品及び消耗品費の如きは、便宜上、之を學校長の處置に委任すること多きものなれば、學校長は常に適當なる取扱をなし、且帳簿を具へて其の計算を明瞭精確ならしめざる可からず。

第三節 小學校基本財産及び授業料

學校基本財産

一、小學校基本財産 市町村立小學校の經費は、之を市町村の負擔となすを以て、市町村資力の如何は、直ちに其の教育事業の上に影響を及ぼさざるを得ず。元來自治團體が自己の費用を支出するに當りては、先づ其の財産より生ずる利殖又は其の他の諸収入を以て之を支辨し、而して尙足らざるときに於て、始めて其の住民より賦課徴收すべきこと

學校基本財産
設置の必要

は、市町村制の現に定むるところなり。然るに之に反して、自治團體一切の費用を擧げて、悉く住民の課税に仰ぎ、以て之を支辨せんとするとき、國運の發展に伴なひ、國家の經營すべき事業益、多端にして、國民の負擔漸く重からんとする今日に於ては、勢ひ教育費等の支出に節減を加へざる可からざるに至ることあり。之に加ふるに、農作の凶歉、商工の不振及び天災地變等、不時の災害に際會するとき、市町村の如き小團體の經濟は、先づ著しく其の打撃を被むるを免れず。此の如き時に方りては、學校教育事業の如き、比較的緊急の事業に屬せざる觀を有するを以て、第一に緊縮の厄に逢ふに至るは自然の勢とす。然れば市町村に於ては、なるべく學校基本財産を作りて、先づ教育事業に對する財政の基礎を鞏固にし、市町村經濟の爲に學校教育の動搖すること

基本財産の資
源

なきを務むるは、今日の急務なりとす。是れ地方學事通則に於て、特に地方自治團體は、監督官廳の許可を受けて、學校基本財産を設くることを得ることを規定し、更に一旦此の基本財産又は積立金を設けたるときは、之が廢止若しくは賣却交換其の他の處分をなさんとせば、監督官廳の許可を要する旨を定められたる所以なり。

學校基本財産に編入することを得べきものは、寄附金、授業料、歳出の剩餘、市町村財産の利殖等にして、此等は土地の事情に應じて、或は積立金となし、或は又開墾、造林等の事業の計畫をなし、以て其の利殖を圖る方法を取るべく、學校長は能く市町村長を補翼し、共に盡力せざる可からず。

參照（市制第九條、町村制第八十九條、地方學事通則第九條）

授業料

二、授業料 凡そ國家の營造物は之を利用したる者に於

授業料の制限

て特別なる報償を爲すべきことは一般の通則なり。然れば學齡兒童を市町村立小學校に入學せしめて、教育上に之を使用し、其の利益を受けたる保護者が、其の使用料を支拂ふべきことは固より當然の理なりとす。然れども授業料を徴收すると否と、及び其金額の如何は、直接に就學の普及に影響するものなれば、今日の如き強制教育制度に於ては、之が普及を充分ならしめんがため、市町村立尋常小學校に於ては、經費の大體を市町村の負擔とし、別に授業料を徴集することを得ざる規定とせり。これ所謂無月謝主義にして、文明諸國の多く採用する所なり。然れども市町村の資力不足なるか、又は民度に於て就學の普及を妨げざる場合に於ては、府縣知事の認可を受けて、市に在りては一箇月二十錢以下、町村に在りては十錢以下を徴收することを得べし。然れど、

無月謝主義

高等小學校は、義務教育に非ざるを以て、授業料を徴收すると否とは、市町村の隨意とす。而して、若し之を徴收するとき、は、市に在りては、一箇月六十錢以下、町村に在りては一箇月三十錢以下に於て、其の金額を定め、監督官廳の認可を受くべし。但し特別の事情ある市町村又は町村學校組合に於て、府縣知事の認可を受け、期間を定めて、以上の制限額を超えたる授業料を徴收することを得べし。

授業料は、國家が其の徴收權を市町村に與へたるものなるを以て、之を徴收する場合には、租税と同じく滞納者を處分することを得る性質のものなれども、國民教育上なるべく就學の普及を妨げざらんが爲に、貧窮にして之を納むる資力なきものには、市町村長に於て、全部又は一部の免除をなすべく、又一家二人以上同時に就學するときは、特に其の

免除及減額

授業料額を減じて、以て児童保護者の利便を謀ることを得べし、されど學年に依り其の金額に等差を附するときは、却つて就學を妨ぐるが如き結果を生ずるの虞あるを以て、之を禁止せられたり。

既に述べたる如く市町村は、其の市町村立小學校の設置及び維持の費用を負担せざる可からず。故に授業料は市町村・町村學校組合、又は其の區の收入となるべきものにして、其の收入事務は、當然市町村收入役の管掌すべきものなり。

参照(令)第五十七條、第五十八條(則)第七十四條、第七十五條、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條、第八十條、第八十一條。

第九章 小學校に類する各種學校

各種學校の種類

小學校に類する各種學校とは其の児童及び教科の程度の小學校に類し、別に多少特殊の性質を有するものにして、盲學校、聾啞學校及び諸種の技藝學校の如き即ち之に屬す。實業補習學校は、實業教育令の定むるところにして、本來實業學校の系統に屬すべきものなれども、實際上町村に於ては、小學校に附設せらるゝもの多く、従つて小學校との關係密接なるを以て左に之を略説すべし。

實業補習學校

實業補習學校 實業補習學校規程の所定に依るべきものにして、既に義務教育を終へたる児童のために、既修の教科を補習繼續し、併せて實業上の知識技能を授くるを目的とするものなり。本邦の如き科學的知能未だ一般の國民に普及せず、教育と労働とは劃然區域を分ち、諸般の實業其の大部分は尙舊習を脱せざる今日に當りては、此の種の學校の設置は最も必要なるものなり。

(1)種類 實業補習學校は、主として其の課する實業に關する教科目に依り、工業補習學校、農業補習學校、商業補習學校、水産補習學校等と稱することを得べし。

(2)教科目 實業補習學校の教科目は、修身、國語、算術及び實業に關する科目とす。然れども此等の教科目及び其の教材の取捨撰選に就きては、なるべく地方の情況に適應せしめんがため、頗る自由を與へられたり。而して實業に關する科目は、必ず之を課する規定なれども、必ずしも實習作業を主とするものに非ず。何となれば此の種の學校に於て目的とするところは、生徒が日常實際に作しつゝある職業上の事柄に、平易なる學問的の解釋を下し、生徒をして自から反影照應して之を了得せしむることを期するものにして、依りて以て農工商の子弟をして、各其の業務に對する趣味を深からしめ、益、勉勵せしめんことを希圖するものなればなり。

(3)修業期間及び教授時間 實業補習學校の修業期間及び教授時數教授の季節教授の日時等は土地の情況及び職業の種類繁閑に依り、日曜又

は夜間或は季節を限りて便宜に之を定むることを得、其の規定頗る寬容にして取捨選擇自在なり。

設置及び教員

以上、各種の學校は府縣知事の認可を受け、市町村・町村學校組合又は私人に於て設立し、又之を小學校に附設することを得べく、其の教員は小學校教員たるべき資格を有するもの、又は府縣知事の免許を得たるものを採用すべく、又必要に依り學校長を置くことを得る規定なり。

參照 (令) 第十七條、(則) 第二百九條、第二百十條、第二百十一條

實業補習學校規程 (明治三十五年第一號文部省令) 同四十年九月改正

第十章 幼稚園

幼稚園の旨趣

一、保育の目的及び項目 兒童漸く發達して、獨力を以て自由に嬉戲、運動をなし、言語及び覺官の機能亦漸く進みて、

保育の目的

他人と談話を交へ、物體の直觀を好むに至れば、所謂幼兒期に入れるものにして、此の時代より教育の必要大に加はり、他年、小學校以上の學校に入りて受くべき教育の基礎は勿論、或は人格の基礎たる意志の方向も亦漸く定まることなきにあらざらば、然れば、教育者をして、此等幼兒の教育を擔任せしめ、以て其の發達を助け、併せて家庭の缺陷を補はしむるは、極めて必要なることにして、幼稚園の本旨實に此に存す。

幼稚園に於ける幼兒教育の目的は、滿三歳より尋常小學校に入學するに至るまでの幼兒を收容して、其の心身を健全に發達せしめ、善良なる習慣を養ひ、家庭教育を補ふを以て主眼とす。然れば、其の教育は小學校以上の教育の漸く知識的なるに比して、大に其の趣きを異にするを以て、殊に之を**保育**と稱す。

保育事項

保育の項目は**遊戲・唱歌・談話及び手技**の四項目に限り、其の時數は**管理者**又は**設立者**之を定め、府縣知事の認可を受くべし。

參照（則） 第九十五條、第九十六條、第九十七條、第二百二條

二、設置 幼稚園の設置は、府縣知事の認可を受くるときは、市町村又は其の區、若しくは私人に於て之を設置することを得べく、又之を設立するに際しては、小學校に附設することを得るものとす。

三、職員及び園兒 幼稚園の職員は、**園長**及び**保母**とす。幼稚園長の資格には、別に規定なく、又小學校長の如く、必ず之を置くを要するものにあらず。保母は小學校の本科正教員、又は准教員の資格あるもの、又は檢定に合格して府縣知事の免許を得たるものたるべく、其の採用・解職・懲戒等は、市町

職員

幼児數

村立幼稚園にては小學校教員の例に依るものとす。幼稚園の保育は、小學校の教育に比して一層訓練の方面に重きを置くを以て、幼児多きに過ぐるときは不利少からず。故に幼児數は約百二十人以下を以て本則と定め、特別の事情あるも、約二百人を超ゆる事を得ずと定められたり。又保母一人の保育すべき幼児數は約四十人以下とす。

參考（令）（則第二百三條、第二百四條、第二百五條、第二百六條、

第二百七條

設備

四、設備 幼稚園設備上の規定左の如し。

- (1) 敷地・飲料水及び採光窓に就きては、小學校の例に依るべく、建物は平屋造りとし、保育室・遊戲室を主とし、其の他の必要なる諸室を備ふべし。
- (2) 保育室の面積 幼児五人に付、一坪より小なる可から

ず。

- (3) 遊園は幼児一人に付一坪の割合を有すべし。

- (4) 恩物・繪畫・遊戲道具・樂器・黑板・机・腰掛・時計・寒暖計・暖房器、其の他必要なる器具を備ふべし。

參照（則）第二百八條

第十一章 小學校の管理及び監督

小學校の管理及監督

小學校教育の事務に就きては、國の教育事務と、市町村の教育事務との二類あることは既に述べたるところなり。然れば市町村會又は市町村學校組合、町村學校組合は、法律命令の範圍内に於て、其の自治權を以て、市町村の教育事務の處理を議決し、市町村長又は市町村組合長は其の議決を執行すれども、市町村長は、又別に國の機關たる資格を以て、就

管理者

學事務の如き市町村又は町村學校組合の區域に關する國の教育事務を管掌し、併せて市町村立小學校を管理するものとす。所謂市町村長が市町村立小學校を管理すとは、國の機關として、當該學校に關し、校地の選定、校舎の建設、器具、器械、圖書の備付、保管等をなすが如き、主として物質的設備を完うして、實際教員の事務に支障なからしむるの義なり。然れば、小學校長及び教員の執行する國の教育事務とは、全然別種の方面の事務なるを以て、市町村長は何等、小學校長又は教員を監督拘束するの權能なきものとす。

監督 監督とは上級官廳が下級官廳の執行する事務の法規命令に違反せざるや否やを監視し、消極的に其の統一を圖るものにして、上に述べたる管理とは其の意義を異にせり。而して、町村の教育は、町村長の管掌する國の教育事務

監督機關

たると、其の管理する町村の教育事務たると、又小學校長及び教員の執行する國の教育事務たるとを問はず、第一次に於て郡長之を監督し、第二次に於て府縣知事之を監督す。又市の教育は其の孰れの事務たるを問はず、第一次に於て府縣知事之を監督す。而して、最後に全國教育の事務を監督する最高官廳を文部大臣とす。

參照（令）第六十條第六十五條

地方官廳の監督

地方行政官廳たる郡長及び府縣知事が、上官の命を承けて、部内の行政事務を執行し管理するものなることは、既に第一章第二節に於て述べたるところなるが、以上の官廳は、從て又、其の部内の監督權を有するを以て、教育事務に關しても、直接又は間接に之を監督せざる可からず。而して郡長及び府縣知事が、間接に其の部内の吏員の執行する教育行

郡視學
府縣視學
府縣の視學官

政事務及び小學校長・教員の執行する教育事務を視察し、監督するが爲に使用する補助機關中、主要なるものを郡視學・府縣視學及び府縣視學官とす。

郡視學は郡長の命を承け、府縣視學は上官の指揮を承け、各、其の部内に於ける學事の視察をなし、及び教育に關する庶務に従事す。又地方視學官は府縣理事官を以て之に充て、上官の命を受け、學事の視察、その他、教育に關する事務を掌るものにして、其の視察事項左の如し。

- (1) 教育に關する勅語の旨趣の實際に行はるゝ狀況、
- (2) 町村に於ける教育行政の狀況、
- (3) 學校教育の狀況、
- (4) 學校衛生の狀況、
- (5) 學事關係職員執務の狀況、

文部大臣の監督

(6) 學事集會の狀況、

文部大臣は、全國の教育行政事務を管掌すると共に、又之を監督す。而して、其の視察及び監督の爲に使用する補助機關中、主要なるものを督學官及び視學委員とす。督學官は學事の視察監督を掌り、又各局に屬して其の事務を掌る。視學委員は兼任にして、多くは専門の學科に關し、特に視學の事務を命ぜらるゝものとす。視察の事項畧、左の如し。

- (1) 教育行政の狀況、
- (2) 學校教育の狀況、
- (3) 學校衛生の狀況、
- (4) 學校經濟の狀況、
- (5) 學事關係職員執務の狀況、
- (6) 教育・學藝に關する諸施設の狀況、

校地選定の要件

要す。選定上の要件左の如し。

一、校地の位置

(1) **通學上の要件** なるべく各部落の中央にして、兒童の通學に適當なる距離に在る地點を選むべし。然れども、單に中央を選みて、廣野の中央・山頂・溪間の如き地點に設くるは固より不可なり。又通學の途中に溪流を渡るが如き危険多き地點を避けざるべからず。兒童通學の最遠距離は、尋常小學校に於ては二十五六町、高等小學校に於ては約一里を以て限度とすべし。獨逸に於ては、四キロメートルを以て小學校兒童通學の最遠限度なりとの説をなす者多きが如し。

(2) **道德上の要件** 閑靜にして歴史上の遺蹟等を有し、兒童の徳性涵養上、適當なる地を選定することを得ば最

も可なり。之に反して、周圍に卑猥賤劣、風俗を紊すが如きものある地點は、斷じて之を避けざる可からず。

(3) **衛生上の要件** 高燥にして排水良く、空氣清潔にして流通宜しく、光線の射入良好なる地點を選むべし。流水又は瀦水の水面よりの高さ二尺に満たざるが如き土地に在りては、地下水の表面高きを以て濕氣多く、衛生上極めて有害なりとす。其の他、有害なる瓦斯、臭氣ある物質、又は有機物の發散する地、煤煙の飛散する地、陰鬱なる土地等は孰れも不可なり。概して粘土質、植物質の地質は衛生上不良なりとす。

(4) **教授上の要件** 喧噪にして、兒童の注意を攪亂し、學習を困難ならしむる場所、即ち市場・工場・停車場等の附近を避けざるべからず。

面積

(5) 風致上の要件 以上の三要件は最も必要なるものなれども、尙土地開豁にして眺望に富み、山川草木の自然美に圍繞せらるゝ土地を選ぶことを得ば教育上特に有利なりとす。
(6) 参考(則)第六十四條

二校地の面積

校地の面積は、なるべく廣濶なるを可とす。其の標準を示せば、兒童一人に付平均二坪以上を有し、將來尙擴張の餘裕ある地を選定すべし。普魯西に於ては、兒童一人に付平均三メートル平方の面積を以て校地の標準とし、山地又は都會地に於ても、少くとも一、五メートル平方の面積を有すべしと規定せり。

體操場

屋外體操場はストウの云へる如く、屋根なき教室にして、

給水

衛生上訓練上小學校に缺くべからず。而して其の位置は、なるべく校舎の南方又は東南に設け、其の面積、兒童一人に付平均一坪以上とし、地中は小石を以て固め、表面に砂土を敷き、多少の勾配を設けて排水に便にし、又西方又は北方には、常緑樹を植ゑて秋冬の西北風を防ぎ、又適當なる地に落葉樹を植ゑ、以て夏季綠蔭を得ることに注意すべし。
 而して、適當の場所に鞦韆・圓木・回旋塔・築山・鐵棒・懸垂棚等、種々の遊具・器械を設けて、運動に便にし、且教員は便宜當番を設けて、之が監護の任に當るべし。
 校地に缺く可からざるものは、充分清冽なる飲料水を供給し得るの設備とす。單に兒童衛生上の爲のみならず、校舎其の他の清潔及び非常變災の際に於ける消防上極めて必要なりとす。

第二節 校舎

校舎

小學校の校舎は、教授上、管理上、衛生上の利便を主とし、尙地方經濟上の事情を考へ、外觀の裝飾を去り、質朴堅牢を專らとすべし。

建築の材料

校舎建築の材料には種々あり、煉瓦を以て最良となせども、本邦現時の經濟狀態に於ては、木造を以て最も民度に適するものとす。屋根には、瓦、木羽、藁、スレート葺等あり。溫度の調節には、藁葺を可とすれども、保存上、なるべく瓦葺となすを得策とす。窓戸は、外面風雨に暴露する方には硝子を用ふるを可とすれども、内面には日本紙を用ふるも可なり。

校舎の位置

校舎の位置は、校地の形狀及び地方風等の關係を有するを以て一定し難しと雖も、概して東南向、又は南向を以て最良とし、西南向之に次ぎ、東向、西向は不利にして北向最も不

平屋建築ハ距離方向
以上ハル
三階建ハ八間以上ハル

校舎の形状

適當なり。且なるべく道路に接近せず、少くとも六七間の距離を有するを可とす。
建築の様式は、和洋折衷式を利便とし、若し建築費の制限なくんば平屋建離散式を取り、各室を分離せしむるときは、管理上、訓練上の利便大なり。

校舎内の間取り

校舎の形状にも種々あれども、一字形、二字形、三字形、四字形等を可とす。而して、二種以上の建物相並ぶときは、其の相互の間隔は、少くとも、光線の來る方向に在る建物の高さと同尺以上の距離あるに非ざれば、採光を妨ぐるに至るべし。
校舎内の間取りは、學級編制及び兒童の性別等に應じて多少の工夫を要すれども、概して正面を玄關とし、附近に教員室を設け、圖書室、應接室、器械標本室、小使室を又其の附近に設け、其の他、順次普通教室、特別教室及び必要なる諸室を

設くべし。

教室

面積及び設備

一、普通教室

(1) 面積 兒童數の多少に依りて一定し難しと雖も、教師の方面よりは、管理上の利便を有し、兒童の方面よりは、教師の音聲及び黑板上の文字を容易に判別し得る範圍内に其の坐席を有するを要す。其の面積は幅三間乃至四間長さ四間乃至五間を適當とし、且審美上の方式に従ひ、長方形なるを以て可とす。而して教室内に於ける兒童の最前方の机は、教壇を距ること四尺以上、最後方の腰掛は後面の壁を距ること少くとも一尺五寸、最近の窓を距ること一尺五寸以上なることを要し、又机間の距離は中央に於ては二尺以上、其の他は少くとも一尺五寸以上とすべし。兒童に對する室内の牀面積は、

牀面

一人平均三尺平方（一坪四人）より少からざる割合とし、天井は牀面より九尺以上とすべく、尙牀面は濕氣を避くるため、少くも地上二尺以上とし、床板は冬季寒風の吹き上げざる様乾燥せるものを用ひて充分相密接せしむるを要す。教室前面の壁隅には、三角形の棚を据ゑて盆栽・花瓶・石膏像等を置き、黑板の上面又は左右の壁間には、偉人の肖像・風景畫・校訓格言又は地圖等を掲ぐるの用意あるべし。而して、若し講堂を設くること能はざるときは、豫め、數教室を合併して之に代用することを得る設備をなすを要す。

通風

(2) 通風 次ぎに、吾人の呼出する氣中には、著しく炭酸瓦斯及び其の他の有毒性物質を含有するものなるが故に、教室は其の收容兒童に對して、常に十分なる新鮮の

*crands haz
mangel rushes
south face first of all.
mist grey still
practical
grey.*

空氣を供給することを得ざる可からず。學者の計算に依れば、兒童一人の要する新鮮なる空氣の量は、毎時約十二乃至十五立方メートルなりと云ふ。然れば數十名の兒童を收容する教室に於ては、回轉窓の設備をなし、又教授の前後には必ず窓戸を開放して空氣の流通を調節すべく、殊に一室内に、數學級の兒童を集合せしめたる場合に於ては、一層之に注意するを必要とす。若し之を怠るときは、室内の空氣は漸く汚濁に變じ、兒童をして頭痛、眩暈等起さしむるに至るべし。通常空氣の清濁の度は、其の含有する炭酸瓦斯の分量を標準として檢するものなるが、其の量千分の一至れば、人類に危害を與へ、千分の三乃至四に至れば、他の有毒性物質のために人をして窒息せしむべしと云ふ。本邦小學校

採光

窓の面積

教室に於ける空氣が、千分の三に近き炭酸瓦斯を包含したることあるは、既に學者の實驗したるところなり。恐れざる可けんや。

(3) 採光 日光は、衛生上に必要なのみならず、兒童の精神を爽快にし、學習に生氣を與へ、動作を活潑ならしむるものなるを以て、學校設備上、採光窓の裝置は、又極めて重要なものなりとす。採光窓の總面積は、少くも牀面積の六分の一以上なるを要し、五分の一に達すれば満足すべし。窓の下縁は、床上凡そ二尺五寸とし、上縁は高く天井に接せしめ、且なるべく其の上部に回轉窓を設け、開閉自在ならしむべし。窓の下縁の高きに失するときは、採光及び通風に不利を來し、之に反して、低きに失すれば危険の虞あり。概して硝子を用ひたる本邦式

光線の方向

壁色

引き窓の構造は不完全なるもの多く、尙一段の工夫を要するが如し。
教室の光線は、凡べて兒童坐席の左方より採るを以て原則とす。前面より來る光線は、明視を妨げ、且視力を害する虞あり。若し左方の光線のみにて不充分なるときは、更に右方より採光するも不可なしと雖も、其の際には、左方の光線よりも微弱なる補助光線たるに止むべきものとす。屋上より採る光線は、稍平均に兒童の坐席に達するの利便あれども、窓の構造困難なり。
又餘りに強烈なる光線の直射は有害なるを以て、窓掛を設けて之を緩和すべく、若し之を設けること能はざる場合には、窓硝子に白ペンキを塗りて、白堊の細粉を附し、又は白紙を張るべし。其の他、壁色及び窓掛の色も、

暖房

火鉢

室内の明暗に關係深きを以て、なるべく淡灰白色、淡黄色或は淡青色等の如き、暗黒に遠き中性色を用ふべし。又壁の破損汚穢を避けんがため、窓より下部二尺五寸乃至三尺を度として、腰板を附するを可とす。
(4) 暖房 教授上適當なる教室の温度は、攝氏十五度乃至十八度とす。若し氣候甚だしく寒冷に過ぐるときは、暖房装置をなさざる可からず。完全なる暖房装置は、均一に温熱を兒童の坐席に與ふることを得、且諸種の有害瓦斯等を發することなきものなれども、小學校に於ては、普通の暖爐を用ふるを最も適當とす。されども、經濟上の事情に依り、已むを得ざるときは、火鉢を用ふるも可なり。火鉢は木炭の燃焼に依りて、炭酸瓦斯及び其の他の有害物を發生するのみならず、温熱の傳達不均一

煖爐

にして、且危険多しと雖も、經費の關係上之を使用するもの多し。之を用ふるには、豫め木炭を烈火となしたる後、室内に入るゝこと、及び兒童養護上の注意を怠らざるを要す。煖爐は、火鉢に勝ること大なれども、尙温熱を全般に傳達する装置、及び水蒸氣を發生せしめて、空氣の乾燥を防ぐ装置を必要とす。又兒童の坐席は、少くとも火鉢又は煖爐より二尺五寸以上を隔つるを要す。

以上粗、教室の設備に關する大要を説き盡したれば、茲に、嘗て文部省に於て調査せられたる教室の面積と、兒童の收容員數との割合の標準を示さん。

室の大きさ	兒童數	室の大きさ	兒童數	室の大きさ	兒童數
長サ三間半 幅三間	三十六人乃至 四十二人以内	長サ四間半 幅三間半	五十六人以内	長サ四間半 幅四間	七十二人以内

長サ四間 幅三間	四十二人乃至 四十八人以内	長サ四間半 幅三間半	七十二人以内	長サ五間 幅四間	八十人以内
長サ四間半 幅三間	四十四人以内	長サ五間半 幅三間半	八十人以内		
長サ五間 幅三間	六十人以内	長サ五間半 幅三間半	八十八人以内		

特別教室

修作(特) 算 國 地 理 唱 體 裁 手 農
御影奉置所

二、特別教室 特殊の設備を要せざれども、多少離隔したる教室を可とするものは唱歌教室なり。唱歌教室を設くることを得ざるときは、講堂を代用するも可なり。若し兩者共に之を有せずして、普通教室に於て教授するときは、他の教授を妨ぐることも多し。裁縫教室は、之を疊敷にして女兒の作法教授等にも兼用せば利便多かるべし。其の他、手工教室、理科教室、圖畫教室等も事情の許す範圍に於て適當に之を設備すべし。

三、御影及び勅語謄本奉置所 校地内一定の場所を選び、

御影奉置所

最も尊嚴に之を奉置すべし。校地内に堅牢なる石造又は煉瓦造の一棟を建設することを得ば最も可なれども、別に一室を選みて奉置するも可なるべく、講堂若しくは教員室の一部を劃して奉置する場合には、殊に鄭重にし、神聖に奉置する用意なかるべからず。

講堂
屋内體操場

四、講堂及び屋内體操場 講堂は、全校の修身講話、若しくは數學級の合同教授、其他諸種の儀式を舉行するに必要なり。多數の兒童を一時に收容する場所なるを以て、若し之を階上に設くる際には、牀の構造を最も堅牢にすることを怠る可からず。階上に於ける講堂の牀の墜落のために、多數の兒童をして負傷せしめたる實例少からず。

屋内體操場は、最も質朴堅牢なる構造たるを要し、其の牀は板敷となすを可とす。近時大都市に於ては、體操場又は運

室の床面積 1/4 九〇〇

動場の一部をコンクリート、アスファルト若しくは煉瓦敷となすこと行はると雖も、衛生上運動上却て不利なりとの説多し。又雨雪多き地方に於ては、兒童控所兼用として最も必要なるを以て必ず之を設くべし。若し講堂を設くることを得ざれば、屋内體操場の構造を稍鄭重にし、之を講堂兼用となすも亦不可なし。

圖書室、器械室
宿直室、教員住宅

五、圖書室、器械標本室 教員室に接近して設くるを可とす。若し之を設くる餘裕なきときは、教員室を廣大なる一室に設け、其の一部に圖書室及び器械標本室を合併するも亦不可なし。

六、宿直室、教員住宅 便宜の位置に宿直室を設け、宿直室に近く小使室を設くべし。教員住宅は、なるべく校地附近に設くるを可とすれども、多數の教員ありて、且部落多きとき

昇降口

見
三キヤク
四坪ノ勢

廊下

階段

は、各部落に之を設けて教員を配置するを可とす。

七、兒童昇降口及び廊下、階段、出入口 昇降口は常風の方
向を避け、男女を區別して相對せしめ、履物及び傘置場を設
くるも、尙餘裕充分にして混雜なきやう廣濶に設備すべし。
廊下は凡べて片廊下となし、且舎内の北方に設け、間内廊下
となすを以て原則とす、但冬季風雪侵入の恐れなき暖地に
ては、吹抜廊下となすも不可なし。廊下も亦簡單なる兒童控
所となり、屋内運動の場所なるを以て、なるべく六尺以上の
幅となすを可とす。

又二階建の校舍に於ては、必ず二個以上の階段を設備す
べく、幅四尺五寸以上、蹴上げ五寸乃至六寸、踏面八寸乃至一
尺とし、且勾配を緩くせんが爲に曲折構造とし、中間には踊
場を設け、手欄を附し、階上の正面には採光窓を設くべし。

出入口

便所

校具

出入口は、一般に外開き戸又は引戸となし、餘り音響を發
せざる装置をなし、各教室に必ず二個以上を附すべし。

八、便所 便所は必ず別棟とし、夏季常風の方面を避け、校
舎及び井戸を距ること四間以上の地に設くべく、又屋根に
近く通風窓を設け、天井を張らず、且周圍に常綠樹を植ゑて
臭氣の發散を防ぐべし。便所の内溝は、不滲透物を用ひて之
を作り、適當なる高さに採光窓を設けて、不潔に陥らざるや
うに注意すべし。便所の數は男兒百人に付大便所二箇以上、
小便所四箇以上、女兒百人に付五箇以上の割合に之を設く
べし。

第三節 校具

小學校に於て備へ付くべき用具は、簡單にして其の用に
適し、然かも堅牢なるものならざる可からず。徒らに高尚複

教授用具

雑なるものを具へ、若しくは外觀美麗なるも、高價にして脆弱なるものを具ふるが如きは、常に經費上の損失たるのみに止らざる可し。小學校に必要な校具を大別して教授用具、教室用具及び雑用具の三種とす。

一、教授用具 教授上必要な用具は、圖書類器械類標本類の三となす。

圖書館

(1) 圖書類 教科用書、教育諸法令、掛圖類、地圖類、辭書類、其の他の教師用參考書を含む。漸次少年書類を蒐集して兒童圖書館を設け、又通俗的なる實業書類、社會に關する書類、法律、經濟、敎訓に關する書類等を購入し、地方人民のために學校圖書館を設けて、之を開放するに至らば社會教育上甚だ有益なるべし。

(2) 器械類 理科、算術、地理等の教授上に必要な器具、器

械類を含む。先づ教授上最も重要なものを具へ、其の他は、なるべく教員の自から工夫製作したるものを保存するを可とす。

(3) 標本類 庶物標本、博物標本、地理、歴史標本、其の他算術、手工、裁縫等の教授に要する標本亦少からず。是等も學校附近に於て蒐集し得らるゝものは、出來得る限り、教員自から之を採取し、或は彼我交換して漸次全きを圖るべし。

教室用具

教室用具は、常に教室内に備へ付け置くべきものにして、大小黑板、教卓、教鞭、教壇、兒童用机及び腰掛、其の他踏み臺、水挿し等の小器具なり。

(1) 黑板 黑板には固定黑板及び回轉黑板の二種あり。其の用材は朴、銀杏、檜等の充分乾燥したるものを以て最

黑板

良とす。長さ六尺幅三尺二三寸とし、一教室毎に二枚を備へ、稍斜面に之を懸くべし。而して其の下端には溝を設け、白堊粉末の飛散するを受けしめ、兩端に教鞭及び黑板拭を懸くる装置あるべし。黑板の表面は純黒又は青黑色にして光澤なく、且之を拭拂するも其の色の脱落せざるを必要とす。塗り方の最良なるは、稍高價の嫌あれども、板面に布を張り、再三黒漆にて塗り、其の上を合せ砥にて磨き、所謂艶消しとなしたるものなり。然れど、其の最も簡便なる方法は、五倍子の煮汁と、綠礬を溶解したる液とを以て再三交互に塗り、其の乾きたる後、又其の上に再三生澁を塗るにあり。黑板拭は通常、コール天等の布片を用ふれども、濕布又は海綿を用ふるを最良とす。又書き方を示す爲に、毛筆を以て板書し、後濕

布を以て之を拭ひ去らるゝやうに、黄漆を以て塗りたる小黑板を備ふべし。

教卓教壇

(2) 教卓、教壇 教卓は、普通の机より稍高く、教壇上約三尺の高さあるを要す。教壇は高さ六寸、幅四尺とし、長さは略、黑板と同じくすべし。又幼年兒童の板書に便ならしむる爲に踏臺を備へ置くべし。

兒童用机腰掛

(3) 兒童用机、腰掛 校具中、兒童身體の發育健康に至大の關係を有するものを兒童用机及び腰掛とす。其の構造に就きては、種々の考案を用ひたるもの多く、獨逸に於ては、既に二百餘種の様式を見るに至れりと云ふ。今兒童用机、腰掛を選定するに方り、最も必要なる條件を擧ぐれば次ぎの如し。

甲、教育的條件

善良なる机腰掛の條件

- イ、兒童の起立又は着坐に際し、隣席を妨げざること。
- ロ、起立又は着坐共に容易靜肅にして教授の妨害をなさざること。
- ハ、机及び腰掛共に牀面に安定し、教室内の整頓を妨げざること。
- ニ、教員の机間巡視を容易にし、且各兒に直接の指導を與へ得ること。
- ホ、兒童の學習及び學用品の整頓出入に利便なること。

乙、技術及び經濟的條件

- イ、教室内にて多くの面積を占領せざること。
- ロ、堅牢にして且廉價なること。
- ハ、地方職工の手にて容易に製造し得ること。

丙、衛生的條件

- イ、兒童をして正しき姿勢を保たしめ得ること。
- ロ、兒童の動作に窮屈を感じしめざること。
- ハ、掃除清潔に利便なること。

机腰掛の高さ

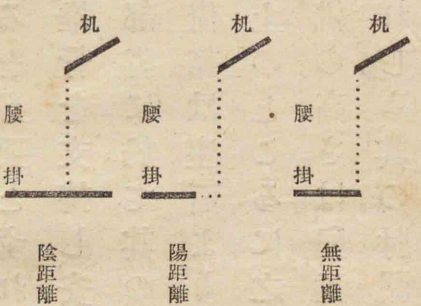
凡べて兒童用の机及び腰掛の高さは、兒童の身長に應

机面の高及傾斜

ずべきものにして、腰掛の高さは下脚の長さより稍、短かく、其の坐面の幅は上脚の長さに従ふべし。蓋し着坐の際には上脚を坐面に載せ、兩下脚は之を床面に達するを必要とすればなり。又腰掛の倚靠は、腰椎骨及び胸椎骨を支持し、安坐に便ならしむるものにして、嘗て文部省に於て其の標準を示されたれども、(男子用腰掛の倚靠は座面より五六寸の高さ)却つて座面より一尺以上のところ、之を設くるを可なりとするが如し。

机の高さは、兒童をして腰掛に坐して、上膊を鉛直に垂れしめ、其の肘關節より腰掛面までの距離に、三乃至四センチメートルを加へ、之に腰掛の高さを加へたるものを以て標準とすべし。机の表面は、之を平面となすべしとの説と、斜面となすべしとの兩説ありと雖も、若し

經費上の都合悪しからざる時は、前方に三寸以内の平面(筆等の)を作り、其の内方を斜面とするを可とす。而して其の斜面の傾斜の度は、學者の定説に依れば、**十二度**至乃**二十度**を以て適度とす。机、腰掛は又一人用のものを以て最も可なりとなせども、經費上の關係及び教室内面積の關係より、通常二人用を備ふるもの多し。なるべく一教室内に高低數種を具へ、兒童の身長に從つて、適當のものを給すべし。机の内端と腰掛坐面の前端との距離に就きては、其の間全く相離ることなく、即ち其の水平距離零なるときは、之を無距離と云ひ、若し兩者相離れて、距離を生ずるとき



机腰掛の距離

は、之を陽距離と云ひ、相互の一部相重なるときは、之を陰距離と云ふ。此の位置は兒童の姿勢に著しき關係を有するものなれば、教員は、常に兒童をして陰距離に於て筆寫せしめ、靜坐の際には常に之を無距離となさしむることに注意すべし。

嘗て文部省に於て制定せられたる施行規則附録の机腰掛の標準は、既に廢止せられたるものなれども、尙參考の價値あるを以て、左に之を掲ぐべし。

項目	番	號	身長	机ノ高	机ノ幅	机ノ長
身	一	號	一一〇〇以上 一〇〇〇未滿	一五、五〇	一一、〇〇	三〇、〇〇乃至 三六、〇〇
	二	號	一一〇〇以上 一〇〇〇未滿	一七、〇〇	〃	〃
	三	號	一二〇〇以上 一〇〇〇未滿	一八、五〇	〃	三六、〇〇
	四	號	一三〇〇以上 一〇〇〇未滿	二〇、〇〇	〃	〃
	五	號	一四〇〇以上 一〇〇〇未滿	二一、五〇	〃	〃

雜用具

腰掛ノ高	腰掛ノ幅	腰掛ノ長 (二人掛)	倚用男兒		靠用兒女	
			第一ノ高	第二ノ高	第一ノ高	第二ノ高
八、六〇	八、二〇	二六、〇〇乃至 三二、〇〇	五、〇〇	四、〇〇	一〇、〇〇	一〇、〇〇
九、四〇	九、〇〇	〃	五、四〇	四、四〇	一〇、八〇	一〇、八〇
一〇、二〇	九、八〇	三二、〇〇	五、八〇	四、八〇	一一、六〇	一一、六〇
一一、〇〇	一〇、六〇	〃	六、二〇	五、二〇	一二、四〇	一二、四〇
一一、八〇	一一、四〇	〃	六、六〇	五、六〇	一三、二〇	一三、二〇

(身長欄の數字はセンチメートル、括弧内及机の高さ以下の數字は寸)

三、雜用具 雜用具は、上述の校具の外、校務に必要なものにして、門札・國旗・教員札・時計・寒暖計・報時器・提燈・宿直用具・消防用具・火鉢等を含み、其の種類甚だ多し。各、實用に適切なものを備へ付くべし。

第四節 學校園

學校園は、學校に於ける諸種の教授に生きたる材料を供給し、兒童をして自然物に接近して、自ら之を觀察せしめ、自

學校園

學校園の區分

然を樂み、勤勞を愛好する習慣と美感とを養はしむることを得べく、教育上最も必要なるを以て、文明國中には法令を設けて之が設備を強制するものあり。即ち白耳義に於ては、果樹及び園藝を以て小學校の必修科となし、更に法令を以て、各小學校には、少くとも「グローセ」(約一反歩)の學校園を附設せざるべからずと規定し、其の他、佛蘭西及び加奈太に於ても、亦法令を以て之が設備を強制せり。
小學校に於ける學校園の面積は、三百坪内外を有することを得ば充分なりと雖も、經濟上の關係及び兒童數の多少に依り、百坪乃至二三十坪にても不可なりとせず。而して之を設くるときは、其の面積に應じ、適宜之を區劃して、植物園・蔬菜園・花園・果樹園・樹林園・農業園等とし、學術上・工業上の有益なる植物より、農業上の作物に至るまで、漸次之を栽培し、

尙校地内の空地・運動場の一部等を利用し、四季の花弁等を植ゑて美觀を添へ、風塵を防ぐべく、其の他、池を穿ちて魚類を放ち、蜜蜂・家禽等を飼養せしむることを得ば一層有益なりとす。而して教員及び兒童の受持區域を定め、互に協力して、之が維持整理の任に當らしめ、尙學校園日誌を備へて、天候作業及び觀察事項を記入せしむべく、其の生産物は、勉めて之を教授上に利用するの外、花卉は以て教室の修飾に供し、種子、果實等は或は教員、生徒共に之を試食し、或は之を兒童に分配して家庭に持ち歸らしめ、其の收穫の稍多きものは之を賣却するが如く有益に之を處分すべし。

第五節 諸設備の保管

以上校地、校舍、校具等は、學校長に於て、常に當直、宿直を定めて、其の取締りをなすべきものなるが、尙此等の諸設備は

學校の保管

非常變災の場合を除くの外、小學校の目的以外に之を使用することを得ざるを本則とすれども、尙教育、兵事、産業、衛生、慈善等、公益上の目的のため特別の必要あるときは、其の使用を妨げざるものとす。

參照（令）第三十條

第三篇 學校衛生

第一章 學校衛生の必要及び範圍

學校衛生の意義及び必要

學校衛生とは、兒童及び教員が學校生活のために被むる身體上の危害を豫防し、其の發育健康を保護する方法を講ずるを云ふ。蓋し兒童の身體は、其の發育未だ不完全にして且軟弱なるを以て、外來の刺激に犯され易く、之に加ふるに學校生活は、多數の集合なるを以て、健康を害する諸種の誘因を發生し易く、疾病傳播の虞あること亦甚だしければなり。其他、學校生活は、一方に於ては抑制拘束、家庭に比して稍嚴を加ふるあり、他方に於ては學業の負擔漸く重く、兒童の精神を刺激すること少からざるあり。學校衛生の忽諸に

學校衛生の範圍

附すべからざること言を俟たずして明かなり。

學校衛生の範圍は、頗る廣漠なるが如しと雖も、凡そ之を左の四項に概括することを得べし。

- 一、學校設備に關する衛生。
- 二、學校生活に關する衛生。
- 三、學校兒童に關する衛生。
- 四、教師の衛生。

第二章 學校設備に關する衛生

第一節 學校清潔法

學校清潔法

小學校設備上の衛生に關しては、採光・通風・煖房・机及び腰掛等の注意を以て、其の主要なるものとなす。而して是等は、既に其の設備に關聯して前篇に於て詳述したるを以て、本

章に於ては主として學校清潔に關する方法を説明せんとす。蓋し校舎の設備如何に完備するも、常に之が清潔を保つに非ざれば、衛生上有害なるのみならず、校舎の保存上亦不利なること大なればなり。

學校清潔の實施に就きては、近時兒童をして之を爲さしむることの衛生上有害なることを主張するものなきに非ざると雖も、概して病菌等少き地方に在りては、便所其の他の特殊の場所を除くの外は、兒童をして之を洒掃せしむるは、經濟上有利にして、訓練上亦有益なるが故に、衛生上適當の方法に依りて之を行ひ、以て清潔・整頓・秩序等の良習慣を養成するを可とす。然れども諸種の畏るべき病菌の散布甚だしき大都市に於ては、小使をして洒掃の任に當らしめ、兒童をして之を爲さしむる場合に於ても、特に幼年者及び身體

薄弱なる兒童を除外するを要す。明治三十年文部省の訓令せられたる學校清潔法は、即ち清潔の標準を示せるものなり。左に其の全文を掲げん。

學校清潔方法 明治三十年文部省訓令第一號

清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法定期清潔方法及ビ浸水後清潔方法トス

甲 日常清潔方法

- 一、教室及ビ寄宿舎ハ毎日人ナキ時ニ於テ先ヅ窓戸ヲ開キ如露ヲ以テ少シク牀板及ビ階段ヲ潤シ掃出シタル後濕布ヲ以テ建具・校具等ヲ拭フベシ。但シ掃除ノ爲メニ室内ヲ潤スハ生徒ノ再ビ入ルマデニ十分乾燥シ了ルヲ度トス。
 - 二、教室及ビ寄宿舎ニハ其ノ人員ニ應ジ紙屑籠ト少量ノ水ヲ盛レル唾壺トヲ備ヘ紙片其ノ他棄却物ハ必ズ紙屑籠ニ投入シ痰唾ハ必ズ唾壺ニ於テシ決シテ室内廊下等ニ放下セシムカラズ。
- 紙屑籠及ビ唾壺ハ毎日之ヲ掃除スベシ。

三、寄宿舎内ニ於テハ戶外ニ於テ用フル履物ヲ禁ズベシ但シ止ムヲ得ザル事情アリテ特ニ之ヲ許ス時ハ適宜ノ方法ヲ設ケテ室内ノ不潔ニ陥ラザルコトヲ務ムベシ。

四、靴ノ儘昇降スル校舎ノ出入口ニハ人員ニ應ジ靴拭ヲ備フベシ。

五、寢具ハ毎月少クトモ一回之ヲ日光ニ曝シ被覆寢衣等ハ務メテ洗濯セシムベシ。

六、便所ノ尿溝及ビ注壁等ハ毎月一回水ヲ以テ洗ヒ圍房ハ濕布ヲ以テ拭フベシ。

樋箱ニハ成ルベク蓋ヲ設クベシ。

七、糞壺内ニハ防臭藥トシテ粗製過滿^{カマン}俺^{オン}酸加里粗製格魯兒^{コロム}滿俺^{マンオン} (以上百倍倍) 硫酸鐵泥炭末木炭末乾燥土紛灰等ヲ撒布シ期ヲ愆ラズ汲取ラシムベシ。

八、食堂炊事場浴室洗面所洗濯所等ハ時々窓戸ヲ開キテ空氣ヲ通シ惡臭煙氣又ハ湯氣ノ鬱滯ナキヲ務メ且ツ掃除ヲ怠ルベカラズ。殊ニ食堂ニ於テハ毎食前如露ヲ以テ牀面ヲ潤シ食後ニハ濕布ヲ以テ其ノ食卓等

ヲ拭フベシ。

九、芥棄場ノ不潔物ハ期ヲ愆ラズ搬送セシムベシ。

十、下水ハ常ニ疏通セシメ炊事場浴室洗面所洗濯所等ノ下水ハ毎月少クトモ一回大掃除ヲ行フベシ。

十一、庭園體操場遊戯場簷下椽下等モ亦常ニ清潔ヲ保タシムベシ。

乙 定期清潔方法

定期清潔方法ハ每年少クトモ一回夏休又ハ其ノ他ノ長休ニ際シ行フモノトス。

十二、先ヅ教室寄宿舎等内ニアル机腰掛寢具戸棚等ヲ室外ニ出シ戸障子窓懸等ヲ外シ敷物ヲ剥ギタル後如露ヲ以テ牀板及ビ廊下ヲ潤シ天井四壁牀板廊下等盡ク之ヲ掃ヒ然ル後清水ヲ以テ拭洗スベシ。但シ汚染殊ニ甚シキ部分及ビ器具等ハ熱滴^{アツ}汗^{アツ}若クハ石鹼水ヲ以テ洗拭スベシ。

十三、簷下牀下等モ手ノ届ク限リ之ヲ掃ヒ外部ノ羽目及ビ簷廻リハ龍吐水等ヲ以テ洗滌スベシ。

十四、寢具窓懸敷物等ニシテ洗濯シ得ベキモノハ之ヲ洗濯シ其ノ洗濯シ

得ベカラザルモノハ先ヅ其ノ塵ヲ掃ヒ書物文具ト共ニ數日之ヲ日光ニ曝シ刷掃スベシ。

十五、器具寢具等ハ總テ室ノ乾キタル後ニアラザレバ室内ニ持込ムベカラズ。

室ハ掃除後五日間以上窓戸ヲ開キテ空氣及ビ日光ヲ通セシムベシ。

十六、牀板壁面等ニ虧隙アルモノハ此ノ際之ヲ填塞シ風抜穴煙突等ノ塵煤ハ之ヲ除去スベシ。

十七、浴室洗面所食堂炊事場生徒控所雨中體操場便所下水芥棄場等ニシテ破損アルモノハ、此ノ際盡ク修理ヲ加ヘ、且ツ大掃除ヲ行フベシ。

丙 浸水後清潔方法

洪水ノタメ水害ヲ被リタル學校ハ開校前左ノ清潔方法ヲ施行スベシ。

十八、水ニ浸サレタル校舍殊ニ寄宿舎ノ建具牀板等ヲ取外シテ空氣ヲ通

シ且ツ牀下ノ汚物泥土ヲ除去シ場合ニ依テハ焚火鉢等ヲ用ヒテ十分乾燥セシムベシ。

十九、建具牀板校具腰張等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ洗拭

シタル後可成之ヲ日光ニ曝シ十分乾燥セシムベシ。

二十、浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ必ズ數回之ヲ浚滌シテ汚物ヲ除キ井戸

側ハ清水ヲ以テ洗ヒ能ク水ノ澄ミタル後ニ之ヲ使用スベシ。但シ開校後一箇月間ハ必ズ其ノ水ヲ煮沸シテ飲用スベシ。

二十一、右ノ外定期清潔方法ニ掲ゲタル各項ヲ適宜應用スベシ。

第三章 學校生活に關する衛生

兒童の學校生活上の衛生には諸種の問題を包括すと雖も、今主として、兒童の姿勢・休憩時間・教授上の文字等の數項に就きて之を説明せんとす。

第一節 兒童の姿勢

兒童若し不正の姿勢を以て、永く課業に従事するとき、其の結果、骨格の畸形を生ずるに至るべきは免るべからざるところなり。即ち机面の餘りに低きものを用ひ、又は机腰

教授上の衛生

兒童の姿勢

着席の姿勢

掛が陽距離の場合に於てのみ永く課業に従ふときは、胸腹部を壓迫すること多きを以て、呼吸及び血行の機能を妨げ、且脊椎彎曲症に陥るに至るべく、若し、又腰掛餘りに高きときは、下脚懸垂のために疲労を感じること大なるのみならず、上脚は自から之がために牽引せられて、遂に大腿骨彎曲症に罹ることあり。然れば教員は、教授中に於ける兒童の姿勢に注意し、常に正しき姿勢を保たしめ、漸次慣習をなすに至らしめざる可からず、正しき姿勢とは左の如し。

着席の姿勢は、上體を眞直にし、頭を正しく据え、胸部を張り、下腹に少しく力を入れ、腰部は、深く、腰掛の座面に掛け、背部を軽く倚靠に接し、兩足を正しく牀上に併置し、兩手を股上に置き、前方に着目するものとす。若し書籍を讀むときは、兩手にて其の下部を支へて、少しく前方に傾け、兩眼と紙面

との距離を約一尺二寸ならしむべく、書寫の際には、机と腰掛との位置を陰距離とし、肘を張ることなくして紙面の一端を支へ、背部を少しく倚靠より離すべく、概して、石盤又は紙面の内端を机面の内端に並行に接せしむるを以て可なりとす。

起立の姿勢は、上體を着席の際の如くし、兩足を揃へ、兩手を自然に垂れ、頭を正しくすべし。

又兒童をして永く同一の姿勢をなさしむるときは、疲労を來し易く、従つて不正の姿勢を取るに至るべきを以て、教授の形式の變化に伴なひ、適宜に兒童を活動せしめて、なるべく同一の姿勢のみをなさしむべからず。近時二分間體操なるもの唱道せられて、永く同一の姿勢に在るがために生ずる疲労を防ぎ、併せて端正なる姿勢を養ひ、健康の増進に

資せんとす。教室内又は廊下に於て、適當に實施せば、心身の疲勞を醫する一方便たらん。

第二節 教授の開始及び休憩

近時兒童疲勞問題研究の進歩に従ひ、小學校に於ける日課表に關する論究甚だ盛なるに至れり。蓋し兒童の疲勞を僅少ならしめ、以て有効なる教授を施さんと欲せば、單に之を教授學及び心理學上より講究するのみに止むることなく、更に之を衛生學上より考察して、適當なる措置をなすは、極めて必要なることなればなり。今左に教授の開始時刻及び休憩時間に關する事を論述せん。

教授開始の時刻

一、教授開始の時刻 兒童は、其の年齢に應じて、一定の睡眠・休憩・食事等の時間を要するものにて、従つて強制的の學習、課業は其の餘裕の時間に於て之を爲さざる可らず。然る

に、兒童幼弱なれば、益多く睡眠・休憩等の時間を要するを以て、小學校に於て、餘り早朝に授業を開始するときは、兒童は、起床後直ちに食事をなして昇校せざる可からず。故に第一時の教授時間に於ては、兒童の心意は、未だ充分に覺醒活動を始むるに至らざるの虞あり。加之、通學路程の遠きに從ひ、兒童は益、早朝に起床せざる可からざるを以て、従つて、益、睡眠時間を減縮し、健康に影響を與ふること大なるに至るべし。故に地方小學校に於ける授業開始の時刻は、夏季に於ては、午前八時冬季に於ては、午前九時より早かる可からず。學校に於ける課業と共に、家庭に於ける兒童の復習、其の他の課事の如きも、徒らに多く之を強制することなく、睡眠其の他の兒童の心身發達の程度に必要な時間數を考へ、而して後に其の餘を之に配當すべきものなり。

休憩時間

二、休憩時間 各教授時間の中間に休憩時間を設くるは、本邦現時の各學校に於て、悉く一致するところなれども、元來兒童疲勞の度は、午前に少くして、午後に稍多きが如きを以て、小學校に於ける教授は、なるべく、其の疲勞の少なき午前のみに於て終結し、午後に於ては、専ら遊泳、散步、氷滑、其の他の作業のみを課すべしとの意見を生じ、現に獨逸に於ては、漸く之を實施する地方あるに至れり。即ち各教授の中間には、僅に五六分間の用便に必要な休憩時間を設くるのみにて教授を繼續するものにして、之を名づけて**不分教授**と云ふ。勿論兒童疲勞の度は、午後に至れば、午前よりも増大なることは事實なりと雖も、其の中間に少しく長き休憩時間を設くるときは、多少の回復を來たすものなるを以て、此の不分教授に對しては、反對の議論甚だ多し。休憩時間の必

不分教授

休憩時間の必要

休憩時間の長さ

要なることは、左の諸點より之を確認することを得べし。

- (1) 兒童の課業に於ける誤謬の量は、休憩前よりも、休憩後に於て少なきことは、實驗上明白なる事實なり。
 - (2) 永續する課業に於ては、兒童の下體先づ疲勞するを以て正しき姿勢を保つことを得ず、又呼吸作用減殺せられ、眼筋は多少固着せられて、其の調節作用を鈍くするを以て、其の間に休憩時間を設け、兒童を室外に誘出して、呼吸及び循環の機能を催進せしめ、且視線を遠方に轉ぜしめ、眼筋の調節作用を促がすの必要あり。
 - (3) 教室内の空氣は、兒童の呼吸のために混濁するを以て、時々教室を開放し、兒童を室外に誘出して、充分室内の換氣をなす必要あり。
- 各教授時間の中間に於ける休憩時間の長短につきては、

或は各時十分にて足れりとするものなり。或は年齢に従ひ、六歳前後の兒童には各時四十分、九歳前後には三十分、十二歳前後には二十分、十五歳の兒童には十五分の休憩を與ふべしとするものあり。諸家の研究未だ歸一するに至らずと雖も、概して最初の第一時の後には休憩を少くし、漸次教授を重ねるに従ひ、兒童の疲勞増加するを以て、其の時間を増加すべしとの意見に對しては、異論少きものゝ如く、エルサス、ロートリンゲン州に於ては、第一時の後には五分、第二時、第三時の後には各十五分、第四時、第五時の間には各二十分と定め、又フリードリツヒ、リヒテルは、次ぎの如く之を定め、多數の教育者、衛生學者の賛するところとなれり。

授 時 間	午前八時始業	第一時	第二時	第三時	第四時	第五時
	五〇分	五〇分	五〇分	四五分	四五分	

休憩時間

一〇分	一五分	二〇分	三〇分
-----	-----	-----	-----

休憩中の動作

本邦にては、學校に於て午前午後の間中に喫食する慣習なるを以て、此の間には、必ず一時間の餘裕を與へ、兒童をして安靜に食物を咀嚼せしめ、食後に於ても心身を安んずるに於ては、消化を促進せしむべく、而して、其の後の休憩時間に於ては、激烈に亘らざる遊戯をなさしむるに止むべし。又概して、休憩時間には、兒童に何等強制的の課業を課することなく、大氣中に出て、自由に過激ならざる遊戯をなさしめ、夏季は綠蔭に於て逍遙散歩せしめ、又は輕快なる遊戯をなさしむるを以て、最も心身疲勞の回復に適するものとす。

又、放課後及び日曜、休日、に於ける休息、遊戯等も、兒童の疲勞回復に取りて、極めて緊要なるものなれば、學校又は家庭が、日課以外に、過度の復習若しくは宿題を強制的に課する

宿題

が如きは、大に慎まざるべからざる事とす。

第三節 教授上の文字

讀本其の他諸教科書の紙質及び文字の大小は、兒童視官の養護上最も關係多きを以て、嘗て文部省に於ては、其の文字と印刷に關する標準を定めて、制限したることあり。國定教科書以外の書類を用ひ、併せて家庭に於ける自習用書を選ばんとする場合には、最も意を用ひざる可からず。

而して、又教室の窓掛を用ひて日光の直射を防ぎ、黑板に書する文字の如きも、なるべく、之を大にして、方二寸を下らざるべく、其の他、視力^{聴カ}薄弱なる兒童には、適當なる坐席を與ふる等、諸般の用意を怠るべからず。

第四章 學校兒童に關する衛生

第一節 學校病

兒童は學校生活のために、諸種の影響を被むり、種々の疾病を發することあり。之を學校病と稱す。然れども其の病勢緩慢なるものは、教員兒童共に之を覺知せざることあり。近時有名なる醫學者アキセル、ケ一の實驗に依れば、學校病に罹れる兒童數は意外に多しと云ふ。學校病と認めらるゝもの左の如し。

脊椎彎曲症

*脊椎前方に屈して、其の突角後方に在るを後屈と云ふ。

近視眼

○脊椎彎曲症 不完全なる机腰掛の使用、又は不適當なる使用法の永續せる結果、不良なる姿勢慣習となり、前後屈及び左彎右彎の如き畸形に陥るなり。常に適用なる机腰掛を用ひ、又常に之を正しく使用せしむることに注意して、正當なる姿勢を保たしむることを怠る可からず。

二、眼疾 學校病中最も多きものを近視眼及びトラホー

ムとす。近視眼は採光の不充分、机腰掛の使用の不適當、兒童姿勢の不良、細小なる文字の読み書き等の原因より發生し、上級に進むに従ひ、著しく増加す。然れば、教員は兒童をして時々視線を遠方の物體に轉換せしむるの外、常に上述の諸原因を除去することに注意すべし。

トラホーム

トラホームは、多數雜居して、相觸接する機會多く、風塵の飛揚甚だしき學校等に在りては、比較的傳染迅速なる眼疾なり。常に健康兒童とトラホーム患者とを區分し、直接に相觸接せしむることなく、又器具、書籍等の貸借混用を禁じ、日々に之に醫療を加へしめて撲滅を期せざる可からず。

聽力減弱

三、聽力減弱 諸種の耳疾を覺知せざる間に、漸次亢進して、聽力甚だ減弱するに至るものあり。

頭痛鼻血

四、頭痛、鼻血 室内の温度高きに過ぎ、又は多數の兒童一

呼吸器病

室に密集して、換氣不充分なる時等に發生す。

五、呼吸器病 不潔なる空氣の吸入、又は呼吸生活力の減

弱より起る。清新なる空氣の流通及び正當なる姿勢の保持に注意すべし。

消化不良

六、消化不良及び腹痛胸痛 食物の咀嚼不充分、運動の不

足、姿勢の不良等より生ず。食事の際には、充分注意して、咀嚼せしめ、尙食後は少時安靜の位置に居らしむべく、急に激烈なる運動をなさしむ可からず。

神經衰弱

七、神經衰弱 課業の過重、學習の過度の結果、漸次食慾の減少、身體の倦怠を來し、不眠症に陥ることあり。務めて、新鮮なる大氣中にて適度の運動をなさしめ、又課業の自修、宿題等の過重等を避けざる可からず。

傳染病

八、其他諸種の傳染病

第二節 學校傳染病の種類及び豫防、消毒

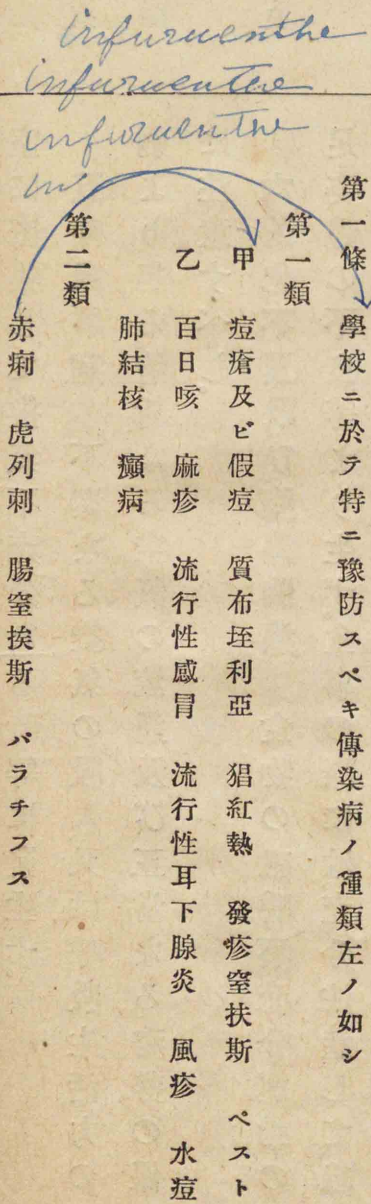
學校の如き多人數の常に集合する場所に於て、殊に恐るべき者は**傳染病**なり。傳染病の種類甚だ多く、之が豫防及び消毒の方法複雑なり。左に之に關する文部省令を掲げん。

學校傳染病防及び消毒方法

(明治三十一年文部省令第二十號)

其一 豫防方法

第一條 學校ニ於テ特ニ豫防スベキ傳染病ノ種類左ノ如シ



第三類

傳染性皮膚病 傳染性眼炎

第二條 第一條第一類甲、又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒等ハ昇校スルコトヲ得ズ

前項ノ職員生徒等其ノ傳染病治癒シタル後昇校セントスルトキハ先ヅ全身浴ヲ行ヒテ衣服ヲ更メ且ツ醫師ニ於テ傳染ノ虞ナキコトヲ證明スルコトヲ要ス

第三條 第一條第一類乙、又ハ第三類ノ傳染病ニ罹リタル職員生徒等ハ其ノ病況ニ依リ醫師ニ於テ適當ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキコトヲ證明シタルモノニアラザレバ昇校スルコトヲ得ズ

第四條 職員生徒等ニシテ家族又ハ同居人中ニ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病ニ罹リタル者アルトキ又ハ學校内ニ傳染病發生シタル場合ニ於テ其ノ患者屍體又ハ病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物件ニ觸接シタルトキハ醫師ニ於テ適當ノ處置ヲ施シ傳染ノ虞ナキコトヲ證明シタル後ニアラザレバ昇校スルコトヲ得ズ

第五條 教員舎監等學校内ニ於テ第一條ノ傳染病者若クハ其ノ疑アル者ヲ發見シタルトキハ直ニ之ヲ當該學校長ニ申告スベシ學校長ハ醫師ヲシテ診斷セシメ相當ノ處置ヲナスベシ

第六條 學校内學校所在地及ビ其ノ近傍若クハ生徒通學區域内ニ於テ第一條ノ傳染病發生シタルトキハ其ノ病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ全校若クハ其ノ一部ヲ閉鎖スベシ

第七條 學校所在地若クハ其ノ近傍ニ於テ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病發生シタルトキハ明治三十年文部省訓令第一號ニ從ヒ十分ノ清潔方法ヲ施行スベシ但シ第一條第二類ノ傳染病發生シタルトキハ校舍内ニ於テ使用スル飲料水ハ煮沸シタルモノヲ用フベシ

第八條 生徒通學區域内ニ於テ第一條第一類甲又ハ第二類ノ傳染病發生シ其ノ病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ其ノ局部ヨリ通學スル生徒ノ昇校ヲ停止スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該學校長ヨリ二十四時間以内ニ其ノ旨ヲ管理者ニ届出ヅベシ

第九條 傳染病ノ爲ニ閉鎖シタル學校若クハ其ノ舎室ハ再ビ之ヲ使用

スルニ先チ明治三十年文部省訓令第一號定期清潔方法ノ各項ヲ施行スベシ

其二 消毒方法

第十條 學校ニ於テ第一條第一類又ハ第二類ノ傳染病發生シタル時ハ其ノ屍體排泄物又ハ病毒ニ汚染シ若クハ汚染ノ疑アル物件ニ對シ左ノ區別ニ依リ消毒方法ヲ施行スベシ但シ第一條第三類ノ傳染病發生シ其ノ病況ニ依リ必要ト認ムルトキハ適宜本條ノ消毒方法ヲ應用スベシ

一、第一條第一類及ビ第二類ノ傳染病患者ノ屍體、第一類ノ傳染病患者ノ用ヒタル睡壺、第二類ノ傳染病患者ノ上リタル圍房、其ノ他障壁牀、疊建具、寢臺器具等ハ石炭酸水ヲ以テ消毒スベシ

二、第一條第二類ノ傳染病患者ノ吐瀉物、其ノ他排泄物ハ生石灰ヲ以テ消毒シ、強亞爾加里性反應ヲ呈スルニ至ルベシ

三、食器、被服、寢具等ハ煮沸又ハ蒸氣消毒ニ附スベシ

四、消毒困難ニシテ廉價ナルモノハ之ヲ燒却スベシ

五、前各號ノ消毒ニ適セザルモノハ「フォルムアルデヒド」ニ依リ消毒スルカ又ハ刷掃シテ數日間日光ニ曝スベシ

第十一條 消毒ニ供スル藥劑竝ニ其ノ應用ハ左ノ如シ

一、石炭酸水(二十倍) 結晶石炭酸五分、鹽酸一分、水九十

本品ハ屍體吐瀉物其ノ他ノ排泄物器具居室手足等ノ消毒ニ用フ

又衣類等ヲ消毒スルニハ鹽酸ヲ加ヘザルモノヲ用フベシ

二、生石灰 生石灰ニ少量ノ水ヲ澆ギ崩解セシメタ

本品ヲ以テ吐瀉物其ノ他ノ排泄物ヲ消毒スルニハ其ノ分量ノ五十

分ノ一ヲ用フベシ又溝渠芥溜牀下ヲ消毒スルニ用フ

石灰乳十倍 生石灰一分ニ水九分ヲ攪拌混和シタルモノ。

本品ノ應用ハ生石灰末ニ同ジク吐瀉物排泄物等ニハ其ノ分量ノ四

分ノ一以上ヲ用フ

三、格魯兒石灰水(二十倍) 格魯兒石灰五分ニ水九十

格魯兒石灰水ノ應用竝ニ用量ハ石灰乳ニ同ジ但シ用ニ臨ミテ製ス

ベシ

formazudaheed.
formazudaheed.
formazudaheed.

四、「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ニ依リ消毒スルニハ消毒函又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付日本藥局方「フォルマリン」四十瓦以上ヲ噴霧スルカ又ハ適當ノ裝置ニ依リ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五瓦以上ヲ發生セシメ同時ニ約百瓦以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クベシ但シ消毒函又ハ室ハ使用前約十二時間寒冷ニ保持スルコトヲ要ス若シ室ニ罅隙アルトキハ昇汞液中ニ浸漬セル綿ヲ以テ之ヲ栓塞スベシ

附 則

第十二條 此ノ省令ハ幼稚園ニ適用ス

第三節 救急療法

小學校に於て、兒童若し不慮の過失に依り、創傷・打撲其の他の身體的危害に陥るときは、醫師の來診するまでの間に於て、教員は先づ出來得るだけの救急手當を爲さるべか

救急療法

らず。其の方法に就きては、學校醫より實際的に傳習し、且必要なる藥品及び機械等を具ふるを要す。今救急療法を施し得べき二三の場合を舉ぐれば次ぎの如し。

(1) 骨傷脱臼 打撲又は高所より落下したる時に生ず。此の場合には、上肢ならば三角繃帯を施し、下肢ならば之を延ばし、患部を安靜になし置くべし。患部に劇痛あるときは、手拭等を疊みて戴かせ、其の上に氷嚢を置くべし。

(2) 出血 動脈出血ならば最も危険なるを以て、直ちに綿を以て局部を壓迫し、其の上を布帛にて緊迫すべし。静脈出血は、其の血液の暗紅色なるを以て識別し得べし。清潔なる冷水にて局部を洗ひ、其の上を布帛にて緊迫すべし。

局部

(3) 毒創 毒蟲・狂犬の咬傷を受けたる時は、直ちに、三十倍の石炭酸水、又は沸騰水を冷却したるものに、少量のアルミニウムを加へて、局部を充分洗滌すべし。

(4) 中毒 多量の水を飲用せしめ、又は指頭を咽頭に挿入して、なるべく嘔吐を促すべし。

(5) 火傷 火傷部に油液を塗擦し、布帛にて靜かに其の上を蔽ふべし。

(7) 鼻血 冷水を鼻腔中に吸引せしめ、又は棉花を以て鼻孔をを栓塞すべし。

學校に於て、救急上備へ付くべき必要なる藥品及び器械左の如し。

救急用藥品器械

(一) 二十倍及び五十倍の石炭酸水又は千倍の昇汞水。

五十倍の石炭酸水は、負傷の箇所を洗ふ用に供し、二十倍のものは、吐瀉物其の他傳染の虞ある不潔物の消毒用に供す。石炭酸は温湯を以て溶解し得べし。千倍の昇汞水は、其の價廉にして、消毒防腐の効遙かに石炭酸に勝るも、劇毒の藥品なれば、小學校に於て備へ置くことは危険なるべし。

(二) 百倍炭酸、オレイン油百瓦

右は火傷の節、先づ冷水を以て能く火傷部を洗ひ、暫く冷したる後、此の油を塗布し、其の上を油紙にて覆ひ、繃帯を纏ふべし。

(三) 生石灰五ポンド

右は三倍に溶解し、吐瀉物、咯痰等の消毒用に供す。

(四) 英吉利斯絆創膏一卷

右は擦傷等を生じたる節、先づ其の局部を防腐し、其の上に貼付するものなり。

(五) 晒木綿

右半反長さのものを四裂五裂、又は八裂に爲し、繃帯に用ふ。三角繃帯

を用意する亦可なり。

(六) 脱脂紗綿二反

右の五寸乃至一尺に切りたるものを、五十倍の石炭酸水にて煮常に之を貯へ置き、用に臨み、絞りて創傷の局部に當て、上に油紙を覆ひ、其の上に繃帯を纏ふべし。千倍の昇汞水にて製したるもの亦同じ。

(七) 晒綿花

右は創傷に繃帯を施す節、其の局部を包被するに用ふ。

(八) 亞麻仁油紙

右は創傷部の上若くは石炭酸、ガーゼ等の上を覆ふに用ふ。

(九) 太き護謨管三尺

右は大出血の際、上部の大血管を壓迫して、止血するの用に供す。

(十) イルリガートル若くは水銃一箇

右は創傷を洗滌するに用ふ。

(十一) 鉢及石炭油明罐數箇

一は藥液を入れ、一は汚物等を容るゝに供す。

身體検査

(三) 缺及び毛抜。

第四節 身體検査及び學校醫

兒童身體の健康如何に注意し、尙其の發育の状態を知悉することは、教育上極めて必要なることなりとす。然れば、毎年一回以上、兒童の身體検査を施行し、其の成績を前年の成績又は他の同年齡兒童の成績と比較對照して教育上の參考とし、或は直ちに之を兒童に知らしめて教訓の料とし、或は之を父兄に傳へて、家庭の參考に供するは、極めて重要なことに屬す。文部省發布の身體検査規程左の如し。

學生生徒身體検査規程

(明治三十三年文部省令第四號明治四十五年一月文部省令第一號改正)

第一條 學生生徒ノ身體検査ハ毎年四月ニ於テ之ヲ施行スベシ

學校長ニ於テ必要ト認ムルトキハ學生生徒ニ臨時検査ノ全部若クハ

一部ヲ施行スルコトヲ得

第二條 明治三十一年勅令第二號第一條第二項ニ依リ學校醫ヲ置カザル町村立小學校及ビ私立小學校及ビ各種學校ハ本令ノ身體検査ヲ行ハザルコトヲ得

第三條 身體検査ハ學校醫ヲシテ之ヲ行ハシムベシ但學校醫ヲ置カザル場合ニ於テハ他ノ醫師ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第四條 身體検査ハ左ノ各項ニ就キ施行スベシ

- 一、身長
- 二、體重
- 三、胸圍
- 四、脊柱
- 五、體格
- 六、視力
- 七、眼疾
- 八、聽力
- 九、耳疾
- 十、牙齒
- 十一、疾病

小學校生徒ニ在リテハ視力及ビ聽力ノ二項目ヲ検査スルコトヲ要セズ但シ著シキ障害アリト認ムルモノハ此ノ限リニアラズ

第五條 身體検査ハ左ノ各號ニ準舉シテ施スベシ

一、削除(四十五年一月省令)

二、検査ノ表記ニハ度ハ尺、衡ハ貫ヲ以テ單位トシ四捨五入法ヲ用ヒテ度ハ分、衡ハ分ニ止ムベシ

- 三、身長ヲ測定スルニハ足袋靴等ヲ脱セシメ兩蹠ヲ密接シテ直立シ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ頭部ヲ正位ニ保タシムベシ又女子ニシテ髻アル者ハ小棹ヲ髻下ヨリ水平ニ横ヘテ測定スベシ
- 四、體重ハ着衣ノ儘測定シタルトキハ其ノ着衣ノ重量ヲ全重量ヨリ除去スベシ
- 五、胸圍ハ兩上肢ヲ鉛直ニ垂レ自然ノ位置ニアラシメ乳頭ノ水平線ニ於テ常時ヲ測定スベシ充盈空虛ノ差ヲ測定スル時モ亦同ジ但シ小學校生徒ニアリテハ常時ノミヲ測定スルモノトス
- 六、脊柱ハ正左彎右彎前屈後屈ヲ検査シ屈彎ニ就キテハ其ノ程度ニ依リ各強中弱ノ三種ニ區別スベシ
- 七、體格ハ強健中等薄弱ノ三等ニ區別スベシ
- 八、視力ハ中心視力ヲ兩眼ニ就キテ各別ニ検査スベシ
- 九、聽力ハ其ノ障害ノ有無ヲ検査スベシ
- 十、齒牙ハ齲齒ニ就キ検査スベシ
- 十一、疾病ハ腺病營養不良貧血脚氣肺結核頭痛衄血神經衰弱鼻疾咽喉

病傳染性皮膚病其ノ他慢性疾病等検査ノ際ニ發見シタルモノヲ記入スベシ

前各項ノ外身體検査上必要ト認メタル事項ハ特ニ検査ヲ行フベシ

第六條 身體検査ヲ施行シタル時ハ左ノ様式ニ依リ身體検査表ヲ調製スベシ(様式略ス)

身體検査ヲ施行シタルトキハ學校長ハ各本人ニ關スル検査ノ結果ヲ學生生徒又ハ其ノ保護者ニ示スベシ

第七條 身體検査ヲ施行シタル時ハ學校長ハ左ノ様式ニ依リ統計表ヲ調製シ翌月限り文部省直轄學校長ニアリテハ文部大臣ニ其他ノ學校ニアリテハ地方長官ニ報告スベシ

地方長官ハ前項ノ報告ヲ受ケタル時ハ之ヲ取纏メ其年六月限り文部大臣ニ報告スベシ(様式略ス)

第八條 幼稚園ニ於テハ、本令中小學校生徒身體検査ニ關スル規定ヲ準用ス

學校衛生に關する諸種の施設を完全にし、兒童の危害を

學校醫

なるべく減少して、有爲強健なる國民を養成せんがために、明治三十一年勅令を以て、市町村立小學校に學校醫を置くことを制定し、尙其の資格を定められたるが、更に、又文部省令を以て、學校醫の職務規程を定め、小學校衛生の改善進歩を期しつゝあり。同令に依れば、學校醫は少くも毎月一回、教授時間内に當該學校に至り、又學期始又は學年末に於ては、特に臨校して衛生上の視察をなし、其の調査事項を視察簿に記入すべきものとす。

學校醫視察要項

學校醫視察の項目は、換氣採光机、腰掛圖書掛圖、黑板等の適否、飲料水の良否、室内溫度最前列及び最後列の机と黑板との距離、煖爐の有無、學校清潔法實行の情況等にして、尙身體の検査をなし、傳染病發生の場合には、諸般の注意を管理者及び學校長に申告すべきものとす。

學校醫に關する規程は、以上の如く實に整然たりと雖も、凡そ事業の成果如何は、單に法令規定のみを以て之を卜することを得ざるものなれば、學校長は、學校醫と協力して、能く此の法規の精神を實行し、其の實績を擧げんことを務めざる可からず。

參照 學校醫職務規程明治三十一年文部省令第六號

第五節 病弱兒童に對する養護

病弱兒童

兒童に對して施すべき衛生的施設中に於て、殊に注意すべきものは、病弱兒童なり。是等の兒童は、其の身體上の障害より、延きて心意の活力不充なるを以て、到底健全なる兒童と同一に學習し、運動するに堪へず。然るに、強いて之を同一に取扱ふときは、心身の疲勞益甚だしくして、容易に回復すべからざる状態に陥るべし。然れば是等の兒童に對して



林間學校

は、一方に於て、特に注意して其の教材を輕減し、教授時間を減縮し、一層家庭に於ける復習・自習等の課題を軽くし、出來得る限り、其の學習上の負擔を減ずべく、他方に於ては、最も規律的に、過激ならざる遊戯運動を課して、心身の發育を補助せざる可からず。然れども、其の最も適當なる教育法は、此の加き病弱兒童は、之を學校と病院とを兼ねるが如き特殊なる教育所に收容して、特殊なる取扱を爲すにあり。近時醫學と教育事業との接觸親密となり、此の種の施設漸く起れり。獨逸に於ける林間學校の如きは即ち是なり。林間學校とは、肺病・腺病・心臟病・貧血症等の如き病弱兒童にして、其の未だ醫癪を要するに至らざる程度のもを、夏季の初に於て、各小學校より收容し、空氣清潔なる森林中の假校舍に於て教育するものにして、其の校舍は窓甚だ多く、充分日光と空

休日植民

氣とを導くに足るものなり。兒童の定員は、一學級二十人乃至二十五人とし、教授は二十五分毎に休憩時間を設け、毎日二時乃至二時半を超ゆることなく、且なるべく滋養ある食料を與へ、休憩時間に於ては自由に林間に運動作業をなさしむ。かくて夏季の靜養期を終れば、再び以前に就學したる小學校に復校せしむるものにして、此の取扱は心身上共に極めて有効なる結果を收めたりと云ふ。

次ぎに病弱兒童に對する特殊なる施設は休日植民なり。休日植民とは、主に夏季休業中、下流社會の榮養不良の兒童又は病弱兒童を收容し、山間・海濱・林間等の空氣新鮮なる健康地に轉地療養をなさしめ、日々滋養ある食料を給して、自由逍遙遊戯をなさしめ、又特殊の運動・海水浴等の外、多少の課業を課するものにして、兒童は、其の際直接に自然界に

接し、有益なる知識を得、且其の健康を増進するを得るものなり。休日植民は、瑞西の牧師ピオンの創意にかゝるものなるが、今日に至りては、廣く歐米各國に行はるゝに至れり。以上諸種の施設は主として大都市に必要なものにして、之を學校事業と稱するよりも、寧ろ社會事業と稱すべく、之が創立及び發達は、廣く公衆の慈善心の普及に俟たざる可らず。本邦に於ても、近時各地に、この休日植民及び夏季休業中に於ける林間學校の企て起るに至れり、
 其の他、一般健全なる兒童に對しても、其の健康を増進せんがためにする水泳、遠足運動の如きは、孰れも衛生的施設の一にして、之が監督の任に當る學校長及び教員は、充分周到なる計畫準備をなし、毫末も兒童に危害を生ぜしむるが如きことなきを要す。

水泳、遠足

第五章 教師の衛生

教師の衛生
 教員病

一般の職務に従事するもの、外、特に教員の職に在るものに多く見るところの疾病あり。或は稱して教員病と云ふ。即ち諸種の呼吸器病、神經衰弱症、痔疾等是れなり。就中呼吸器病及び神經衰弱症最も多く、我が國の統計に於ては、教員は、特に此等の病症の爲に犯され易きことを示せり。然れば近時公立小學校教員疾病療治料給與に關する規定の發布を見るに至れり。元來、小學校教員の職務は常に群集と共に風塵の間に生活し、其の校務甚だ煩多なるに拘らず、尙地方教化に關する副次的の事務少からず。之に加ふるに、常に學術の補習修養を要すること、又遙かに他の職務に過ぐるを以てす。教員が以上諸種の疾病に犯され易きは、免れがたき

の數なりと云ふべし。然れば教員たるものは、常に自から注意して、消極的に衛生上の諸原則を確守するのみに止らず、更に積極的に體力の養護鍛鍊に努め、以て激甚なる其の職務に堪ふるの覺悟なかるべからざるなり。

新撰小學校管理法 終

附 錄

- 一、地方學事通則
- 二、小學校令
- 三、小學校令施行規則
- 四、市町村小學校教員加俸令

附錄

一 地方學事通則

(明治二十三年十月法律第八十九號
大正三年三月法律第十三號改正)

- 第一條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ教育事務ノ爲之ヲ學區ニ分畫スルコトヲ得
市ノ學區ニ關シテハ市制第四百四十五條乃至第四百四十七條及市ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ町村ノ學區ニ關シテハ町村制第二百五條乃至第二百二十七條及町村ノ財産營造物ニ關スル規定ヲ準用ス但シ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二條 學區カ市制第六條ノ市ノ區市制第四百四十四條ノ市ノ一部又ハ町村制第二百二十四條ノ町村ノ一部ト區域ヲ同シクスル場合ニ於テ其ノ區又ハ一部ニ區會又ハ區總會ノ設アルトキハ學區ニ關スル事件ハ其ノ區會又ハ區總會之ヲ議決ス
- 第三條 學區ニ於テ專ラ使用スル學校幼稚園ニ關スル費用ハ其ノ學區内ニ於テ市稅町村稅ヲ納ムル義務アル者之ヲ負擔ス財産ヨリ生スル收入又ハ學校幼稚園ニ屬スル收入アルトキハ先ツ其ノ費用ニ充ツヘシ
- 第四條 學區ヲ廢止セムトスル場合ニ於テ學區ノ財産ノ處分ニ付テハ關係アル市町村會及學區ノ區會又ハ區總會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經テ府縣知事之ヲ定ム
- 前項ノ府縣知事ノ處分ニ不服アル市町村又ハ學區ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得
- 第五條 市町村又ハ其ノ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ市町村又ハ學區ノ兒童教育事務ノ委託ニ應スヘシ前項ノ委託ニ對スル報償其ノ他必要ノ事項ニ付關係市町村又ハ學區ノ協議整ハサルトキハ府縣參事會ノ議

決テ經テ府縣知事之ヲ定ム前條第二項ノ規定ハ前項ノ處分ニ付之ヲ準用ス
第六條 市町村ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ學區ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學務委員ヲ置クコトヲ得

第七條 教育事務ノ爲ニ設クル市町村組合町村組合ハ之ヲ市町村學校組合町村學校組合ト稱ス
市町村學校組合町村學校組合ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第八條 本法中市及其ノ學區ニ關スル規定ハ市町村組合及其ノ學區ニ町村及其ノ學區ニ關スル規定ハ町村組合及其ノ學區ニ之ヲ準用ス

第九條 府縣郡ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校圖書館ノ爲基本財産又ハ積立金ヲ設クルコトヲ得
基本財産及積立金ノ管理及處分ハ監督官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 府縣制郡制市制町村制ニ規定シタル内務大臣ノ職務ハ教育ニ關スル事項ニ付テハ内務大臣及文部大臣ニ屬ス

附 則

本法ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ市制町村制ヲ施行セサル地ニハ之ヲ施行セス

從前ノ規定ニ依リ教育事務ノ爲分畫セラレタル市町村及町村學校組合ノ區ハ本法ニ依ル學區、從前ノ規定ニ依リ設ケタル町村學校組合ハ本法ニ依ル町村學校組合ト看做ス

從前ノ規定ニ依リ設ケタル市町村ノ基本財産及積立金ハ市制町村制ニ依リ設ケタルモノト看做ス

二 小學校令

(明治三十三年八月十八日勅令第三百四十四號)

第一章 總 則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二條 小學校ハ之ヲ分テ尋常小學校及高等小學校トス
尋常小學校ノ教科ト高等小學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ尋常高等小學校トス

市町村、町村學校組合又ハ其ノ區ノ負擔ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小學校トシ私人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小學校トス

第三條 尋常高等小學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ニ對シテハ尋常小學校ノ規定ヲ準用シ高等小學校ノ教科ヲ受クヘキ部分ニ對シテハ高等小學校ノ規定ヲ準用ス但シ文部大臣ニ於テ別段ノ規定ヲ設ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 町村組合ニシテ其ノ町村一切ノ事務ヲ共同處分スルモノハ之ヲ一町村ト同視ス

第五條 幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ規程ニ關シテハ本令中別段ノ規定アルモノヲ除クノ外文部大臣之ヲ定ム

第二章 設 置

第六條 市町村ハ其ノ區域内ノ學齡兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ

第七條 郡長ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムヘシ

第八條 郡長ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ

適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ

一 其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト

二 其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他町村、町村學校組合又ハ其ノ區ニ委託セシムルコト

郡長ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ亦前項ノ例ニ依ルヘシ

郡長ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一項第二號ノ例ニ準スヘシ

第九條 市立尋常小學校ノ校數並位置ハ府縣知事ニ於テ市ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ
町村立尋常小學校ノ校數並位置ハ郡長ニ於テ町村又ハ町村學校組合ノ意見ヲ聞キ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 第七條又ハ第八條ニ依リ郡長ニ於テ町村學校組合ヲ設ケシメ若ハ其ノ組合ヲ解カシメムトスルトキハ關係町村ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第八條ニ依リ郡長ニ於テ兒童教育事務ヲ委託セシメ又ハ其ノ委託ヲ止メシムトスルトキハ關係町村、町村學校組合及區ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條 府縣知事ハ市ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキハ市内ノ一區若ハ數區ニ對シ又ハ市ヲ分畫シテ數區ト爲シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ノ爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係市及區ノ意見ヲ聞クヘシ其ノ之ヲ止メムトスルトキ亦同シ

郡長ハ町村若ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ、兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所數箇所アルトキ又ハ其ノ設置スヘキ尋常小學校ト兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場所トアルトキハ町村内

若ハ町村學校組合内ノ一區若ハ數區ニ對シ又ハ町村若ハ町村學校組合ヲ分畫シテ數區ト爲シ其ノ一區若ハ數區ニ對シ小學校設置ニ關スル費用ノ負擔又ハ兒童教育事務委託ノ爲其ノ使用スヘキ小學校ヲ指定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ關係町村、町村學校組合及區ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ止メムトスルトキ亦同シ

第十二條 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモ同條及第五十三條並第五十四條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

府縣知事ハ第八條第二項又ハ第三項ノ事情アルモ同項及第五十三條並第五十四條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村若ハ町村學校組合ヲシテ其ノ一部ニ關シテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

第十三條 (明治四十年勅令第五十二號削除)

第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

町村ハ數町村ノ協議ニ依リ町村學校組合ヲ設ケ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得

前項ノ町村學校組合ヲ設ケ又ハ之ヲ解カムトスルトキハ郡長ノ認可ヲ受クヘシ

郡長ハ前項ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ指揮ヲ受クヘシ

第十五條 市町村立高等小學校ノ設置及廢止ハ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第十六條 私立小學校ノ設置ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ其ノ廢止ハ之ヲ府縣知事ニ届出ツヘシ

第十七條 前三條ノ規定ハ幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ニ關シ之ヲ準用ス

幼稚園、盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ハ之ヲ小學校ニ附設スルコトヲ得

第三章 教科及編制

第十八條 尋常小學校ノ修業年限ハ六箇年トス

高等小學校ノ修業年限ハ二箇年トス但シ延長シテ三箇年ト爲スコトヲ得(明治四十年勅令第五十二號改正)

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女子ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ(同上)

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得(同上)

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

前項教科目ノ外、手工、農業、商業ノ一科目又ハ數科目ヲ加フ其ノ數科目ヲ加ヘタル場合ニ於テハ兒童ニハ其ノ一科目ヲ課スルモノトス(明治四十四年勅令第二百十六號改正)

第二十一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得

補習科ニ關スル規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除シ又ハ第二十二條第二項ノ教科目ヲ定メトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(明治四十年勅令第五十二號改正)

補習科ヲ設置シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ高等小學校ノ修業年限ヲ延長セムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村若ハ町村學校組合、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(同上)

第二十四條 小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ(明治三十六年勅令第七十二號改正)

前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス(同上)

文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、日本歴史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ之ヲ採定セシムルコトヲ得(同上)

補習科ノ教科用圖書ニ關シテハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 (同上)

第二十六條 (同上)

第二十七條 小學校ノ休業日ハ日曜日ヲ除クノ外毎年九十日ヲ超ユルコトヲ得ス但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項ノ日數ヲ増加スルコトヲ得
傳染病豫防ノ爲必要アルトキ其ノ他非常變災アルトキハ監督官廳ニ於テ臨時小學校ノ閉鎖ヲ命スヘシ其ノ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ之ヲ閉鎖スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ直ニ監督官廳ニ届出ツヘシ

第二十八條 小學校教則及小學校編制ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四章 設備

第二十九條 小學校ニ於テハ校舍、校地、校具及體操場ヲ備フヘシ

第三十條 校舍、校地、校具及體操場ハ非常變災ノ場合ヲ除クノ外小學校ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ教育、兵事、産業、衛生、慈善等ノ目的ノ爲特別ノ必要アルトキハ此ノ限ニアラス(大正二年勅令第二百五十八號改正)

第三十一條 小學校ノ設備ニ關スル規程ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第五章 就學

第三十二條 兒童滿六歲ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歲ニ至ル八箇年ヲ以テ學齡トス(明治三十六年勅令第六十三號改正)
學齡兒童ノ學齡ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トシ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス(上同)

學齡兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學齡兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ學齡兒童保護者ト稱スルハ學齡兒童ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ

第三十三條 學齡兒童瘋癲白痴又ハ不具廢疾ノ爲就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ學齡兒童保護者ノ義務ヲ免除スルコトヲ得

學齡兒童病弱又ハ發育不完全ノ爲就學セシムヘキ時期ニ於テ就學スルコト能ハスト認メタルトキハ市町村長ハ監督官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ就學ヲ猶豫スルコトヲ得

市町村長ニ於テ學齡兒童保護者貧窮ノ爲其ノ兒童ヲ就學セシムルコト能ハスト認メタルトキ亦前二項ニ準ス

第三十四條 第十二條ニ依リ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免セラレタル區域内ノ學齡兒童保護者ハ其ノ義務ヲ免除セラレタルモノトス

第三十五條 尋常小學校ノ教科ヲ修了セサル學齡兒童ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨クルコトヲ得ス

第三十六條 學齡兒童保護者ハ就學セシムヘキ兒童ヲ市町村立小學校ニ入學セシムヘシ但シ市町村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得(明治四十年勅令第五十二號改正)
官立又ハ府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ授クヘキ部分ハ兒童就學ニ關シテハ市町村立尋常小學校ト

同視ス

第三十七條 兒童ノ年齡就學ノ始期ニ達セサル者ハ之ヲ小學校ニ入學セシムルコトヲ得ス

第三十八條 小學校長ハ傳染病ニ罹リ若ハ其ノ虞アル兒童又ハ性行不良ニシテ他ノ兒童ノ教育ニ妨アリト認メタル兒童ノ小學校ニ出席スルヲ停止スルコトヲ得

第六章 職員

第三十九條 小學校ノ教科ヲ教授スル者ヲ本科正教員トシ其ノ教科目中國畫、唱歌、體操、裁縫、農業、商業又ハ手工ノ一科目若ハ數科目ヲ限リ教授スル者ヲ專科正教員トス本科正教員ヲ補助スル者ヲ准教員トス(明治四十四年勅令第二百十六號改正)

第四十條 小學校教員タルヘキ者ハ免許狀ヲ受クヘシ
免許狀ハ府縣知事之ヲ授與シ全國ニ通シテ有效トス(大正二年勅令第二百五十八號ニテ改正)

第三項 削除(同上)

第四十一條 削除(同上)
第四十二條 免許狀ヲ受クルニハ師範學校若ハ文部大臣ノ指定シタル學校ヲ卒業シ又ハ小學校教員ノ檢定ニ合格スルヲ要ス(同上)

前項ノ檢定ヲ施行スルカ爲府縣ニ小學校教員檢定委員會ヲ置ク

免許狀及小學校教員檢定委員會ノ組織權限其ノ他檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十二條 特別ノ事情アルトキハ免許狀ヲ有セサル者ヲ以テ小學校准教員ニ代用スルコトヲ得
代用教員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十四條 市立小學校長及教員ノ任用ハ市長ノ申請ニ依リ町村立小學校教員ノ任用ハ郡長ノ申請ニ依リ府縣知事之ヲ行フ

市町村小學校長及教員ノ解職ハ府縣知事之ヲ行フ

第四十五條 市町村立小學校教員ノ俸給旅費其ノ他諸給與並其ノ支給方法ハ文部大臣ニ於テ定ムル準則ニ基キ府縣知事之ヲ定ム

第四十六條 小學校長及教員ノ進退、職務及服務ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第四十七條 小學校長及教員ハ教育上必要ト認メタルトキハ兒童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ體罰ヲ加フルコトヲ得ス

第四十八條 市町村立小學校長及教員職務上ノ義務ニ違背シ若ハ職務ヲ怠リタルトキ又ハ職務ノ内外ヲ問ハス體面ヲ汚辱スルノ所爲アリタルトキハ府縣知事ニ於テ懲戒處分ヲ行フ其ノ處分ハ譴責、減俸及免職トス

私立小學校校長及教員ニシテ前項ニ準スヘキ所爲アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ業務ヲ停止ス

第四十九條 小學校教員免許狀ヲ有スル者左ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ免許狀ハ其ノ效力ヲ失フ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケタルトキ

小學校教員免許狀ヲ有スル者不正ノ所爲其ノ他教員タルヘキ體面ヲ汚辱スルノ所爲アリテ其ノ情狀重シト認メタルトキハ文部大臣ハ府縣知事ニ於テ其ノ免許狀ヲ褫奪ス

第五十條 府縣知事ニ於テ行ヒタル免職若ハ業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ニ不服アル者ハ文部大臣ニ訴願スルコトヲ得

第七章 費用負擔及授業料

第五十一條 市町村立小學校ノ設置ニ關スル費用ハ市町村、市町村組合又ハ其ノ區ノ負擔トス其ノ概目左ノ如シ

- 一 設備及其ノ維持ノ費用
- 二 職員ノ俸給、旅費、其ノ他諸給與
- 三 校費

兒童教育事務委託ニ關スル費用ハ町村、町村學校組合又ハ其ノ區ノ負擔トス

第五十二條 郡長ハ町村學校組合ニ於テ設置スヘキ尋常小學校數校アルトキ又ハ兒童教育事務ノ委託ヲ要スル場合アルトキハ其ノ學校組合内ノ某町村ヲシテ其ノ數校中ノ一校若ハ數校ノ設置又ハ兒童教育事務委託ニ關スル費用ヲ一町村限リ負擔セシムルコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シ又ハ之ヲ止メトスルトキハ關係町村學校組合ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五十三條 郡長ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ郡ハ町村又ハ町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

一 町村ニシテ第七條ノ事情アルモ同條ニ係ルコトヲ得サルトキ

二 町村學校組合ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ

又ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘサルトキ

三 町村又ハ町村學校組合ノ資力兒童教育事務委託ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ

前項ノ認定ニ付テハ郡長ハ郡參事會ノ意見ヲ聞キ府縣知事ノ指揮ヲ受クヘシ

第五十四條 府縣知事ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ府縣ハ郡又ハ市ニ相當ノ補助

助ヲ與フヘシ

- 一 郡ノ資力第五十三條ノ補助ノ負擔ニ堪ヘサルトキ
 - 二 市ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ
- 前項ノ認定ニ付テハ府縣知事ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞キ文部大臣ノ指揮ヲ受クヘシ
- 第五十五條 區町及其ノ代理者並學務委員ニ於テ國ノ教育事務ヲ執行スル爲ニ要スル費用ハ市町村又ハ町村學校組合ノ負擔トス但シ區長及其ノ代理者並區ノ學務委員ニ關スル費用ハ市町村會又ハ町村學校組合ノ議決ヲ以テ之ヲ區ノ負擔ト爲スコトヲ得
- 第五十六條 小學校教員及檢定免狀ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス(大正二年勅令第二百五十八號改正)
- 第五十七條 市町村立尋常小學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スルコトヲ得但シ補習科ハ此ノ限ニ在ラス特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ受ケ市町村立尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收スルコトヲ得
- 第五十八條 市町村立小學校ノ授業料ハ市町村、町村學校組合又ハ其ノ區ノ收入トス
- 第五十九條 授業料ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八章 管理及監督

- 第六十條 市町村長又ハ町村學校組合長ハ市町村又ハ町村學校組合ニ屬スル國ノ教育事務ヲ管掌シ市町村立小學校ヲ管理ス
- 第六十一條 府縣知事ハ市町村又ハ町村學校組合ノ區長及其ノ代理者ヲシテ市町村長又ハ町村學校組合長ノ指揮命令ヲ受ケテ區ニ屬スル國ノ教育事務ヲ補助執行セシムルコトヲ得
- 第六十二條 市町村ハ教育事務ノ爲市制第八十三條町村制第六十九條ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ但シ市會町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラス(大正二年勅令第二百五十八號改正)

町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ學務委員ヲ置クヘシ

市町村又ハ町村學校組合ハ教育事務ノ爲條例ノ規定ニ依リ其ノ區ニ學務委員ヲ置クコトヲ得

學務委員ニハ市町村立小學校男教員ヲ加フヘシ

- 委員中教員ヨリ出ツル者ハ市町村長又ハ町村學校組合長之ヲ任免ス
- 第六十三條 學務委員ノ職務其ノ他學務委員ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム
- 第六十四條 市町村吏員ニ對スル懲戒處分ニシテ國ノ教育事務取扱ニ關スルモノニ就キテハ市制第七十條町村制第五十條ノ規定ニ依ル(大正二年勅令第二百五十八號ニテ改正)
- 第六十五條 市立小學校長及教員ノ執行スル國ノ教育事務ハ府縣知事之ヲ監督シ町村立小學校長及教員ノ執行スル教育事務ハ郡長之ヲ監督ス
- 第六十六條 私立小學校ニシテ市内ニ在ルモノハ府縣知事之ヲ監督シ町村内ニ在ルモノハ郡長之ヲ監督ス

第九章 附則 以下各附則(略)

三 小學校令施行規則

(明治三十三年八月二十一日 文部省令第十四條)

第一章 教科及編制

第一節 教則

第一條 小學校ニ於テハ小學令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテ兒童ヲ教育スヘシ

道徳教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシメンコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副
ハシメンコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サンコトヲ務ムヘシ
各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益センコトヲ要ス

第二條

修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キテ兒童ノ徳性ヲ涵養シ道徳ノ實踐ヲ指導スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ孝悌、親愛、勤儉、恭敬、信實、義勇等ニ就キ實踐ニ適切ナル近易ノ事項ヲ授ケ
漸ク進ミテハ國家及社會ニ對スル義務ノ一斑ニ及ホシ以テ品位ヲ高メ志操ヲ固クシ且進取ノ氣象ヲ長シ公
徳ヲ尙ハシメ忠君愛國ノ志氣ヲ養ハシムコトヲ務ムヘシ

高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ一層陶冶ノ功ヲ堅實ナラシメンコトヲ務ムヘシ
女兒ニ在リテハ特ニ貞淑ノ徳ヲ養ハシムコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ嘉言善行及諺辭等ニ基キテ勸戒シ常ニ之ヲ期膺セシメンコトヲ務ムヘシ

第三條

國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ
啓發スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文
字及普通文ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ(明治四十年文部省令第六號改正)

高等小學校ニ於テハ稍々進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ又
言語ヲ練習セシムヘシ

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各々其ノ主トスル所ニ依リ教授時間ヲ區別スルコトヲ得ルモ特ニ注意シテ相聯
絡セシメンコトヲ要ス

讀本ノ文章ハ平易ニシテ國語ノ模範ト爲リ且兒童ノ心情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ其ノ材料ハ

修身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り趣味ニ富ムモノタルヘシ

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ特ニ家事上ノ事項ヲ交フヘシ

文章ノ綴リ方ハ讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項
ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナラシムコトヲ要ス

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ尋常小學校ニ於テハ楷書行書ノ二種トシ高等小學校ニ於テハ尙草書ヲ加フ(大正二年文部省令第二十號ニテ改正)

國語ヲ授クル際ニハ語句文章ノ意義ヲ明瞭ニシ且其ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ(大正二年文部省令第二十號ニテ改正)

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ常ニ言語ノ練習及文字ノ書キ方ニ注意セシメンコトヲ要ス(大正二年文部省令第二十號ニテ改正)

第四條 算術ハ日常ノ計算ニ習熟セシメ生活上必須ナル智識ヲ與ヘ兼テ思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨ト
ス

尋常小學校ニ於テハ初ハ十以下ノ數ノ範圍内ニ於ケル數ヘ方、書キ方及加減乗除ヲ授ケ漸ク其ノ範圍ヲ擴
メテ百以下ノ數ニ及ホシ更ニ進ミテ通常ノ加減乗除竟ニ小數、諸等數及簡易ナル分數、歩合算ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ分數、歩合算ヲ授ケ比例ニ及ホシ學校ノ修業年限ニ應シ更ニ永積ヲ授ケ又土地ノ情況
ニ依リテハ日用簿記ノ大要ヲ授クヘシ(同上)

算術ハ筆算ヲ用フヘシ土地ノ情況ニ依リテハ珠算ヲ併セ用フルコトヲ得
算術ヲ授クルニハ理會ヲ精確ニシ運算ニ習熟シテ應用自在ナラシメンコトヲ務メ又運算ノ方法及理由ヲ正
確ニ説明セシメ且暗算ニ習熟セシメンコトヲ要ス

算術ノ問題ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項及土地ノ情況ヲ斟酌シテ日常適切ナルモノヲ選フヘシ

第五條

日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タルノ志操ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統ノ無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、文化ノ由

來、外國トノ關係等ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマテノ事歴ヲ知ラシムヘシ(上同)
高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ稍詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ(上同)
日本歴史ヲ授クルニハ成ルヘク圖畫、地圖、標本等ヲ示シ兒童ヲシテ當時ノ實狀ヲ想像シ易カラシメ特ニ修身ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第六條 地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ狀態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ兼テ愛國心ノ養成ニ資スルヲ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢、氣候、區劃、都會、產物、交通等竝ニ地球ノ形狀、運動等ノ大要ヲ理會セシメ且滿洲地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重大ナル諸國ノ地理ニ關スル簡單ナル知識ヲ得シムヘシ(上同)
(明治四十四年文部省令第二十四號改正)

高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢、氣候、區劃、交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重大ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態竝ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ又地文ノ一斑ヲ授クヘシ(上同)

地理ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ又地球儀、地圖、標本、寫真等ヲ示シテ確實ナル知識ヲ得シメ特ニ歴史及理科ノ教授事項ト聯絡セシメンコトヲ要ス

第七條 理科ハ通常ノ天然物及自然現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ植物、動物、礦物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物、動物、礦物ノ名稱、形狀、效用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初步ヲ授クヘシ(上同)

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ重要ナル元素及化合物簡易ナル器械ノ構造、作用、

人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物、動物、礦物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ女子ノ爲ニハ家事ヲ併セ授クヘシ(第六條二項ト同シク改正)

理科ニ於テハ務メテ農事、水産、工業、家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物、動物等ニ就テ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要加工品ノ製法、效用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ

理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若クハ標本、模型、圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス

第八條 圖畫ハ通常ノ形體ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ(明治四十年文部省令第六號改正)

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ土地ノ狀況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得(上同)

圖畫ヲ授クルニハ成ルヘク他ノ教科目ニ於テ授ケタル物體及兒童ノ日常目撃セル物體中ニ就キテ之ヲ畫カシメ兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントニ注意スヘシ

第九條 唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フコトヲ得シメ兼テ美感ヲ養ヒ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ平易ナル單音唱歌ヲ授クヘシ(上同)

高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ授クヘシ又便宜簡易ナル複音唱歌ヲ授クルコトヲ得(上同)

歌詞樂譜ハ平易雅正ニシテ兒童ノ心情ヲ快活純美ナラシムルモノタルヘシ

第十條 體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ニ於テハ體操教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ又男
兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スヘシ(大正二年文部省
令第二十號改正)
高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クヘシ(大正二年文部省
令第二十號改正)
土地ノ狀況ニ依リ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授ク
ルコトアルヘシ

體操ノ教授ニ依リテ習成シタル姿勢ハ常ニ之ヲ保タシメンコトヲ務ムヘシ

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス
尋常小學校ニ於テハ運針法ヨリ始メ漸ク通常ノ衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜裁チ方繕ヒ方等ヲ授クヘシ(明治
四十年文部省令
第六號改正)

高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方、裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ
裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取リテ之ヲ授クル際用具ノ使用方、材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、
洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十二條 手工ハ簡易ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要
旨トス

手工ハ紙、絲、粘土、麥桿、木、竹、金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高
等小學校ニ於テハ簡易ナル製圖ヲ併セ授クヘシ(第六條第二項
下同シク改正)

手工ヲ授クル際ニハ用具使用方、材料ノ品類性質等ヲ教示スヘシ

第十三條 農業ハ農業ニ關スル普通ノ智識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス
農業ハ土地ノ情況ニ依リ農事若ハ水産ヲ授ケ又ハ農事、水産ヲ併セ授クベシ(明治三十六年文部省
令第十一號追加改正)
農事ハ土壤、水利、肥料、農具、耕耘、栽培、養蠶、養畜等ニ就キ土地ノ情況ニ適切ニシテ兒童ノ理會シ

易キ事項ヲ授クヘシ

水産ハ漁撈、養殖、製造等ニ就キ其ノ土地ノ業務ニ適切ナルモノヲ授クヘシ(同上
改正)

農業ヲ授クルニハ特ニ地理、理科等ノ教授事項ト關聯シ時々其ノ土地實際ノ業務ニ就キテ示教シ其ノ知識
ヲ確實ナラシメンコトヲ務ムヘシ

第十四條 商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨
トス

商業ハ學校所在ノ地方ニ於ケル賣買、金屬、運輸、保險其ノ他商業ニ關スル重要ナル事項ニシテ兒童ノ理
會シ易キモノヲ選ヒ國語、算術、地理、理科等ノ教授事項ト關聯シテ之ヲ授ケ且簡易ナル商用簿記ヲ授ク
ヘシ又土地ノ情況ニ依リ英語ヲ併セ授クルコトヲ得(第六條第二項
下同シク改正)

第十五條 削除(第六條第二項
下同シク改正)

第十六條 削除(明治四十一年文部省
令第二十六號改正)

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ(明治四十年文部省令
第六號ニテ但書削除)
(明治四十三
年文部省令
第四號ヲ以テ第
四號表中改正)

手工ヲ加フルトキ又ハ第一學年、第二學年ニ於テ圖畫ヲ課スルトキハ其ノ每週教授時數ハ學校長ニ於テ他
ノ教科目ノ每週教授時數ヲ減シ之ニ充ツヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表又ハ第六號表ニ依ルヘシ(同上)

手工、農業、商業ノ三科目ヲ關ク時ハ學校長ニ於テ男兒ニ就キテハ每週四時以內ヲ他ノ教科目ニ配當スヘ
シ(第六條第二項
下同シク改正)

第十八條ノ二 第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ教科目ノ每週教授時數ハ管理者又ハ設

立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受ク可シ(同上)(明治三十六年文部省令第十一號追加)

第十九條 土地ノ情況ニ依リ管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ左ノ制限内ニ於テ第十七條及第

十八條ノ規定ニ依ル時數ヲ増減スルコトヲ得(大正二年文部省令第二十號改正)

一 尋常小學校ノ每週教授時數ハ三十時ヲ超エ又十八時ヲ下ルコトヲ得ス(明治四十年文部省令第六號改正)

二 高等小學校ノ每週教授時數ハ三十二時ヲ超エ又二十四時ヲ下ルコトヲ得ス(同上)

第三十四條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ每週教授時數ハ各部十八時以上トス但シ尋常小學校

ニ於ケル年少ノ部ニ在リテハ之ヲ十二時マテニ減スルコトヲ得(同上)(明治三十六年文部省令第十一號追加)

第二十條 學校長ハ夏季冬季休業日ノ前後各二十日以内ニ於テ毎日々教授時數ヲ減スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教授時數ヲ減スルトキハ學校長ニ於テ便宜各教科目ノ每週教授時數ヲ斟酌スヘシ

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スル時ハ各學年ノ程度ニ拘ラス

全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトヲ得

童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

第二十四條 學校長ハ修業年限ノ終ニ於テ尋常小學校若ハ高等小學校ノ教科ヲ修了セリト認メタル者ニハ卒業證書ヲ授與スヘシ

學校長ハ學年末ニ於テ各學年ノ課程ヲ修了セリト認メタル者ニハ修業證書、第二十一條ノ規定ニ依リ一學

年間學習セシ者ニハ學習證書ヲ與フルコトヲ得

第二節 學年、休業日及式日

第二十五條 小學校ノ學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

小學校ノ學期ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

前項ニ依ル學年ノ外土地ノ情況ニ依リ九月一日ニ始リ翌年八月三十一日ニ終ル學年ヲ置クコトヲ得(明治四十二年文部省令第十二號改正)

第二十六條 毎日ノ教授終始ノ時刻ハ學校長之ヲ定ムヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)

第二十七條 小學校ノ休業ハ左ノ如シ但シ第三號乃至第六號ノ休業日ハ學年ニ依リ之ヲ異ニスルコトヲ得

(第六條第二項ノ改正)

一 祝日、大祭日

二 日曜日

三 夏季休業日

四 冬季休業日

五 學年末休業日

六 其ノ他府縣知事ノ定ムル休業日

前項第三號乃至第五號ノ休業日數ハ府縣知事之ヲ定ムヘシ

第二十八條 紀元節、天長節及一月一日ニ於テハ職員及兒童、學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フ

一 職員及兒童「君カ代」ヲ合唱ス

二 職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三 學校長ハ教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

- 四 學校長ハ教育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス
 - 五 職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス
- 御影ヲ拜戴セサル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若ハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉戴セサル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク又唱歌ヲ課セサル學校ニ於テハ第一號及第五條ノ式ヲ闕クコトヲ得

第三節 編制

- 第二十九條 小學校ノ學級數ハ十八學級以下トス(明治四十二年文部省令第十二號改正)
- 特別ノ事情アルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村又ハ町村學校組合ニ於テ私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得(明治四十年文部省令第六號改正)
- 特別ノ事情ニ依リ小學校ニ於テ分教場ヲ設クルトキハ一分教場ノ學級數ハ三學級以下トシ第一項ノ制限外ト爲スコトヲ得(同上) (明治四十一年文部省令第十八號改正)
- 第三十條 一學級ノ兒童數ハ尋常小學校ニ在リテハ七十人以下高等小學校ニ在リテハ六十以下トス
- 特別ノ事情アルトキハ前項ノ制限ヲ超過シテ各々十人マテヲ増スコトヲ得
- 第三十一條 尋常小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ同一學年ノ女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ該學年ノ學級ヲ別ツヘシ
- 第一學年及第二學年ニ在リテハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 高等小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全校女兒ノ數一學級ヲ編制スルニ足ルトキハ男女ニ依リ學級ヲ別ツヘシ
- 特別ノ事情アルトキハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得(大正二年文部省令第二十號改正)
- 第三十二條 削除(大正二年文部省令第二十號ニテ削除)

第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫、手工、農業、商業ハ數學級ノ全部ノ兒童ヲ合セテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得但シ裁縫、手工、農業、商業ニ就キテハ兒童ノ數七十人ヲ超エサル場合ニ限ル(明治三十六年文部省令第十一號改正)

第三十四條 土地ノ情況ニ依リ小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ兒童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得(大正二年文部省令第二十號改正)

第三十五條 小學校ニ於テハ各學級ニ本科正教員ヲ置クヘシ

土地ノ情況ニ依リ二學級毎ニ本科正教員一人及准教員一人又ハ三學級毎ニ本科正教員二人ヲ置クコトヲ得(大正二年文部省令第二十號改正)

前條ノ規定ニ依リ二部教授ヲ爲ス場合ニ於テハ前後二學級毎ニ本科正教員一人ヲ置クヲ常例トス(明治三十三年文部省令第十三號改正)

第三十六條 六學級以上ノ小學校ニ於テハ學校長ノ擔任スル教授ヲ補助スル爲正教員一人若ハ准教員一人ヲ置クコトヲ得

第三十七條 小學校ニ於テハ滴宜專科正教員ヲ置クコトヲ得

第三十八條 補習科ノ學級數ハ第二十九條ニ規定シタル學級數ノ制限外トス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第三十九條 全校兒童ヲ一學級ニ編制スル學校ヲ單級小學校トシ二學級以上ニ編制スル學校ヲ多級小學校トス(明治三十六年文部省令第十一號ヲ以テ第二項削除)

第四十條 小學校ノ學級ヲ編制シ又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ニ届出

第四十一條 小學校ノ學級ヲ編制シ又ハ變更シタルトキハ遲滯ナク管理者又ハ設立者ニ於テ府縣知事ニ届出

ツヘシ

第四節 補習科

第四十二條 補習科ハ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス

尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ尋常小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス

高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ目的トス

第四十三條 補習科ノ教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

前項ノ規定ニ依リ定メタル教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第四十四條 補習科ノ教科用圖書ハ學校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十五條 補習科ノ教授ヲ受クルニハ其ノ土地ノ業務ニ適切ナル事項ヲ交フヘシ

第四十六條 補習科ノ修學年限ハ二箇年以上トシ市町村、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 補習科ノ教授日數教授時間及每週教授時數ハ兒童ノ便宜ヲ圖リ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ(同上)改正

第四十九條 高等小學校補習科ノ學級ハ男女ヲ合シテ之ヲ編制スルコトヲ得ス但シ其ノ教授時間ヲ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ此ノ限ニアラス

第五十條 補習科ノ教場ハ正教科ヲ授クル校舍外ニ之ヲ設クルコトヲ得

第五十一條 補習科ノ教授ハ正教科ヲ教授スル教員又ハ代用教員ニ於テ之ヲ擔任スヘシ

補習科ノ教授時間ノ正教科ノ教授時間内ニ定メタルトキハ前項ノ規定ヲ適用セス

特別ノ事情アルトキハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五十二條 第四十三條第一項、第四十四條第四十六條及第四十八條ノ場合ニ於テハ府縣知事ノ認可ヲ受ク

ヘシ(同上)追加

第五節 教科用圖書(明治三十六年文部省令第二十二號改正)

第五十三條 小學校教科用圖書中修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖畫ヲ除キ其ノ他ノ圖書ニ限

リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定ヲ經タルモノニ就キ府縣知事之ヲ採定ス但シ體操、裁縫、手工及尋常小學校第四學年以下ノ唱歌ニ關シテハ兒童ニ使用セシムヘキ圖書ヲ採定スルコトヲ得ス

又國語書キ方、算術、理科、圖畫ノ教科用圖書及小學地理附圖ハ學校長ニ於テ之ヲ兒童ニ使用セシメサルコトヲ得(明治四十年文部省令第二十六號改正)

第五十四條 小學校令第二十二條第二項又ハ前條ニ依リ教科用圖書ヲ採定シタルトキハ之ヲ使用セントスル

學年ノ開始ヨリ九十日前ニ其ノ旨ヲ公布スヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)

特別ノ事情アルトキハ前項ノ公布期限ニ依ラサルコトヲ得(大正二年文部省令第二十號改正)

第五十五條 文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ增加シタルトキハ其ノ採定ノ效力ヲ失フ

(明治二十六年文部省令第二十二號改正)

第五十六條 小學校教科用圖書ハ使用ヲ始メタル後四箇年ヲ經ルニアサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其ノ圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ襲用セシムヘシ

特別ノ事情アルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケテ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得(同上)改正

第五十七條 小學校教科用圖書ノ採定ニ關シ其ノ前後ヲ問ハス左ノ各號ノ一ニ該當スル所爲アル者ハ三月以

下ノ禁錮又ハ百圓以内ノ罰金ニ處ス(大正二年文部省令第二十二號改正)

一 直接又ハ間接ニ金錢物品手形其ノ他ノ利益若ハ公私ノ職務ヲ官吏、學校職員若ハ運動者ニ供與シ又ハ供與センコトヲ申込ミタル者又ハ供與者ハ申込ヲ承諾センコトヲ周旋勸誘シタル者竝供與ヲ受ケ若ハ申込ヲ承諾シタル者

二 直接又ハ間接ニ酒食、遊覽等其ノ方法及名義ノ何タルヲ問ハス人ヲ饗應接待シ又ハ饗應接待ヲ受ケタル者又ハ旅費若ハ宿泊料ノ類ヲ代辨シ及其ノ代辨ヲ受ケタル者竝此等ノ約束ヲ受ケタル者

三 官吏、學校職員又ハ其ノ關係アル學校、法人等ニ對スル利害ノ關係ヲ利用シ直接若ハ間接ニ官吏、學校職員ヲ誘導シ又ハ威逼シタル者及其ノ誘導威逼ニ應ジタル者

四 官吏又ハ學校職員ニ暴行脅迫ヲ加ヘ若ハ之ヲ拐引シタル者

五 採定ヲ妨クル目的ヲ以テ新聞紙、雜誌、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス官吏又ハ學校職員ニ對シ虛偽ノ事項ヲ流布シタル者(明治二十六年文部省令第二十二號改正)

第五十八條 (同上)

第五十九條 (同上)

第六十條 (同上)

第六十一條 (同上)

第六十二條 (同上)

第六十三條 (同上)

第六十三條ノ三 (同上)

(同上)

第二章 設備準則

第六十四條 校地、校舍、體操場及校具ハ學校ノ規模ニ適應スルヲ要ス

校地ハ道德上竝ニ衛生上害ナク且兒童通學ニ便利ナル所ヲ選フヘシ

校舍ハ教授上管理上竝ニ衛生上適當ニシテ質朴堅牢ナランコトヲ要ス(明治三十七年文部省令第一號ヲ以テ本條改正)

第六十五條 (同上)

第六十六條 (同上)

第六十七條 (同上)

第六十八條 (同上)

第六十九條 (同上)

第七十條 (同上)

第七十一條 (同上)

第七十二條 (同上)

第七十三條 (同上)

第七十四條 (同上)

第七十五條 土地ノ情況ニ依リ成ルヘク教員ノ住宅ヲ設クヘシ

第七十六條 校舍ヲ新築、増築、改築シ若ハ市町村立高等小學校及私立小學校ノ校地ヲ選定シ又ハ變更セシ

トスルトキハ市町村、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七十七條 (大正二年文部省令第二十條ニテ削除)

第七十八條 (明治三十七年文部省令第一號ニテ削除)

第七十九條 削除(明治四十二年文部省令第十二號改正)

第三章 就學

第八十條 町村長ハ其ノ市町村内ニ居住シ翌年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ第九號表ノ様式ニ依リ毎年十二月末日マテニ其ノ學齡簿ヲ編製スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ヲ調査シ毎年六月末日マテニ學齡簿ヲ編製スヘシ(明治四十二年文部省令第十二號改正)

第八十一條 市町村長ハ學齡簿編製後三月三十一日マテニ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ往來シタル者アルトキハ遲滯ナク之ヲ學齡簿ニ記入スヘシ

市町村長ハ就學期間中ニ在ル兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者アルトキハ遲滯ナク其ノ兒童ノ就學ノ始期ニ達シタル年ノ學齡簿ニ記入スヘシ但シ第二十五條第二項ニ依ル場合ニ於テハ市町村長ハ學齡簿編製後八月三十一日マテニ其ノ年九月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニシテ其ノ市町村ニ來住シタル者ハ遲滯ナク學齡簿ニ記入スヘシ(同上)

市町村長ハ學齡簿ニ登載ノ兒童ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ遲滯ナク之ヲ抹消スヘシ但シ第二號ニ該當スル者アルトキハ市町村長ハ之ヲ抹消スルト同時ニ學齡簿ノ謄本ヲ兒童ノ轉住地ノ市町村長ニ送付スヘシ(同上)

- 一 兒童死亡シタルトキ
- 二 兒童市町村外ニ轉住シタルトキ
- 三 兒童ノ居所一箇年以上分明ナラサルトキ

前二項ノ外學齡簿ニ記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第八十二條 市町村長ハ兒童ヲシテ市町村立尋常小學校ニ入學セシムヘキ期日ヲ豫メ其ノ保護者ニ通知スヘシ

シ

市町村、町村學校組合又ハ區ノ使用ニ係ル尋常小學校二校以上アル場合ニ於テハ市町村長ハ前項ノ通知ヲ爲スニ當リ兒童ノ入學スヘキ尋常小學校ヲ指定スルコトヲ得但シ兒童ノ保護者ハ其ノ兒童ヲ入學セシメントスル尋常小學校ヲ選定シテ之ヲ市町村長ニ申立ツルコトヲ得

第八十三條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル兒童ノ氏名及入學期日ヲ關係學校長ニ通知スヘシ其ノ通知ヲ爲シタル後兒童ノ就學ニ關シ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

第八十四條 就學スヘキ兒童又ハ其ノ保護者ニシテ小學校令第三十三條ニ掲クル事由アルトキハ其ノ保護者ハ就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ヲ市町村長ニ申立ツヘシ但シ貧窮ニ因ル場合ヲ除ク外醫師ノ證明書ヲ添フルコトヲ要ス

第八十五條 就學猶豫ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ一箇年トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ一箇年以下トス(同上)

第二十五條第二項ノ學年ヲ置キタル場合ニ於テハ前項ノ期間ハ其ノ年四月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ五箇月其ノ年六月ニ於テ就學ノ始期ニ達スヘキ兒童ニ在リテハ七箇月トシ既ニ就學ノ始期ニ達シタル兒童ニ在リテハ各五箇月以下又ハ七箇月以下トス(第六條第二項ト同シク改正同上)

第八十六條 市町村長ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ノ教育ヲ監督スヘシ必要ト認メタルトキハ其ノ兒童ニ就學ニ就キ試驗ヲ行フコトヲ得

第八十七條 市町村長ハ前條ノ兒童ノ教育ヲ不適當ナリト認メタルトキハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ與ヘタル認可ヲ取消スヘシ

第八十八條 兒童ノ保護者ニ於テ其ノ兒童ヲ當然入學セシムヘキ學校以外ノ市町村立尋常小學校ニ入學セシメ又ハ官立、府縣立學校ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修メシメントスルトキハ其ノ學校ノ管理者又ハ學校長

ノ承認書ヲ添ヘ關係市町村長ニ届出ツヘシ
第八十九條 市町村立尋常小學校長ハ第十號表ノ様式ニ依リ學年ノ始ニ於テ入學シタル兒童ノ學籍簿ヲ編制スヘシ

學籍簿ハ入學ノ兒童ニ異動ヲ生シタルトキハ遲滯ナク之ヲ加除訂正スヘシ

第九十條 市町村立尋常小學校長ハ在學兒童ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

第九十一條 市町村立尋常小學校長ハ第八十三條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル兒童中入學期日後七日以内ニ其ノ小學校ニ入學セサル者アルトキハ其氏名ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十二條 在學兒童ニシテ正當ノ事由ナク引續キ七日間缺席シタルトキハ關係學校長ハ遲滯ナク其ノ保護者ニ對シ兒童ヲシテ出席セシムヘキ旨ヲ通知シ仍引續キ七日以上出席セシメサルトキハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十三條 市町村長ニ於テ前二條ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

前項ノ規定ニ依リ二回以上ノ督促ヲナスモ仍就學又ハ出席セシメサルトキハ市町村長ハ其ノ旨ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

第九十四條 郡長又ハ府縣知事ニ於テ前條第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ關係兒童ノ保護者ニ對シ其ノ兒童ノ就學又ハ出席ヲ督促スヘシ

第九十五條 市町村立尋常小學校長ハ每學年ノ終ニ卒業シタル兒童ノ氏名ヲ遲滯ナク關係市町村長ニ報告スヘシ

第九十六條 第八十八條ノ規定又ハ小學校令第三十六條第一項但書ノ規定ニ依リ當然入學スヘキ學校以外ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル兒童ニシテ其教科ヲ卒リタルトキ又ハ其ノ教科ヲ卒ラスシテ退學シ若ハ廢

學シタルトキハ關係學校長又ハ兒童ノ保護者ハ其ノ旨ヲ關係市町村長ニ届出ツヘシ

第九十七條 (明治四十年文部省令第六號創除)

第四章 教員檢定及免許狀

第一節 教員ノ檢定

第九十八條 小學校教員檢定委員會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 會長

一 常任委員

一 臨時委員

第九十九條 會長ハ道廳府縣內務部長ヲ以テ之ニ充ツ(大正二年文部省令第二十號ニテ改正)

常任委員及臨時委員ハ府縣知事之ヲ命ス

臨時委員ハ試驗施行ノ際之ヲ命ス

第一百條 會長ハ會務ヲ整理シ檢定ノ成績ヲ府縣知事ニ報告ス

會長事故アルトキハ府縣知事ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第一百一條 常任委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試驗檢定ニ關スル事ヲ掌ル

臨時委員ハ會長ノ指揮ヲ承ケ試驗檢定ニ關スル事ヲ掌ル

第一百二條 小學校教員檢定委員會ニ書記ヲ置キ道廳府縣判任官ヲ以テ之ニ充ツ(大正二年文部省令第二十號改正)

書記ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第一百三條 會長、常任委員、臨時委員及書記ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第四百四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ教員ノ檢定ヲ受クルコトヲ得ス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者(大正二年文部省令第二十號ニテ創設)

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨償ヲ終ヘサル者(大正二年文部省令第二十號ニテ創設)

三 免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ三箇年ヲ經過セサル者

第四百五條 教員ノ檢定ハ分テ無試験檢定及試験檢定トシ學力身體性行ニ就キ之ヲ行フ(第六號第二項ト同シク改正)

第四百六條 試験檢定ハ毎年少クトモ一回之ヲ行ヒ無試験檢定ハ臨時之ヲ行フ

第四百七條 無試験檢定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ第百八條乃至第百十二條ノ規定ニ對照シテ之ヲ行フ(同上改正)

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀ヲ有スル者

二 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者(大正二年文部省令第二十號ニテ創設)

三 中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

四 公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者

五 其ノ他府縣知事ニ於テ特ニ適任ト認メタル者

前項第四號及第五號ニ該當スル者ニ對シ小學校本科正教員ノ檢定ヲ行フ場合ハ卒業後二箇年以上小學校教

育ニ從事シタル者又ハ高等女學校ヲ卒業シ修業年限一箇年以上ノ補習科ニ於テ小學校教員ニ適スル教育ヲ

受ケ卒業シタル者ニ限ル

第百八條 小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒、女子ニ在リテハ師範

學校女生徒ニ課スル學科程度ニ準ス但シ手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得(明治四十年文

部省令第六號改正)

部省令第六號改正)

本條ニ小學校本科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第百九條 小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教

員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)

修身 道德ノ要旨

教育 教授法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積

歴史 日本歴史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫及簡易ナル幾何畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操及教練(大正二年文部省令第二十號改正)

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

手工 手工ノ大要(明治三十六年文部省令第十一號追加)

農業 農業ノ大要(同上)

商業 商業ノ大要(同上)

圖畫、音樂、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

前項ノ科目中農業及商業ハ男子ニ限リ裁縫ハ女子ニ限ル(大正二年文部省令第二十號ニテ追加)

本條ニ小學校教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ
第一百十條 小學校專科正教員ノ試験科目ハ圖畫、音樂、體操、裁縫、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目トス但シ商業ハ之ヲ商業英語ニ分ツコトヲ得

前項試験科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度ニ準ス
第一項ニ規定シタル各科目ノ試験ハ教育ノ大要及受験科目ノ教授法ヲ附帶シテ之ヲ行フ(第六條第二項ト同シク改正)
小學校專科正教員ノ試験ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル者ニアラサレハ之ヲ行ハス

本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ
第一百十一條 尋常小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニアリテハ體操ハ女子ノ本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)
修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法及學校管理法ノ大要
國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講話並ニ作文、習字
算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例、求積
歷史 日本歷史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要
理科 博物、物理、化學ノ大要
圖畫 自在畫
音樂 唱歌、樂器使用法
體操 體操及教練(大正二年文部省令第二十號改正)

裁縫 通常ノ衣類ノ裁キ方、縫ヒ方、繕ヒ方、前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル(大正二年文部省令第二十號追加)
音樂ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十二條 尋常小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第一百十二條第一項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)
修身 道德ノ要旨
教育 教授法ノ大要

國語 小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字
算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例
歷史 日本歷史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要
理科 博物、物理、化學ノ初歩
圖畫 簡易ナル自在畫
唱歌 單音唱歌
體操 體操及教練(大正二年文部省令第二十號改正)

圖畫、唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得
第一百十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員會ニ於テ第八條乃至第一百十二條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對シテハ其ノ科目ノ試験ヲ闕クコトヲ得

一 師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀ヲ有スル者

- 二 小學校教員免許狀ヲ有スル者(同)
 - 三 文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者
 - 四 小學校教員免許狀又ハ小學師範學科卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者
 - 五 小學校教員講習科ヲ卒リタル者
 - 六 中學校又ハ明治三十二年文部省令第三十四條ニ依リ文部大臣ニ於テ中學校ト同等以上ト認メタル學校ヲ卒業シタル者
 - 七 高等女學校ヲ卒業シタル者
- 第百十四條 試驗檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試驗ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳良ナルトキハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得
- 前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試驗檢定ヲ出願スルトキハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試驗ヲ闕ク(正改)
- 第百十五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二節 教員ノ免許狀

- 第百十六條 (大正二年文部省令第二十號ニテ削除)
- 第百十七條 師範學校長ハ師範學校ヲ卒業シタル者ニ對シ小學校教員免許狀ノ授與ヲ府縣知事ニ申請スヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)
- 第百十八條 府縣知事ニ於テ第百十七條第六號ニ該當スル者ニ小學校正教員免許狀ヲ授與セントスルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ
- 第百十九條 府縣知事ハ小學校教員免許狀登錄簿ヲ作り免許狀ヲ授與シタル者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ

記入スヘシ

- 第百二十條 免許狀ヲ有スル者其ノ氏名ヲ變更シ又ハ免許狀ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ書換若ハ再渡ヲ府縣知事ニ出願スルコトヲ得(大正二年文部省令第二十號改正)
- 前項ニ依リ免許狀ノ書換者ハ再渡ヲ出願スル者ハ手数料トシテ府縣知事ノ定メタル金額ヲ納ムヘシ(大正二年文部省令第二十號改正)
- 普通免許狀ノ書換者若ハ再渡ニ關スル手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納ムヘシ
- 第百二十一條 免許狀ヲ受ケタル者ノ氏名及免許狀ノ種類ハ府縣知事之ヲ公告ス(大正二年文部省令第二十號改正)

第五章 職員

第一節 學校長及教員ノ進退

- 第百二十二條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ休職ヲ命スルコトヲ得
- 一 傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタルニ因リ職務ヲ行フニ妨アルトキ
 - 二 學校編制ノ變更又ハ訴願ノ裁決ニ因リ過員ヲ生シタルトキ
 - 三 教員養成ヲ目的トスル官立府縣立學校ニ入學スルトキ
 - 四 名譽職タル町村長及助役ニ當選シタルトキ(大正二年文部省令第二十號追加)
 - 五 私立小學校ノ教員又ハ外國ニ於テ本邦人ヲ教育スル爲ニ設置シタル學校ノ教員トナルトキ(大正二年文部省令第二十號追加)
 - 六 刑事事件ニ關シ告訴若ハ告發セラレタルトキ
- 第百二十三條 市町村立小學校正教員ニシテ陸海軍現役ニ服シ又ハ戰時事變ニ際シ召集セラレタル者ハ當然

休職者トス但シ陸軍六週間現役ニ服スル者ハ此ノ限ニアラス

第二百二十四條 休職ノ期間ハ第二百二十二條第一號、第二號、第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ一箇年トシ同條第六號ノ場合ニ在リテハ其ノ事件ノ裁判所ニ繫屬中トシ同條第三號及第二百二十三條ノ場合ニ在リテハ其ノ事故止ミタル後尙三箇月トス但シ第二百二十二條第五號後段ノ場合ニ在リテハ府縣知事ハ其ノ期間ヲ延長スルコトヲ得(大正二年文部省令第二十號改正)

第二百二十五條 休職者ハ職務ニ從事セサル外總テ在職者ト異ナルコトナシ但シ別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニアラス

第二百二十六條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ府縣知事ハ之ニ退職ヲ命スルコトヲ得

- 一、不具、癡疾ニ因リ又ハ身體若ハ精神ノ衰弱ニ因リ職務ヲ執ルニ堪ヘサルトキ
- 二、傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ其ノ職ニ堪ヘサルニ因リ又ハ自己ノ便宜ニ因リ退職ヲ出願シタルトキ
- 三、休職者復職シタル爲其ノ代理ヲ要セサルトキ

第二百二十七條 第二百二十二條又ハ第二百二十六條ノ事由ニ因ラスシテ休職又ハ退職ヲ命スル必要アリト認めタルトキハ府縣知事ハ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ特別ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ休職ノ場合ニ於テハ豫メ期間ヲ定メテ具申スルコトヲ要ス

第二百二十八條 市町村立小學校正教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當然退職者トス

- 一 當該學校ノ廢セラレタルトキ
- 二 休職期間滿チタルトキ

第二百二十九條 市町村立小學校教員ニシテ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケ又ハ其ノ免許狀ニシテ效力ヲ失ヒタルトキハ當然其ノ職ヲ失フ

第二百三十條 市町村立小學校准教員ノ進退ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第二百三十一條 第二百二十二條第一號、第二百二十六條第一號及第二號前段ノ事由ニ因リ處分モントスルトキハ

府縣知事ハ其ノ府縣恩給顧問醫ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス

第二百三十二條 私立小學校長及教員ノ採用解職ハ設立者ニ於テ遲滯ナク府縣知事ニ届出ツヘシ

第二節 學校長及教員ノ職務及服務

第二百三十三條 學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ

第二百三十四條 學校長ハ校務ヲ整理シ所屬職員ヲ統督ス

第二百三十五條 正教員ハ兒童ノ教育ヲ擔任シ且之ニ屬スル事務ヲ掌ル

第二百三十六條 准教員ハ本科正教員ノ職務ヲ助ク

第二百三十七條 市町村立小學校長及教員ハ當該學校所在ノ市町村ニ居住スヘシ但シ監督官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ擅ニ其ノ職務ヲ離レ又ハ職務上居住スヘキ地ヲ離ル、コトヲ得ス

第二百三十八條 學校長及教員ハ營利ヲ目的トスル社會ノ業務執行社員、取締役、監查役ト爲リ又ハ給料ヲ受ケテ他ノ事務ヲ行フコトヲ得ス但シ府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

學校長及教員ハ府縣知事ノ認可ヲ受クルニアラサレハ營利ヲ目的トスル業務ヲ爲スコトヲ得ス

第三節 懲戒處分、業務停止及免許狀褫奪

第二百三十九條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行ハントスルトキハ府縣知事ハ期間ヲ定メテ本人ヨリ手續書ヲ徵スルコトヲ要ス但シ之ヲ徵スルコト能ハサル事由アルトキハ此ノ限ニアラス

第四百十條 懲戒處分ヲ行フヘキ事件刑事裁判所ニ繫屬スル間ハ同一事件ニ關ス懲戒處分ヲ行フコトヲ得
 第四百十一條 市町村立小學校長及教員ニ對シ懲戒處分ヲ行フトキハ府縣知事ハ本人ニ處分書ヲ交付スヘシ
 第四百十二條 市町村立小學校長及教員ノ減俸ハ一箇月以上一箇年以下減俸ノ處分ヲ受ケタル當時ノ俸給月
 額ノ三分ノ一以下ヲ減給ス
 第四百十三條 市町村立小學校教員ニシテ免職ノ處分ヲ受ケタル者ハ二箇年ヲ經ルニアラサレハ教員ノ職ニ
 就クコトヲ得ス
 第四百十四條 第三百九條乃至第四百一條ノ規定ハ業務停止及免許狀褫奪ノ處分ニ關シ之ヲ準用ス
 第四百十五條 私立小學校長及教員ノ業務停止ハ一箇月以上二箇年以下トス
 第四百十六條 府縣知事ニ於テ學校長又ハ教員ニ對シ免職、業務停止又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ行ヒタルトキ
 ハ其ノ氏名、職名及事由ヲ具シ文部大臣ニ報告スヘシ
 第四百十七條 府縣知事ハ免職又ハ業務停止ノ處分ヲ受ケタル學校長及教員ニシテ改悛ノ實顯著ナリト認メ
 タル者ニハ第四百十三條ノ期間内又ハ業務停止ノ期間内ト雖モ文部大臣ノ認可ヲ受ケ教員ノ職ニ就クコト
 ヲ得シメ又ハ業務停止ヲ解クコトヲ得

第四節 俸給旅費及諸給與準則

第四百十八條 教員ノ月俸額ハ左表ニ依リ之ヲ定ムヘシ但シ土地ノ情況ニ依リ本科正教員及准教員ノ俸給額
 ハ明治三十年勅令第二號第六號ノ金額マテニ減スルコトヲ得 明治四十年文部省令第二十號並同
 四十四年文部省令第十五號改正

職名	本科正教員		專科正教員		准教員	
	上	下	上	下	上	下
一級	九十五圓七十圓	八十圓	五十圓	四十五圓	二十五圓	二十圓
二級	九十圓	七十五圓	四十五圓	三十圓	二十圓	十五圓
三級	八十圓	六十五圓	三十五圓	二十五圓	十五圓	十圓
四級	七十圓	五十五圓	二十五圓	二十圓	十圓	八圓
五級	六十圓	四十五圓	二十圓	十五圓	八圓	六圓
六級	五十圓	三十五圓	十五圓	十圓	六圓	四圓
七級	四十圓	二十五圓	十圓	八圓	四圓	三圓
八級	三十圓	二十圓	八圓	六圓	三圓	二圓
九級	二十圓	十五圓	六圓	四圓	二圓	一圓
十級	十五圓	十圓	四圓	三圓	一圓	〇圓

第四百十九條 本科正教員ニシテ一級上俸ヲ受ケ特ニ功勞アル者ニハ漸次百二十圓マテ増スコトヲ得
 第四百十條 專科正教員ノ俸給ハ其ノ教授時數ニ應シ等級相等ノ俸給額ヲ減スルコトヲ得
 第四百十一條 專科正教員ニシテ他ノ小學校ノ專科正教員ヲ兼ヌル者ニハ關係學校ノ經費ヨリ其ノ俸給ヲ分
 割シテ給スルコトヲ得
 第四百十二條 教員ノ俸給ハ其ノ意ニ反シテ之ヲ減スルコトヲ得ス
 第四百十三條 休職者ニハ其ノ休職中俸給ノ三分ノ一ヲ給ス但シ市町村、市町村學校組合町村學校組合又ハ
 其ノ區ニ於テ特別事情アル場合若クハ第二百二十二條第三號乃至第五號ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ給セザ
 ルコトヲ得 (大正三年十月省令第三十號改正)
 第四百十四條 教員ニシテ在職ノ儘小學校教員講習科ニ入學スル者ニハ俸給ノ一部若ハ全部ヲ給ス但シ其ノ
 額ハ府縣知事ニ於テ市町村、町村學校組合又ハ區ノ意見ヲ聞キ之ヲ定ムヘシ (明治四十一年省令第十八號改正)
 第四百十五條 教員ニシテ陸軍給與令又ハ海軍給與令ニ依リ俸給ヲ受クル者ニハ其ノ間俸給ヲ給セス但シ其
 ノ額本職ノ俸給額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ヲ給スルコトヲ得 (大正三年省令第一號改正)

第一百五十六條 教員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ當月分ノ俸給ハ日割ヲ以テ給スヘシ

一 懲戒ニ因リ免職ニ處セラレタルトキ

二 免許狀褫奪又ハ免許狀ノ失効ニ因リ教員ノ職ヲ失ヒタルトキ

第一百五十七條 教員死亡シタルトキハ其ノ在職中ト休職中トニ拘ラス在職最終俸給月額三箇月分ヲ其ノ遺族ニ給スヘシ

前項ノ遺族及其ノ順位ニ關シテハ判任官俸給令第十三條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス(大正三年一月省令第一號改正)
第一百五十八條 正教員ノ旅費額ハ判任文官ノ例ニ準シ之ヲ定メ准教員ノ旅費額ハ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第一百五十九條 教員ニシテ一週三十二時ヲ超エ教授ヲ擔任スル者ニハ手當ヲ給スヘシ

第一百六十條 學校長又ハ教員ニシテ特ニ勤勞アル者ニハ慰勞金ヲ給スルコトヲ得

第一百六十一條 教員ニシテ宿直スル者ニハ賄料ヲ給スヘシ

第一百六十二條 學校長又ハ教員ニシテ職務ノ爲傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リタル者ニハ療治料ヲ給スヘシ

第一百六十三條 教員ニハ土地ノ情況ニ依リ住宅料ヲ給スヘシ

第一百六十四條 第一百五十九條及第六十條ニ依リ給スル金額ハ府縣知事ニ於テ管理者ノ意見ヲ聞キテ之ヲ決定シ第六十一條乃至第六十三條ニ依リ給スル金額ハ管理者ニ於テ之ヲ決定スヘシ

第一百六十五條 本節ニ規定アルモノヲ除外俸給及旅費ノ支給方法ハ判任文官ノ例ニ準シ地方ノ情況ヲ量リ之ヲ定ムヘシ

第一百六十六條 第四百十八條ニ掲グル表ニ依リ難キ事情アルトキハ特別ノ事情ヲ設クルコトヲ得

第一百六十七條 本節ニ學校長、教員トアルハ市町村立小學校ノ學校長、教員ヲ謂フ

第五節 代用教員

第一百六十八條 市町村立學校代用教員ノ採用解職及懲戒處分ハ市町村立小學校准教員ノ例ニ依ル(第六條第二項ト同シク)

(改正) 第一百六十九條 削除(上同)

第一百七十條 私立小學校代用教員ノ採用解職ニ關シテハ第三百三十二條ノ規定ヲ準用ス(上同)

第一百七十一條 小學校令第四十七條ノ規定並ニ本令第五章第二節ノ規定中准教員ニ關スルモノハ代用教員ニ準用ス

第一百七十二條 府縣知事ニ於テ私立小學校代用教員ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ解職セシムルコトヲ得(上同)

第一百七十三條 市町村立小學校代用教員ノ俸給、旅費其ノ他諸給與ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第六章 授業料

第一百七十四條 尋常小學校ニ於テ授業料ヲ徵收セントスルトキハ市ニアリテハ一箇月二十錢以下町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

第一百七十五條 高等小學校ニ於テ徵收スル授業料ハ市ニ在リテハ一箇月六十錢以下町村又ハ町村學校組合ニ在リテハ一箇月三十錢以下ニ於テ其ノ金額ヲ定メ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第一百七十六條 特別ノ事情アルトキハ市町村又ハ町村學校組合ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受ケ期間ヲ定メテ前二條ノ制限ヲ超エタル授業料ヲ徵收スルコトヲ得(大正二年文部省令第二十號改正)

第一百七十七條 小學校補習科ノ授業料額ハ市町村又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第七十八條 小學校ニ於テハ學年ニ依リ授業料額ニ差等ヲ設クルコトヲ得ス
 第七十九條 他ノ小學校設置負擔ノ區域ヨリ入學スル兒童ニ就キテハ第七十四條及第七十五條ノ制限
 以內ニ於テ授業料額ヲ増スコトヲ得但シ兒童教育事務ヲ委託シタル市町村、町村學校組合又ハ區ヨリ入學
 スル兒童ニ就キテハ此ノ限ニアラス
 第八十條 貧窮ノ爲授業料ヲ納ムルコト能ハサル者ニ對シテハ管理者ハ授業料ノ全部又ハ一部ヲ免除ス
 ヘシ
 一家ノ兒童二人以上同時ニ小學校ニ就學スルトキハ管理者ハ授業料ヲ減スルコトヲ得

第七章 學務委員

第八十二條 市町村、町村學校組合並ニ區ノ學務委員ハ十人以下トス但シ東京市ニ在リテハ十五人マテニ
 増スコトヲ得
 第八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市長、町村長、町村學校組合長、區長並ニ其ノ代理者ヲ補
 助シ又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス(大正二年文部省
 令第二十號改正)
 一 就學督促ニ關スルコト
 二 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト
 三 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト
 四 設備ニ關スルコト
 五 經費豫算ノ調製ニ關スルコト
 六 授業料ニ關スルコト

七 學校基本財産ニ關スルコト
 八 教科目ノ加除及小學校令第二十條第二項ノ教科目選定ニ關スルコト(明治四十年文部
 省令第六號改正)
 九 修業年限ニ關スルコト
 十 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト
 第八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四箇年トス
 補缺選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
 第八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ

第八章

(明治四十年文部
 省令第六號削除)

第八十六條 (上同)
 第八十七條 (上同)
 第八十八條 (上同)
 第八十九條 (上同)
 第九十條 (上同)
 第九十一條 (上同)
 第九十二條 (上同)
 第九十三條 (上同)
 第九十四條 (上同)

第九章

幼稚園及小學校ニ類スル各種學校

第九十五條 幼稚園ハ滿三歳ヨリ尋常小學校ニ入學スルマテノ幼兒ヲ保育スルヲ以テ目的トス
第九十六條 幼兒ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ
補ハシコトヲ要ス

幼兒ノ保育ハ其ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ會得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ爲サシムルコ
トヲ得ス
常ニ幼兒ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシメンコトヲ務
ムヘシ

第九十七條 幼兒保育ノ項目ハ遊戲唱歌談話及手技トス

第九十八條 削除(第六條第二項
下同シク改正)

第九十九條 削除(同上)

第一百條 削除(同上)

第一百一條 保育ノ時數ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定メ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ(改正)

第一百二條 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得

第一百三條 幼稚園ニ於テ幼兒ヲ保育スル者ヲ保母トス

第一百四條 保母ハ女子ニシテ小學校ノ本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知事ノ免許ヲ得タル者
タルヘシ(同上
改正)

第一百四條ノ二 保母ノ免許ヲ得ルニハ檢定ニ合格スルコトヲ要ス
前項檢定ハ小學校教員檢定委員會ニ於テ之ヲ行フ

檢定ニ關スル規程ハ府縣知事之ヲ定ム

第一百四條 第一百四條 第一百五條 第一百九條乃至第二百一十一條ノ規定ハ保母ノ檢定及免許ニ關シ之ヲ準用ス
(同上)

第二百五條 幼稚園長及保母ノ採用、解職懲戒處分、業務停止ハ小學校教員ノ例ニ依ル(同上
改正)

第二百六條 幼稚園ノ幼兒數ハ約百二十人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ約二百人マテニ増スコトヲ得

第二百七條 保母一人ノ保育スル幼兒數ハ約四十人以下トス(同上
改正)

第二百八條 幼稚園ノ設備ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルヘシ

一 建物ハ平家造トシ保育室、遊戲室其ノ他必要ナル諸室ヲ備フヘシ

二 保育室ノ大ハ幼兒五人ニ付一坪ヨリ小ナルコトヲ得

三 遊園ハ幼兒一人ニ付一坪ノ割合ヲ以テ設クルヲ常例トス

四 恩物、繪畫、遊戲道具、樂器、墨板、机、腰掛、時計、寒暖計、暖房器其ノ他必要ナル器具ヲ備フヘ
シ

五 敷地、飲料水及採光窓ニ關シテハ小學校ノ例ニ例ルヘシ

第二百九條 盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ニハ學校長ヲ置クコトヲ得

第二百十條 盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校教員ハ小學校教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府縣知
事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ

第二百十一條 盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校ノ學校長及教員ノ採用、解職懲戒處分、業務停止ハ
小學校教員ノ例ニ依ル(同上
改正)

市町村立ノ盲啞學校其ノ他小學校ニ類スル各種學校長及教員ノ俸給旅費其ノ他諸給ニ關スル規程ハ府縣知
事之ヲ定ム(同上
改正)

第十章、第十一章、第十二章、第十三章、附則 (略ス)

第四號表、第五號表、第六號表、第九號表、第十號表(前出略ス)

四 町市村立小學校教員加俸令

第一條 府縣ハ市町村立小學校教育費國庫補助法第三條第二項ノ下附金ヲ以テ市町村立小學校教員加俸資金トナシ特別會計ヲ設置スヘシ(大正二年九月二十七日勅令第二百八十七號改正)
(削除)(上同)

第二條 市町村立小學校教員加俸資金ヨリ生スル收入ハ之ヲ資金ニ編入スヘシ

第三條 小學校教員ニシテ五箇年以上同一府縣内ノ市町村立小學校ニ勤績シ地方長官ニ於テ成績佳良ナリト認メタルモノニハ年功加俸ヲ給ス

年功加俸ハ正教員ニ在リテハ年額二十四圓乃至六十圓トシ專科正教員及准教員ニ在リテハ年額十二圓乃至二十四圓トス但年功加俸ヲ受ケタル後勤績年數五箇年ヲ加フル毎ニ本科正教員ニ在リテハ年額十八圓乃至三十六圓ヲ加ヘ專科正教員及准教員ニ在リテハ年額十二圓乃至十八圓ヲ加フルコトヲ得(明治四十二年勅令(明治十九年勅令第四十九號改正)

第四條 兵役ニ服スル爲メ職ヲ去リタル者兵役ヲ終リタル後九十日以内更ニ就職シタルトキハ前後ノ在職年數ヲ勤績年數ニ通算ス學校ノ廢止若クハ學校編制ノ變更ニ因リ退職シタル者六十日以内更ニ就職シタルトキ亦同シ

第五條 道廳府縣視學、島廳郡視學、師範學校訓導ニ在職シタル年數ハ之ヲ勤績年數ニ通算ス(大正二年九月二十七日勅令第二百八十七號改正)

第六條 年功加俸ヲ受クル者懲戒處分ヲ受ケタルトキハ年功加俸ノ一部又ハ全部ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

年功加俸ヲ受クル者ニシテ地方長官ニ於テ成績佳良ナラスト認メタルトキハ年功加俸ノ支給ヲ止ム(同上)

第七條 市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ單級學校ニ勤務スルモノニハ年額六十圓以下ノ特別加俸ヲ給ス

市町村立尋常小學校ノ本科正教員ニシテ多級學校ノ一學年ヨリ四學年、五學年又ハ六學年ニ至ル兒童ヲ以テ編制シタル學級ヲ擔任スル者ニハ四十八圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得

僻阪地市町村立尋常小學校ニ勤務スル本科正教員ニハ年額三十六圓以下專科正教員及准教員ニハ年額十八圓以下ノ特別加俸ヲ給スルコトヲ得但シ前二項ニ依リ特別加俸ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス

同一府縣内ニ於テ僻阪地ノ市町村立尋常小學校ニ五年以上勤績スル者ニハ前三項ニ依ル特別加俸ノ外本科正教員ニアリテハ年額三十六圓以下專科正教員及准教員ニ在リテハ年額十八圓以下ヲ加給ス(大正二年九月二十七日勅令第二百八十七號改正)

第八條 小學校令ヲ施行セサル地方ニ於ケル訓導及訓導ノ資格アル學校長ハ本令ニ於テハ本科正教員ト見做ス

第九條 市町村立小學校教員加俸給與ニ關スル細則ハ地方長官之ヲ定ム(大正二年九月二十七日勅令第二百八十七號改正)

附 則

第十條 本令ハ明治三十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 市町村立小學校教育費國庫補助法第六條第一項ニ依リ支給ヲ受クル者ニシテ本令第三條第一項ニ依リ年功加俸ヲ受ケ其額同法ニ依リ受クル額ヨリ寡キトキハ同一學校ニ勤績スル間其差額ヲ加給ス

附錄終

大正元年十月十五日	大正元年十月十八日
大正二年九月廿五日	大正二年九月廿八日
大正三年十月廿六日	大正三年十月廿九日
大正四年十月廿六日	大正四年十月廿九日
訂正版印刷	訂正版發行
再版印刷	再版發行
再版印刷	再版發行
再版印刷	再版發行
再版印刷	再版發行
再版印刷	再版發行

定價金六拾五錢
大正七年金七拾五錢
臨時定價



著者 小川正行
著者 佐藤熊治郎
著者 篠原助市
著者 大葉久吉
發行者 青柳十一郎
印刷者

小川正行
佐藤熊治郎
篠原助市
大葉久吉
青柳十一郎
東京市日本橋區本石町三丁目拾七番地
東京市牛込區市谷加賀町一丁目拾貳番地

東京英會社印刷

發行所 關西專賣

東京市日本橋區本石町三丁目
振替口座東京二八〇番
大阪市東區淡路町四丁目
振替口座大阪四三番

東京寶文館
大阪寶文館
合資會社

